

消費税法

(基礎編)

令和6年度版

税務大学校

学習上の留意事項

- 1 消費税法は、来るべき高齢化社会への対応と税制全体の公平性確保の見地から、昭和63年12月30日に施行、平成元年4月1日から適用された歴史の浅い税法であり、国民全てに関わる税を規定しているという意味で、極めて重要な税法である。

消費税法の学習に当たっては、消費税が一つ一つの取引を課税の対象とする税であるので、取引当事者の一方の視点から検討するだけではなく、取引の相手方の視点からも検討を行い、その取引の本質を見極めることが重要である。

- 2 この講本の記述の構成は、原則として次のとおりである。

- (1) **学習のポイント**

その章又は節で学習する項目のポイントを掲げている。

- (2) **本文**

税務職員として基本的に理解しておいてもらいたい事項については、大きな活字で記述している。中でも特に重要な語句や専門用語などについては、ゴシックで示している。

- (3) **注書**

本文を理解するために必要な事項等について記述している。

- (4) **参考**

本文には最小限度必要な基本的事項しか記述していないので、本文を理解するために知っておいた方が良くと思われる事項を記述している。

- (5) **設例**

具体的な事例に即して理解できるよう、講本中に例題を設けている。

- (6) **索引**

巻末に索引を設けている。これは専門用語、重要事項など是非覚えておいてほしい項目であり、理解度のチェックなど学習の際に利用できる。

凡 例

- 1 この講本は、令和6年1月1日現在の法令及び通達に基づき作成している。
- 2 法令及び通達の略語は、次による。
 - 消法 = 消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）
 - 消令 = 消費税法施行令（昭和63年12月30日政令第360号）
 - 消規 = 消費税法施行規則（昭和63年12月30日大蔵省令第53号）
 - 消基通 = 消費税法基本通達（平成7年12月25日課消2-25他4課共同）
 - 様式通 = 消費税関係申告書等の様式の制定について（平成7年12月25日課消2-26他4課共同）
 - 仕入様式通 = 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存様式に関する申請書等の様式の制定について（平成30年6月6日課軽2-10他6課共同）
 - 通則法 = 国税通則法（昭和37年4月2日法律第66号）
 - 措法 = 租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）
 - 地法 = 地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）
 - 所得臨特法 = 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年4月28日法律111号）
 - 平成27改正法附則 = 所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則
 - 平成28改正法附則 = 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則
 - 平成30改正令附則 = 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則

- 3 条文の符号

- 1, 2 = 条を示す。
- ①, ② = 項を示す。
- 一, 二 = 号を示す。

〈引用例〉

消法2①八 = 消費税法第2条第1項第8号

目次

第1章 総説	1
第1節 間接税の概要	1
1 租税の分類と間接税	1
2 間接税にはどのような特徴があるか	1
3 間接税にはどのような種類があるか	1
4 従量税と従価税	2
第2節 消費税創設の背景	3
1 税制全体の公平性の確保のために	3
2 従来の個別間接税の問題点を根本的に解決するために	3
3 高齢化社会への対応のために	4
4 消費税導入の必要性	4
第3節 消費税法の改正と地方消費税の創設	4
1 消費税法についてどのような改正が行われたか	5
2 地方消費税とはどのようなものか	5
第4節 消費税の使途	7
1 国・地方間の消費税収の配分はどのようにになっているか	7
2 消費税の「社会保障目的税化」とは何か	7
第5節 消費税のあらまし	8
1 消費税にはどのような性格があるか	8
2 消費税の基本的な流れと仕組みはどのようにになっているか	9
第2章 課税の対象	11
第1節 概説	11
1 消費税の課税の対象は何か	11
2 事業者等が行う「取引」の消費税法の取扱いはどのようにになっているか	11
第2節 課税の対象となる国内取引	12
1 課税の対象となる国内取引	12
2 国内取引の判定基準	12
3 事業者が事業として行う取引	13
4 対価を得て行う取引	14
5 資産の譲渡等	14
6 特定仕入れ	15
7 課税の対象にならない取引（不課税取引）	15

第3節 課税の対象となる輸入取引	17
1 課税の対象となる輸入取引	17
2 みなし引取り	17
第3章 非課税と免税	18
第1節 非課税	18
1 非課税の意義は何か	18
2 非課税取引にはどのようなものがあるか	18
第2節 免税	23
1 免税の意義は何か	23
2 免税取引にはどのようなものがあるか	24
3 免税と非課税の違い	25
第4章 納税義務者と納税義務の成立	26
第1節 納税義務者	26
1 国内取引の納税義務者	26
2 輸入取引の納税義務者	26
第2節 小規模事業者の納税義務の免除	27
1 小規模事業者の納税義務の免除とは何か	27
2 課税事業者の選択の特例とは何か	29
3 前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例とは何か	30
4 相続等があった場合の納税義務の免除の特例とは何か	31
5 新設法人の納税義務の免除の特例とは何か	32
第3節 納税義務の成立	33
1 国内取引	33
2 輸入取引	33
第5章 課税標準と税率	34
第1節 課税標準と税率	34
1 課税標準とは何か	34
2 国内取引の課税標準はどのようにになっているか	34
3 輸入取引の課税標準とは何か	36
4 税率（標準税率及び軽減税率）はどのようにになっているか	36
5 軽減税率制度とは何か	37
第2節 課税標準額等の計算	38
1 課税標準額とは何か	38

2	課税標準額及び税額はどのように計算するか	38
3	適格請求書等に記載した消費税額等を基礎として計算する方法（積上げ計算）とは何か	39
第6章 税額控除等		41
第1節 税額控除の概要		41
1	税額控除とは何か	41
2	税額控除にはどのようなものがあるか	41
3	納付税額の計算の仕組みはどのようにになっているか	41
第2節 仕入税額控除		42
1	課税仕入れとは何か	42
2	特定課税仕入れとは何か	42
3	課税仕入れに係る消費税額はどのように計算するか	43
4	特定課税仕入れに係る消費税額はどのように計算するか	44
5	仕入税額控除の要件は何か（適格請求書等保存方式）	44
第3節 仕入控除税額の計算方法		46
1	仕入控除税額はどのように計算するか	46
2	「その課税期間における課税売上高」とは何か、また、どのように計算するか	46
3	課税売上割合とは何か、また、どのように計算するか	47
4	課税仕入れ等の税額の全額を控除できる場合とはどのような場合か	49
5	課税仕入れ等の税額の全額を控除できない場合とはどのような場合か	49
6	仕入返品等がある場合の仕入控除税額はどのように計算するか	51
第4節 簡易課税制度		53
1	簡易課税制度とはどのような制度か	53
2	簡易課税制度による場合の仕入控除税額はどのように計算するか	53
3	簡易課税制度の適用を受けるためにはどのような要件が必要か	54
4	みなし仕入率とは何か	54
5	二以上の事業を行っている場合のみなし仕入率はどのように算出するか	56
第5節 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）		59
1	2割特例とは何か	59
2	適用対象者はどのようにになっているか	59
3	納付税額はどのように計算するか	59
第6節 売上げに係る対価の返還等をした場合等の税額控除等		60
1	売上げに係る対価の返還等をした場合の税額控除はどのようにするか	60
2	特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の税額控除はどのようにするか	61
3	貸倒れが生じた場合の税額控除等はどのようにするか	61

第7章 課税期間、申告・納付、納税地	63
第1節 課税期間	63
1 課税期間はどのように定められているか	63
2 個人事業者の課税期間はどのように定められているか	63
3 法人の課税期間はどのように定められているか	63
4 課税期間の特例とはどのようなものか	64
第2節 申告・納付	64
1 国内取引に係る申告と納付はどのようにするか	64
2 輸入取引に係る申告と納付はどのようにするか	67
第3節 納税地	67
1 納税地とはどのような場所か	67
2 国内取引の納税地はどこか	68
3 輸入取引の納税地はどこか	68
第8章 国等に対する特例	69
第1節 概説	69
1 事業単位の特例	69
2 資産の譲渡等の時期の特例	69
3 仕入税額控除の特例	69
4 一般会計の特例	69
5 申告期限の特例	69
第2節 仕入税額控除の特例	70
1 特定収入の意義	70
2 特定収入がある場合の仕入控除税額の調整	71
第9章 雑則	72
1 届出書を提出するのはどのような場合か	72
2 承認を受けなければならないのは、どのような場合か	74
3 許可を受ける義務にはどのようなものがあるか	74
4 記帳義務とはどのようなものか	74
5 総額表示の義務	75
(参考)	76
1 課税売上高からみた消費税制度の概要	76
2 納付すべき税額の計算の流れ	77
3 勘定科目からみた消費税の課否判定	78

目 次

4	消費税及び地方消費税の確定申告書の作成手順	81
I	一般用申告書	81
II	簡易課税用申告書	91
5	消費税の会計処理	101
6	地方消費税の概要	102
7	消費税申告書・主な届出書の様式	104
索引		151

第1章 総説

第1節 間接税の概要

学習のポイント

- 1 租税の分類と間接税
- 2 間接税にはどのような特徴があるか
- 3 間接税にはどのような種類があるか
- 4 従量税と従価税

1 租税の分類と間接税

租税は、従来から財政学上の様々な学説により分類されているが、税の転嫁の有無により「直接税と間接税」とに分類し、実際に税金を負担する者（担税者）と、その税金を直接納める者（法律上の納税義務者）とが同一となるものを直接税といい、異なるものを間接税という学説が代表的である。

この分類によれば、所得税や法人税は、直接税に属するのに対して、消費税は、物品の販売やサービスの提供を業とする者を納税義務者としているが、その物品やサービスの取引価格に上乗せされて、これらを購入する消費者に税負担が転嫁されることを予定していることから、間接税に属する租税となる。

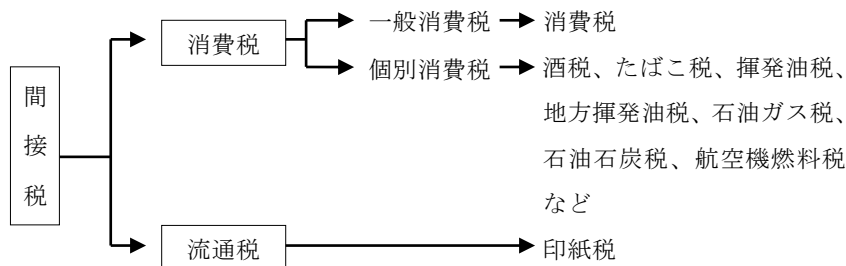
2 間接税にはどのような特徴があるか

間接税は、財・サービスの消費・流通に対して課税することとしており、消費の大きさが等しければ、等しい負担を課することとなるため、税負担の「水平的公平」を図る上で優れた機能がある。

しかし、税を負担する者の所得水準に応じた累進的な負担による「垂直的公平」が求めにくく、個々の事情を配慮しにくいという問題がある。

3 間接税にはどのような種類があるか

我が国の間接税（国税）には、おおむね次のような税目がある。



(参考) 課税ベースの広い間接税の諸類型

類 型		実施の代表例	仕 組 み	
単 段 階 課 税	製造業者売上税	カナダ旧製造業者売上税	製造業者が製造する原則として全ての物品について製造段階で売上課税を行う。	
	卸売売上税	オーストラリア旧卸売売上税、スイス旧卸売売上税	製造業者及び卸売業者が販売する原則として全ての物品について卸売段階で売上課税を行う。	
	小売売上税	アメリカの州小売売上税 カナダの州小売売上税	事業者が消費者に販売する原則として全ての物品及び特定（又は全て）のサービスについて売上課税を行う。	
多 段 階 課 税	累 積 型	EU諸国の旧取引高税 日本の旧取引高税	原則として全ての財貨・サービスについて、取引の各段階で重畳的に売上課税を行う（取引の前段階で課税されていても、その税額を控除しない。）。	
	排 除 型	(EU型) 付加価値税 〔インボイス 方式〕	EU諸国等の付加価値税 日本の消費税	原則として全ての財貨・サービスについて、取引の各段階で売上課税を行うが、インボイス（仕送状）制度により前段階の税額を控除する。
		付加価値税 〔区分記載 請求書等 保存方式〕	日本の旧消費税	原則として全ての財貨・サービスについて、取引の各段階で売上課税を行うが、帳簿及び請求書等の記録に基づいて前段階の税額を控除する。

4 従量税と従価税

具体的な納付すべき税額は、課税標準に税率を乗じて算出される。この課税標準を課税物品の数量等としているものを「従量税」といい、取引価格としているものを「従価税」という。

従量税には、酒税、たばこ税、揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税などがあり、消費税は従価税となっている。

従量税は、課税標準が明確で、事実の確定、法律の適用が容易であるが、個々の課税物品の間の価格差が大きい場合には、税負担の公平という観点から問題が生じやすいほか、課税物品の価格の変動に伴って税負担の調整を行うために税法の改正が必要となる。

従価税は、取引価格を基準としているので、税負担の面では水平的公平を期しやすく、課税物品の価格の変動に即応して税負担を求めることができるという利点を有するが、課税標準の算出が必ずしも容易ではないという難点を有すると指摘されている。

用語の解説

「課税標準」とは、課税物件（課税の対象となるものをいう。）を具体的に金額又は数量等に表示したもので、税額を計算する基礎となるものである。

第2節 消費税創設の背景

学習のポイント

消費税が導入された背景にはどのような事情があったのか（消費税導入の必要性）

1 税制全体の公平性の確保のために

国が、歳入確保のための税を考えると、何に対して課税するか、国民の経済活動の中でどの段階で課税するかが問題となる。いかなる税目もそれぞれの長所を有する反面、何らかの問題点を有することから、所得・消費・資産等に対する課税を適切に組み合わせることにより、税制全体として、その時代、その社会の要請に応えることのできるバランスのとれたものにしていくことが必要である。

戦後における我が国の税制は、昭和25年のシャープ勧告に基づいた所得税中心の税体系を根幹としてきたが、その後数十年を経て、様々なゆがみが目立ってきていた。

これは、戦後の我が国の経済・社会が、産業・就業構造の変容、所得水準の上昇・平準化、消費の多様化・サービス化、経済取引の国際化等著しく変化してきている状況下においても、税制について基本的な見直しが必要となってきたため、経済・社会の実態に合わなくなってきたことが原因といわれている。

国民生活を巡るこのような著しい環境の変化を背景として、税制に対する国民の関心は、税負担について、垂直的公平ばかりでなく、水平的公平を考える方向に向けられてきた。

また、税負担と勤労意欲との関係に対する関心も深まっていた。

基本的には、豊かで安全な我が国の社会においては、誰もが享受している社会共通の便益を賄うための基礎的な負担は、国民ができる限り幅広く公平に分ち合うことが望ましいという考えも広まっていた。

このような国民の税に対する受け止め方の変化や所得課税、消費課税の特徴を踏まえ、昭和63年4月の税制調査会の「税制改革についての中間答申」においても「これからの税制を考えるに当たっては、消費を基準として広く薄く負担を求める間接税の役割について、より積極的に評価することが必要である」と指摘された。

2 従来の個別間接税の問題点を根本的に解決するために

消費税導入前の間接税は、特定の物品やサービスに課税する個別間接税制度が中心であった。しかし、この制度には次のような問題点があった。

例えば、物品税は、毛皮製品やゴルフ用品、水上スキー、普通の家具等に対しては課税されていたが、高級織物（毛織物、絹織物）、テニス用具、スキー、桐製や漆塗りの家具等には課税されていなかった。

また、所得水準が上昇し、国民の価値観や消費態様の多様化もあって、消費支出全体の中から課税すべき物品やサービスを客観的基準によって、選択し、特定することがもはや困難になってきていた。

さらに、経済のソフト化、サービス化が進展し、消費の面でもサービスへの支出の比重がかなり高まってきていたにもかかわらず、こうした分野への直接の課税がほとんど行われておらず、物品とサービスとの間の負担の不均衡という問題が生じていた。

昭和63年当時、世界の主要国をみても、個別間接税制度を採っていたのは我が国だけであり、国際摩擦の一因にもなっていた。

3 高齢化社会への対応のために

今後、我が国は、世界の主要国においても例をみない早さで人口の高齢化が進む見込み（65歳以上の者が総人口のうちに占める割合は、1965年に6.3%だったものが、1995年には14.6%となり、更に2040年には34.8%と予想されている。）であり、年金、医療、福祉のための財源が今後とも増加することは必至である。

これを、主として「働き手」（20歳～64歳の者）に頼っていたこれまでの税制では、今後予想される超高齢社会においては、働き手の税負担も限界に達し、納税者の重税感、不公平感が高まり、事業意欲や勤労意欲をも阻害することになりかねないことが懸念された。

4 消費税導入の必要性

以上のようなことから、税制全体としての負担の公平を高める上で、間接税が果たすべき役割を十分に発揮させ、従来の個別間接税制度が直面している問題を根本的に解決するためには、従来の間接税制度を抜本的に改正し、消費全般に、広く、薄く、負担を求める消費税の創設が必要であると考えられた。

その結果、『消費税法』は、昭和63年12月30日に施行され、平成元年4月1日から適用、実施された。

第3節 消費税法の改正と地方消費税の創設

学習のポイント

- 1 消費税法についてどのような改正が行われたか
- 2 地方消費税とはどのようなものか

1 消費税法についてどのような改正が行われたか

消費税法は、平成3年5月に非課税範囲の拡大や中小事業者に係る特例制度の見直しなどの改正が行われ平成3年10月1日から実施された。

平成6年11月には、所得課税の負担の軽減と消費課税の充実を内容とする税制改革の一環として、消費税については、税率の3%から4%への引上げや中小事業者に対する特例措置の見直しなどの改正が行われ、平成9年4月1日から実施された。

平成15年度税制改正では、事業者免税点が1,000万円に、簡易課税制度の適用上限が5,000万円に引き下げられ、いずれも平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用された。

平成24年8月には「社会保障と税の一体改革」が行われ、平成26年4月1日から税率が6.3%に引き上げられるとともに、消費税収入の使途を社会保障経費とすることが明確化された。

平成27年度税制改正では、国境を越えた役務の提供に対する課税の見直し（平成27年10月1日以後適用）などが行われた。

税率7.8%への引上げは、平成28年度の税制改正において、平成29年4月1日から令和元年10月1日に延期の上、実施され、同時に、飲食料品や一定の新聞を対象に軽減税率制度が導入された。

令和5年10月1日からは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、原則として、適格請求書発行事業者から交付された適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となった。

2 地方消費税とはどのようなものか

平成6年の税制改革においては、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方財源の充実を図ることとし、消費譲与税（消費税収入額の20%）に代えて「地方消費税」が創設され、平成9年4月1日から実施された。

地方消費税の税率は、消費税額の25%（消費税率に換算すると1%相当）とされ、その賦課、徴収等の事務は、当分の間、国が行うこととされている。

なお、平成24年8月の「社会保障と税の一体改革」において、平成26年4月1日から税率を17/63（消費税率に換算すると1.7%相当）に引き上げることが決められた。

また、税率22/78（消費税率に換算すると2.2%相当）への引上げは、平成28年度の税制改正において、平成29年4月1日から令和元年10月1日に延期の上、実施された。

消費税制度改革の歩み

	税 率	事業者免税点制度	簡易課税制度	みなし仕入率	限界控除制度
【創設時】	3%	適用上限：3千万円	適用上限： 5億円	90%、80% (2区分)	適用上限： 6千万円
【平成3年改正】			適用上限： 4億円	90%、80%、 70%、60% (4区分)	適用上限： 5千万円
【平成6年秋の税制改正】 (平成9年4月施行)	4% + 地方消費税 1%	資本金1千万円以上の新設法人は不適用 ※設立当初の2年間限り	適用上限： 2億円	90%、80%、 70%、60%、 50% (5区分)	制度の廃止
【平成15年度改正】 (平成16年4月施行)		適用上限：1千万円 法人：17年3月決算 から 個人：17年分から	適用上限： 5千万円 法人：17年3月 決算から 個人：17年分から		
【平成23年度改正】		前年又は前事業年度上半期の課税売上高(給与支払額)が1千万円超の事業者には不適用 法人：25年12月決算から 個人：25年分から			
【社会保障と税の一体改革】 (平成26年4月施行)	6.3% + 地方消費税 1.7%	課税売上高5億円超の事業者が設立する新設法人には不適用 (注)26年4月以降に設立される法人			今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、みなし仕入率の水準について必要な見直しを行う
【平成26年度改正】				90%、80%、70%、60%、50%、 40% (6区分) 法人：28年3月決算から 個人：28年分から	
【平成27年度改正】 (令和元年10月施行)	標準税率 7.8% + 地方消費税 2.2%	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>課税の対象及び納税義務者の見直し</p> <p>「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し」</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信利用役務の提供に係る内外判定の見直し 課税方式の見直し（「リバースチャージ方式」の導入）など </div>			
【平成28年度改正】 (令和元年10月施行)	軽減税率 6.24% + 地方消費税 1.76%	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>複数税率制度の下での適正な課税の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の導入など（令和5年10月1日から適用） </div>			
【平成30年度改正】		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>中小事業者の税額計算の特例（令和元年10月から一定期間適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者を対象 </div>			

第4節 消費税の使途

学習のポイント

- 1 国・地方間の消費税収の配分はどのようになっているか
- 2 消費税の「社会保障目的税化」とは何か

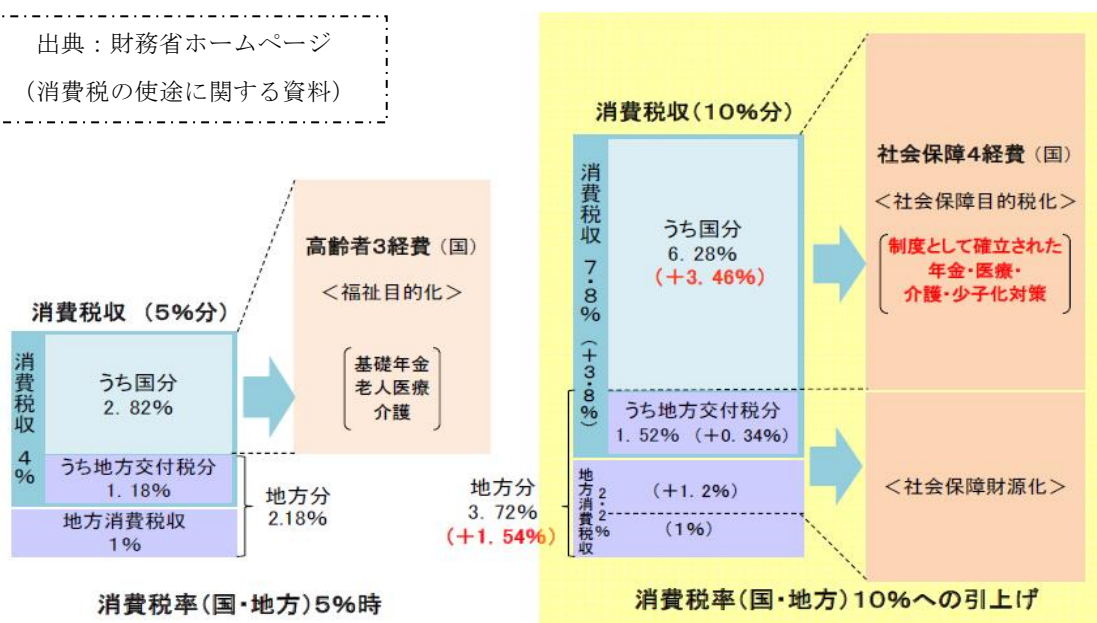
1 国・地方間の消費税収の配分はどのようになっているか

社会保障・税一体改革により、消費税率の引上げ（令和元年10月1日施行）による増収分は全て社会保障に充て、待機児童の解消や幼児教育の無償化など子育て世代のためにも充当し、全世代型の社会保障財源とすることとされている。

なお、消費税・地方消費税を合わせた税率10%のうち、2.2%は地方消費税であり、地方公共団体の財源として使われ、7.8%は国の消費税であるが、その収入のうち19.5%は地方交付税として地方公共団体に配分されている。これらを合計すると税率10%分の税収のうち、37.2%は地方公共団体の財源に充てられており、国の財源に充てられるのは62.8%となっている。

消費税の国・地方の配分と使途

出典：財務省ホームページ
 （消費税の使途に関する資料）



(注) 税制抜本改革法等に基づく。なお、消費税率(国・地方)8%への引上げ時には、消費税収6.3%(うち国税分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%))。地方消費税収1.7%(+0.7%)。(地方財源3.1%)

2 消費税の「社会保障目的税化」とは何か

消費税(国分)の収入については、平成11年度予算以降、基礎年金、老人医療及び介護の福祉予算に充てることが予算総則に明記されていた(福祉目的化)。平成26年度から、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとするのが消費税法上明記された(社会保障目的税化)(消法1②)。

(注) 「予算総則」とは、歳入歳出予算などのほかに毎年度の財政運営に必要な基礎的事項について、条文形式で規定を設け、その年度の予算の一部として国会の議決を求めるものである。

第5節 消費税のあらまし

学習のポイント

- 1 消費税にはどのような性格があるか
- 2 消費税の基本的な仕組みはどのようなになっているか

1 消費税にはどのような性格があるか

(1) 消費税は消費に対して広く公平に課税

消費税は、「消費」に対して、広く、公平に、負担を求めることとしている。したがって、医療、福祉、教育などの限定された一部のものを除き国内で行われるほとんど全ての物品の販売、サービスの提供等及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税の対象としており、取引の各段階でそれぞれの取引金額に対して標準税率7.8%（地方消費税分を合わせると10%）、軽減税率6.24%（地方消費税分を合わせると8%）の税率で課税する多段階課税方式による間接税である。

【参考】・令和元年9月30日までは、6.3%の税率（地方消費税分を合わせると8%）で課税。
・令和元年10月1日からは、税率の引き上げとともに、飲食料品や一定の新聞を対象に軽減税率が実施された。

(2) 消費税は消費者に転嫁

消費税は、事業者の販売する物品やサービスの価格に上乗せされて、製造業者から卸売業者へ、卸売業者から小売業者へ、小売業者から消費者へと、順次先へ転嫁していくことを予定し、最終的には、全て消費者に転嫁され、消費者が物品の購入やサービスの提供を受けることを通じて負担することを予定している税金である。

(3) 税の累積を排除

消費税は、生産、流通の各段階で二重、三重に税が課されることのないよう、売上げに対する消費税額から仕入れ等に含まれている消費税額を控除し、税が累積しない前段階税額控除方式になっている。

2 消費税の基本的な流れと仕組みはどのようになっているか

	原材料製造業者	完成品製造業者	卸売業者	小売業者	消費者
取引	売上げ 20,000	売上げ 50,000	売上げ 70,000	売上げ 100,000	支払総額 110,000
	消費税① 2,000	消費税② 5,000	消費税③ 7,000	消費税④ 10,000	
消費税	仕入れ 20,000	仕入れ 20,000	仕入れ 50,000	仕入れ 70,000	消費者が負担した消費税 10,000
	消費税① 2,000	消費税① 2,000	消費税② 5,000	消費税③ 7,000	
	納付税額A ① 2,000 ↓ 申告・納付	納付税額B ②-① 3,000 ↓ 申告・納付	納付税額C ③-② 2,000 ↓ 申告・納付	納付税額D ④-③ 3,000 ↓ 申告・納付	各事業者が個別に納付した消費税の合計(A+B+C+D) 10,000

(注) 消費税と地方消費税を合わせた税率10%で計算している。

- (1) 課税の対象
- イ 国内取引＝国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等及び特定仕入れ(消法2①八、4①)
 - ロ 輸入取引＝保税地域から引き取られる外国貨物(消法4②)
- (2) 非課税取引
- 消費税の性格から課税になじまないものや、社会政策的配慮によるものなど、消費税を課さないこととされている取引で、国内取引について13項目、外国貨物について7項目(消法6①、②、別表第二及び第二の二)
- (3) 免税取引
- 消費税を免除される輸出取引及び輸出に類似した取引(消法7)
- (4) 納税義務者
- イ 国内取引については、事業者(消法5①)
 - ロ 輸入取引については、保税地域から課税貨物を引き取る者(事業者に限らない。)(消法5②)
- (5) 課税期間
- (原則)
- イ 個人事業者の場合は暦年(消法19①一)
 - ロ 法人の場合は事業年度(消法19①二)
- (6) 課税標準
- イ 課税資産の譲渡等の対価の額(消法28①)
 - ロ 特定課税仕入れに係る支払対価の額(消法28②)
- (7) 税率
- 標準税率7.8%、軽減税率6.24%の複数税率(消法29)
- (注) 地方消費税の税率は、ともに消費税額の22/78(消費税率換算で2.2%、1.76%相当)とされていることから、消費税と地方消費税を合わせた税率は、標準税率10%、軽減税率8%となる。
- 【参考】令和元年9月30日までは、消費税の税率は6.3%、地方消費税の税率は、消費税額の17/63(消費税率換算で1.7%)、合計8%。
- (8) 納付税額の計算(原則的な計算)(消法30①、45①)
- 納付税額＝課税売上げに係る消費税額(売上税額)－課税仕入れ等に係る消費税額(仕入税額)

売上税額 = (標準税率の対象となる税込売上額 $\times 7.8/110$) + (軽減税率の対象となる税込売上額 $\times 6.24/108$)

仕入税額 = 適格請求書等に記載された課税仕入れに係る消費税額等の合計額 $\times 78/100$

【参考】令和5年9月30日までの仕入税額の計算は、税込仕入額 $\times 7.8/110$ (軽減税率の場合は、 $6.24/108$)。
また、令和元年9月30日までは、税込仕入額 $\times 6.3/108$

- (9) 申告・納付
- イ 確定申告 = 課税期間終了後2か月以内 (個人事業者は翌年3月末までに) に申告と納付 (消法45、49、措法86の4)
 - ロ 中間申告 = 毎月 (年11回)、3か月ごと (年3回) 又は6か月経過後 (年1回) (消法42)
中間納付税額は確定申告で精算 (消法48、49)

第2章 課税の対象

第1節 概説

学習のポイント

- 1 消費税の課税の対象は何か
- 2 「課税の対象」と「取引」の関係はどのようになっているか

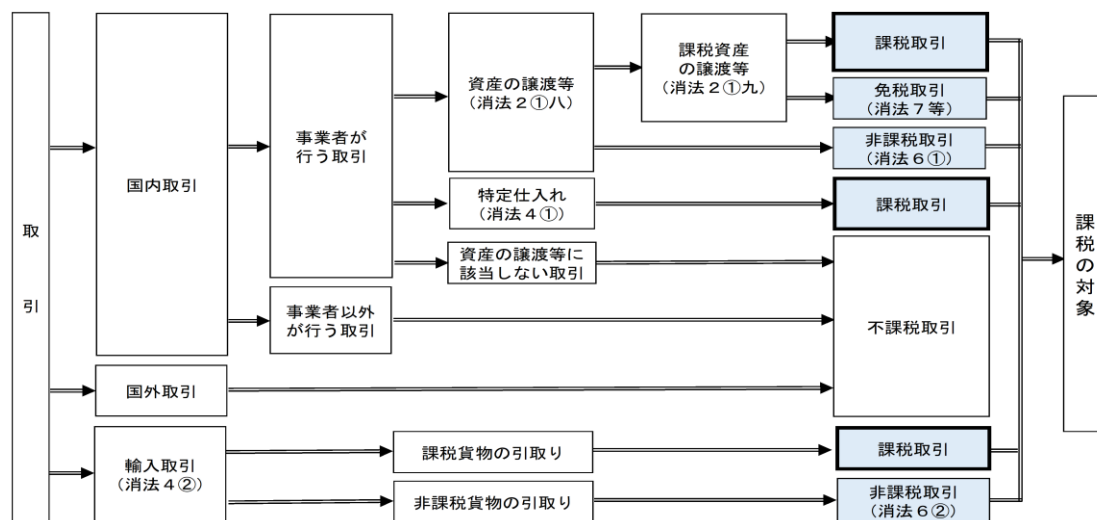
1 消費税の課税の対象は何か

消費税の『課税の対象』は、国内において事業者が行った資産の譲渡等及び特定仕入れ（国内取引）並びに保税地域から引き取られる外国貨物（輸入取引）である（消法4①、②）。

したがって、国外で行われた取引や、国内における取引であっても事業者以外の者が行った取引などは課税の対象にならない（これらの取引をいわゆる「不課税取引」という。）。

また、課税の対象となるものでも一定の取引については非課税取引又は免税取引とされ、消費税が課されなかったり、免除されるものもある。

2 事業者等が行う「取引」の消費税法の取扱いはどのようになっているか



(注) 1 「課税資産の譲渡等」とは、資産の譲渡等のうち、消費税を課さないこととされるもの（非課税取引）以外のものをいう（消法2①九）。なお、消費税法上「資産の譲渡等」、「課税資産の譲渡等」といった場合には、国内取引に限らず、国外取引も含まれることに留意すること。

(注) 2 輸入取引については、事業者以外の者が行ったものであっても課税の対象となる。

第2節 課税の対象となる国内取引

学習のポイント

- 1 課税の対象となる国内取引とは何か
- 2 課税の対象にならない取引（不課税取引）とは何か

1 課税の対象となる国内取引

国内取引に係る消費税の課税の対象は、国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）及び特定仕入れである（消法4①）。

(1) 資産の譲渡等

資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう（消法2①八、②）。

したがって、課税の対象となる資産の譲渡等は、次に掲げる①～④の全ての要件を満たす取引をいう。

- ① 国内において行う取引（国内取引）であること
- ② 事業者が事業として行うものであること
- ③ 対価を得て行うものであること（代物弁済等、みなし譲渡を含む。）
- ④ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）

（注）1 「特定資産の譲渡等」とは、「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」をいう（消法2①八の二）。

（注）2 資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等に該当するものは、特定課税仕入れとして役務の提供を受けた事業者に納税義務が課される。

(2) 特定仕入れ

特定仕入れとは、事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう（消法2①八の二、八の四、八の五、4①）。

2 国内取引の判定基準

消費税は、国内において行う取引に対して課税されるので、事業者が国内と国外の双方で取引を行っている場合には、その取引が国内取引か国外取引かを判定する必要がある。

(1) 資産の譲渡等

資産の譲渡等が国内で行われたかどうかの判定基準は、次のとおりである。

イ 資産の譲渡又は資産の貸付けの場合

原則として、資産の譲渡又は資産の貸付けが行われる時において、その資産が所在していた場所が国内であれば、国内取引になる（消法4③一）。

ただし、居住者が船舶又は航空機を譲渡又は貸付けをした場合には、これら船舶又は航空機の登録をした機関の所在地が国内であれば、国内取引になり、居住者が外国船籍の船舶又は航空機

を譲渡した場合であれば、登録機関が国外なので国外取引となる（消令6①）。

なお、国外において購入した資産を国内に搬入することなく他へ譲渡した場合は、国外取引となる（不課税取引）。

ロ 役務の提供の場合（電気通信利用役務の提供を除く。）

原則として、役務の提供が行われた場所が国内であれば、国内取引になる（消法4③二）。

ただし、運輸、通信その他国内と国外の双方にわたって行われる役務の提供などの場合には、その発源地や到着地等のいずれかが国内であれば、国内取引（免税取引）になる（消令6②）。

ハ 電気通信利用役務の提供の場合

原則として、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて1年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地が国内であれば、その役務の提供を行う事業者の役務の提供に係る事務所等の所在地に関わらず、国内取引となる（消法4③三）。

【参考通達】消基通5-7-1、5-7-2、5-7-3、5-7-10、5-7-13、5-7-15、5-7-15の2

(2) 特定仕入れ

特定仕入れである特定資産の譲渡等が国内で行われたかどうかの判定基準は、次のとおりである（消法4③二、三、④）。

イ 事業者向け電気通信利用役務の提供の場合

事業者向け電気通信利用役務の提供については、上記(1)ハの「電気通信利用役務の提供の場合」と同様に判定する。

ただし、国内事業者が国外事業所等で受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」のうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等にものみ要するものである場合は、国外取引とする。

また、国外事業者が恒久的施設で受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」のうち、国内で行う資産の譲渡等にものみ要するものである場合は、国内取引とする。

ロ 特定役務の提供の場合

特定役務の提供については、上記(1)ロの「役務の提供の場合」と同様に判定する。

3 事業者が事業として行う取引

消費税は、国内において事業者が事業として行う取引を課税の対象としているから、事業者以外の者が行う取引は課税の対象にならない。

「事業者」とは、事業を行う個人（「個人事業者」という。）及び法人をいい、その個人事業者又は法人が居住者であるか非居住者であるかを問わない（消法2①三、四）。

なお、国・地方公共団体及び人格のない社団等も「事業者」に含まれる（消法3、60①）。

「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいい、事業に使用していた資産の売却など事業活動に付随して行われる取引もこれに含まれる（消法2①八、消令2③）。

（注）法人が行う取引は、その全てが「事業として」に該当するが、個人事業者は、事業者の立場と消費者の立場を兼ね備えており、そのうち「事業者として」の取引のみが課税の対象となる。

したがって、家庭で使用している冷蔵庫、テレビ等の生活用資産の売却などは、「事業として」

行う取引に該当しない（不課税取引）。

【参考通達】消基通5-1-1、5-1-7、5-1-8

4 対価を得て行う取引

消費税の課税の対象は、原則として、対価を得て行う取引に限られる。

「対価を得て」とは、資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に対して反対給付を受けることをいう。したがって、単なる贈与や無償の取引、寄附金、補助金、剰余金の配当、宝くじの賞金などは、一般的には対価若しくは対価性がないので、原則として課税の対象にならない。

なお、次の行為は、「対価を得て行う取引」とみなして課税の対象とされている。

(1) みなし譲渡（消法4⑤）

- イ 個人事業者が棚卸資産等の事業用の資産を家事消費又は家事使用した場合
- ロ 法人がその役員に対して資産を贈与した場合

(2) 資産の譲渡等に類する行為（消法2①八、消令2①）

イ 代物弁済による資産の譲渡

「代物弁済による資産の譲渡」とは、債務者が債権者の承諾を得て、約定されていた弁済の手段に代えて他の給付をすることによって債務を弁済する場合の資産の譲渡のことをいい、例えば、借入金の返済を金銭で弁済する代わりに土地を給付する場合などが該当する。

ロ 負担付き贈与による資産の譲渡

「負担付き贈与」とは、受贈者に一定の給付を行う義務を負担させる資産の贈与をいい、実質的には負担の限度で贈与者の給付と受贈者の給付が対価関係にあることとなる。例えば、借入金の返済を肩代わりしてもらうことを条件に土地を贈与するといった負担の付いている贈与などが該当する。

ハ 金銭以外の資産の出資

「金銭以外の資産の出資」とは、法人の設立又は新株の発行に際して、金銭出資に代えて金銭以外の資産を出資したことをいい、その資産の出資は資産の譲渡に該当する。

【参考通達】消基通5-1-2、5-1-4、5-1-5、5-3-1～5-3-3、5-3-5、民法482、民法553

5 資産の譲渡等

「資産の譲渡等」とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう（消法2①八、②）。

(1) 資産の譲渡

「資産の譲渡」とは、売買や交換などの契約により、資産の同一性を保持しつつ、他人に移転することをいう。

「資産」とは、棚卸資産、機械装置、土地、建物などの有形資産に限らず、商標権、特許権などの無形資産等、およそ取引の対象となるものの全てが含まれる。

(注) 1 資産の交換は、資産の譲渡に該当する（消基通5-2-1(注)）。

2 土地の譲渡は、「非課税」とされている（消法6①、別表第二第1号）（第3章第1節 参照）。

(2) 資産の貸付け

「資産の貸付け」とは、賃貸借や消費貸借などの契約により、資産を他の者に貸したり、使用させたりする一切の行為をいう。

また、不動産、無体財産権、その他の資産に地上権、利用権等の権利を設定する行為も資産の貸付けに含まれる（消法2②）。

(注) 土地の貸付け、利子を対価とする金銭の貸付けは、「非課税」とされている（消法6①、別表第二第1号及び第3号）（第3章第1節 参照）。

(3) 役務の提供

「役務の提供」とは、請負契約、運送契約などにより、労務、便益、その他のサービスを提供することをいう。

例えば、請負、宿泊、出演、広告、運送などのほか、税理士、弁護士、作家、スポーツ選手、映画俳優、棋士等によるその専門的な知識や技能に基づく役務の提供もこれに含まれる。

(注) 「給料」は、役務の提供の対価ではあるが、雇用契約に基づく労務の提供は事業に該当しないから、課税の対象にならない（不課税取引）。

【参考通達】消基通5-1-3、5-2-1、5-4-1、5-4-2、5-5-1

6 特定仕入れ

「特定仕入れ」とは、事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう（消法2①八の二、八の四、八の五、4①）。

「特定資産の譲渡等」とは「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」をいう（消法2①八の二）。

(1) 事業者向け電気通信利用役務の提供

「事業者向け電気通信利用役務の提供」とは、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう（消法2①八の四）。

(注) 「電気通信利用役務の提供」とは、資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供をいう（消法2①八の三）。

具体的には、インターネット等の電気通信回線を介して行われる電子書籍、音楽、ソフトウェアの提供、ネット広告の配信、クラウドサービスの提供などの役務の提供が該当する。

なお、電話、FAX、インターネット回線の接続など、通信そのものに該当する役務の提供などは、「電気通信利用役務の提供」に該当しない。

【参考通達】消基通5-8-3、5-8-4

(2) 特定役務の提供

「特定役務の提供」とは、資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇等の役務の提供をいう（消法2①八の五、消令2の2）。

【参考通達】消基通5-8-6

7 課税の対象にならない取引（不課税取引）

国外で行う取引（国外取引）、事業者が事業として行う取引ではない取引（個人事業者が行う生活用資産の譲渡など）、対価性のない取引並びに資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供のいずれにも該当しない取引は、課税の対象にならない。

第2章 課税の対象

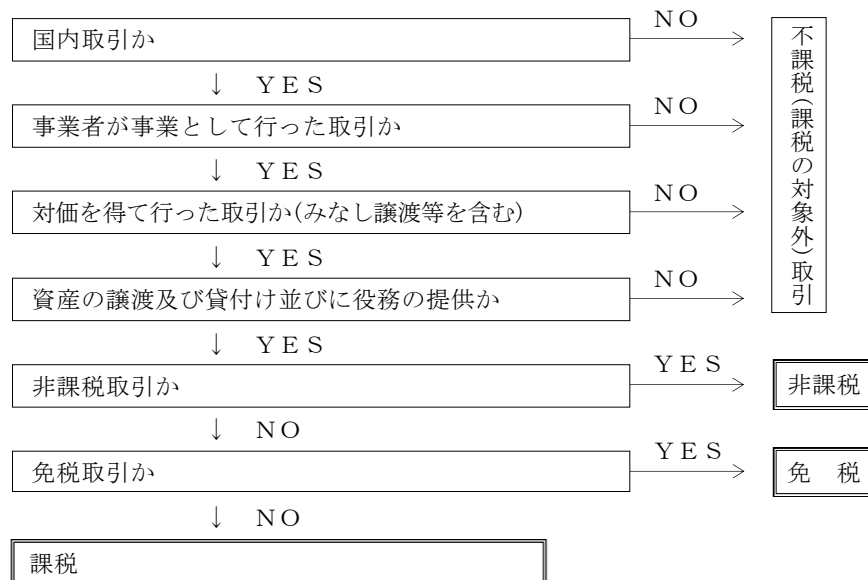
【参考】〔不課税取引の事例〕

課税の対象となる国内取引の要件のいずれかを欠き、かつ、輸入取引にも該当しない取引は、消費税法の適用の対象とはならず、課税されない。

不課税取引には次のようなものがある。

不 課 税 取 引	給与収入のみの者の自家用車の売却	事業者が事業として行うものではないので、課税されない。
	寄附金、祝金、見舞金、補助金など	一般に対価として授受されるものではないので、原則として課税されない。
	試供品、見本品の提供	無償で提供する限り、課税されない。
	保険金、共済金の受領	資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供のいずれにも該当しない。
	剰余金の配当、出資の分配金など	株主や出資者としての地位に基づいて支払われるものであり課税されない。
	資産の廃棄、盗難、滅失	資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供のいずれにも該当しない。
	損害賠償金	心身又は資産に対して加えられた損害に対するものは課税されない。
	国外取引	国内において行われる取引ではないので、課税の対象とならない。

《課税となるかどうかの判定図（特定仕入れ及び輸入取引を除く）》



第3節 課税の対象となる輸入取引

学習のポイント

- 1 課税の対象となる輸入取引とは何か
- 2 みなし引取りとは何か

1 課税の対象となる輸入取引

輸入取引に係る消費税の課税の対象は、保税地域から引き取られる外国貨物である（消法4②）。

外国から輸入されて国内で消費される資産については、国内取引とのバランス上、課税することとしている（「消費地課税主義」）。そこで、保税地域から引き取られる外国貨物については、事業者（免税事業者を含む。）として輸入するほか、消費者たる個人で輸入する場合、無償で輸入する場合も課税の対象となる。

例えば、個人が自己の飲用のために洋酒を輸入した場合も課税の対象となる。

【参考通達】消基通5-6-2

なお、課税貨物の引取りに係る消費税の徴収は、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」に基づいて、税関で行われる。

用語の解説

- 1 「外国貨物」とは、①外国から国内に到着した貨物で、輸入が許可される前のもの及び②輸出の許可を受けた貨物をいう（消法2⑩十、関税法2①三）。
- 2 「課税貨物」とは、保税地域から引き取られる外国貨物のうち消費税を課さないこととされるものの以外のものをいう（消法2①十一）。
- 3 「保税地域」とは、外国貨物について、関税の賦課徴収を保留しておくことができる場所をいう。
 - ・外国貨物は、原則として保税地域以外の場所に置くことができない。
 - ・保税地域には、次の5種類がある（関税法29）。
 - ①指定保税地域、②保税蔵置場、③保税工場、④保税展示場、⑤総合保税地域

2 みなし引取り

保税地域において、外国貨物が消費（又は使用）された場合には、その消費（又は使用）した者が消費（又は使用）した時に、その外国貨物を保税地域から引き取るものとみなして、消費税を課税する（消法4⑥）。

しかし、外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費（又は使用）された場合には、引取りとはみなされない（消法4⑥ただし書）。

【参考通達】消基通5-6-1、5-6-4、5-6-5

第3章 非課税と免税

第1節 非課税

学習のポイント

- 1 非課税の意義は何か
- 2 非課税取引にはどのようなものがあるか

1 非課税の意義は何か

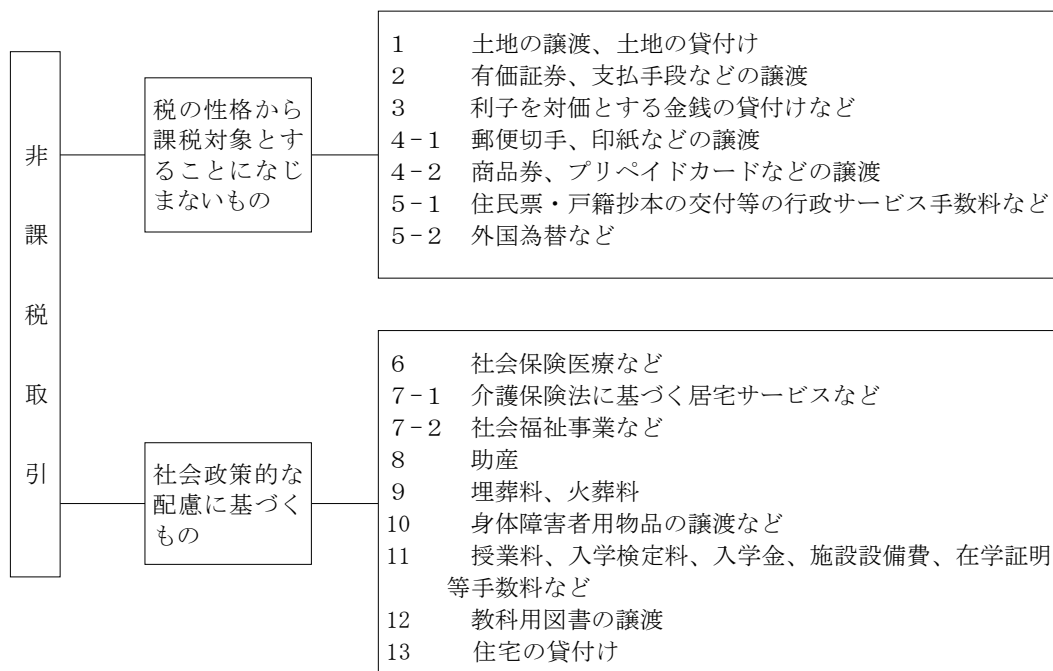
消費税は、国内において行われる資産の譲渡等及び特定仕入れ並びに保税地域から引き取られる外国貨物を課税の対象としているが、その取引の中には、消費に負担を求めるとしての性格から見て課税の対象とすることになじまないものや、社会政策的な配慮から課税することが適当でないものがある。このような取引については、**非課税取引**として消費税を課さないこととしている（消法6①、②）。

2 非課税取引にはどのようなものがあるか

非課税取引は、消費全般に広く公平に負担を求めるという消費税の性格上、極めて限定されたものとなっている（消法6①、②、別表第二及び第二の二）。

(1) 国内取引における非課税

国内において行われる資産の譲渡等のうち、次に掲げるものが、非課税である（消法6①、別表第二）。



◎非課税取引の具体例

1 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け（一時的に使用させる場合等を除く。）

- ① 「土地の上に存する権利」とは、地上権、土地の賃借権、地役権、永小作権等の土地の使用収益に関する権利をいい、鉱業権、土石採取権、温泉利用権及び土地を目的物とした抵当権はこれに含まれず課税対象とされる。
- ② 「一時的に使用させる場合等」とは、土地の貸付期間が1月に満たない場合及び建物、駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合をいう（消令8）。したがって、テニスコートや野球場の貸付けは、課税対象とされる。
- ③ 土地（非課税）と建物（課税）を一括して譲渡した場合には、原則として、その全体の譲渡代金を土地と建物のそれぞれの対価の額に合理的に区分して、土地と建物の譲渡対価を算出することになる。

【参考通達】消基通6-1-2、6-1-4、6-1-5、10-1-5

2 有価証券及び支払手段（収集品及び販売用のものを除く。）等の譲渡

- ① 有価証券とは、例えば次のものをいう。
 - ・ 国債証券、地方債証券、社債券、新株予約権証券、株券
 - ・ 日本銀行等の発行する出資証券
 - ・ 投資信託、貸付信託の受益証券
 - ・ コマーシャル・ペーパー（CP）、外国法人が発行する譲渡性預金証書（海外CD）
 なお、船荷証券、倉荷証券、複合運送証券又はゴルフ会員権（株式、出資若しくは預託の形態のもの）等は、非課税とされる有価証券に含まれず課税対象とされる。
- ② 有価証券に類するものとは、例えば次のものをいう。
 - ・ 登録された国債、地方債、社債、株券の発行がない株式等
 - ・ 合名会社等の社員の持分、協同組合等の組合員や会員の持分等
 - ・ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権
- ③ 支払手段とは、例えば次のものをいうが、これらのうち収集品や販売用のものは課税対象とされる。
 - ・ 銀行券、政府紙幣、硬貨
 - ・ 小切手（旅行小切手を含む。）、為替手形、約束手形、信用状
- ④ 支払手段に類するものとは、例えば次のものをいう（消令9④）。
 - ・ 暗号資産

【参考通達】消基通6-2-1～6-2-3

3 利子を対価とする貸付金その他の特定の資産の貸付け及び保険料を対価とする役務の提供等

例えば、次のものが非課税とされる。

- ・ 国債、地方債、社債、新株予約権付社債、預金、貯金及び貸付金の利子
- ・ 集団投資信託、法人課税信託等の収益として分配される分配金

- ・ 信用の保証料、保険料、共済掛金、手形の割引料
- ・ 割賦販売、ローン提携販売及び包括信用購入又は個別信用購入あっせんの手数料（契約においてその額が明示されているものに限る。）

【参考通達】消基通6-3-1

4-1 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡

次のものが非課税とされる。

- ・ 日本郵便株式会社が行う郵便切手類（郵便切手帳、現金封筒、小包郵便物包装物品等を除く。）又は印紙の譲渡
- ・ 簡易郵便局法第7条第1項に規定する委託業務を行う施設又は郵便切手類販売所、印紙売りさばき所が行う郵便切手類又は印紙の譲渡
- ・ 地方公共団体又は売りさばき人が行う証紙の譲渡
（注）郵便切手類等がいわゆる「金券ショップ」で販売される場合には課税対象とされる。

【参考通達】消基通6-4-1、6-4-2

4-2 物品切手等の譲渡

- ① 物品切手等とは、例えば、商品券、ギフト券のように物品の給付、貸付け又は役務の提供に係る請求権を表彰する証書をいう。
- ② 次の要件のいずれも満たす証書は、物品切手等として取り扱われる。
 - イ 証書と引換に一定の物品の給付や貸付け、特定の役務の提供を約するものであること
 - ロ 給付請求権利者が証書と引換えに一定の物品の給付や貸付け、特定の役務の提供を受けたことによって、その対価の全部又は一部の支払債務を負担しないものであること
- ③ 物品（乗車券を含む。）の譲渡又は役務の提供を受けるためのカード（プリペイドカード等）その他これに類するもの（数回にわたって任意の金額部分だけの給付を受けるものを含む。）は、物品切手等に該当する。

【参考通達】消基通6-4-3～6-4-5

5-1 国、地方公共団体等が法令に基づき徴収する手数料等に係る役務の提供

例えば、次のものが非課税とされる。

- ① 次の全ての要件を満たす手数料等
 - イ 国、地方公共団体、公共法人、公益法人等が法令に基づいて行う事務で、登記、登録、許可、指定、検査、証明、公文書の交付等に係るものであること
 - ロ 手数料等の徴収が法令に基づくものであること
- ② ①イに類する一定の登録等（法令にその徴収の根拠が規定されていないもの）
- ③ 執行官、公証人の手数料

【参考通達】消基通6-5-1、6-5-2

5-2 外国為替業務に係る役務の提供

次のものが非課税とされる。

- ・ 外国為替取引、対外支払手段（信用状、旅行小切手）の発行及び売買

【参考通達】消基通6-5-3

6 公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等

例えば、次の医療等が非課税とされる。

- ・ 健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法等の規定に基づいて行われる社会保険医療等
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく療養の給付、入院時食事療養費・特別療養費の支給に係る療養等
- ・ 生活保護法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の規定に基づく医療等
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づく療養の給付等

【参考通達】消基通6-6-1～6-6-3

7-1 介護保険に係る資産の譲渡等（利用者の選定による一部サービスを除く。）

例えば、介護保険法の規定に基づいて行われる次のものが非課税とされる。

- ・ 居宅要介護者の居宅において行われる訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション等
- ・ 居宅要介護者について、特別養護老人ホーム等の施設に通わせて行う通所介護、通所リハビリテーション等
- ・ 居宅要介護者について、介護老人保健施設等に短期間入所させて行う短期入所生活介護、短期入所療養介護等
- ・ 特別養護老人ホームに入所する要介護者について行われる介護福祉施設サービス
- ・ 介護老人保健施設に入所する要介護者について行われる介護保健施設サービス

【参考通達】消基通6-7-1～6-7-4

7-2 社会福祉法に規定する社会福祉事業等

例えば、次の事業に係るものが非課税とされる。

- ・ 生活保護法に規定する救護施設、更生施設等を経営する事業
- ・ 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、助産施設、保育所等を経営する事業
- ・ 老人福祉法に規定する養護老人ホーム等を経営する事業
- ・ 児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等に規定する児童自立生活援助事業、老人デイサービス事業、介助犬訓練事業などの事業
- ・ 更生保護事業法に規定する更生保護事業

なお、授産施設等における生産活動としての作業に基づく資産の譲渡等は課税対象とされる。

【参考通達】消基通6-7-5～6-7-9

8 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等

例えば、次のものが非課税とされる。

- ・ 妊娠しているか否かの検査
- ・ 妊娠していることが判明した時以降の検診、入院
- ・ 分娩の介助
- ・ 出産の日以後2月以内に行われる母体の回復検診
- ・ 新生児に係る検診及び入院

なお、保険診療に係る部分は6の公的医療として非課税とされる。

【参考通達】消基通6-8-1～6-8-3

9 埋葬に係る埋葬料、火葬に係る火葬料等

墓地、埋葬等に関する法律に規定された次のものは非課税とされる。

- ・ 死体を土中に葬るための埋葬料
- ・ 死体を葬るために焼く場合の火葬料

なお、葬儀業者等に支払う葬儀料は課税対象とされる。

【参考通達】消基通6-9-1、6-9-2

10 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け等

- ① 対象とされる身体障害者用物品とは、義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、車椅子等で身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものである（消令14の4①）。
- ② 非課税とされる資産の譲渡等は、身体障害者用物品の譲渡、貸付け及び製作の請負並びに身体障害者用物品の修理のうち厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものである（消令14の4②、平成3年6月7日厚生省告示第130号）。

【参考通達】消基通6-10-1～6-10-4

11 学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設設備費等

例えば、次のもの（学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校及び職業能力開発校等において行われるものに限る。）が非課税とされる（消令14の5）。

- ・ 授業料
- ・ 入学金及び入園料
- ・ 施設設備費
- ・ 入学・入園のための試験に係る検定料
- ・ 在学証明、成績証明等に係る手数料

【参考通達】消基通6-11-1～6-11-6

12 教科用図書の譲渡

次のものが非課税とされる。

- ・ 文部科学大臣の検定を受けた教科用図書の譲渡
- ・ 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書の譲渡

【参考通達】消基通6-12-1～6-12-3

13 住宅の貸付け

- ① 住宅とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいい、一戸建ての住宅のほかマンション、アパート、社宅、寮等が含まれる。
- ② 契約において人の居住の用に供することが明らかにされているもの（契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に、当該貸付けに係る賃貸人や住宅の状況等からみて、人の居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。）に限られ、その貸付けに係る期間が1月に満たない場合又はその貸付けが旅館業法に規定する旅館業に係る施設の貸付けに該当する場合（旅館、ホテル等）は除かれる（消令16の2）。

【参考通達】消基通6-13-1～6-13-11

(2) 輸入取引における非課税

国内における非課税取引とのバランスを図るため、保税地域から引き取られる外国貨物のうち、次に掲げるものが非課税とされている（消法6②、別表第二の二）。

- ①有価証券等、 ②郵便切手類、 ③印紙、 ④証紙、 ⑤物品切手等、 ⑥身体障害者用物品、
- ⑦教科用図書

第2節 免税

学習のポイント

- 1 免税の意義は何か
- 2 免税取引にはどのようなものがあるか
- 3 免税と非課税の違い

1 免税の意義は何か

免税とは、一定の要件を満たした場合に、資産の譲渡等について課税されるべき消費税を免除することをいう。

消費税は、国内において消費される財貨やサービスに対して税負担を求めることとしている（このことを「消費地課税主義」又は「仕向地課税主義」という。）ことから、輸出して外国で消費されるものや国際通信、国際輸送など輸出に類似する取引については、消費税を免除することとしている（消法7、8）。

なお、消費税が免除される取引を「免税取引」という。

2 免税取引にはどのようなものがあるか

免税取引は、大きく次の3つに分類することができる。

(1) 輸出免税（輸出に類似した取引を含む。）（消法7①）

輸出免税の対象となる主な取引は、次のとおりである。

イ 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け（典型的な輸出）（消法7①一）

（注）最終的に輸出される資産の譲渡等であっても、例えば、次のような取引については、輸出免税の規定は、適用されない。

- ① 輸出する物品の製造のための下請加工
- ② 輸出取引を行う事業者に対する国内での資産の譲渡等

ロ 外国貨物の譲渡又は貸付け（消法7①二）

輸入した貨物を輸入手続をしないで、外国貨物のまま転売等する場合である。

ハ 国内と国外の間の旅客や貨物の輸送又は通信（国際輸送、国際通信）（消法7①三）

ニ 国内と国外の間の郵便又は信書便（国際郵便）（消令17②五）

【参考通達】消基通7-1-1、7-2-1～7-2-7、7-2-23

(2) 輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税（消法8①）

輸出品販売場（いわゆる免税店）を営む事業者が、外国人旅行者などの一定の非居住者（免税購入対象者）に対して行う通常生活の用に供する物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される（消法8①、消令18①、②、③、⑬、⑭）。

なお、7月以内の期間を定めて設置する臨時の販売場を設置する事業者（輸出品販売場を営む事業者に限る。）が、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該臨時販売場を輸出品販売場とみなして免税販売を行うことができる（消法8⑨、⑩）。これを「臨時販売場制度」という。

（注）免税販売の対象となる物品は、一般物品（消耗品以外のもの）については、同一の免税購入対象者に対する同一店舗における1日の販売額（税抜き）の合計が5千円以上のもの、消耗品（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）については、同一の免税購入対象者に対する同一店舗における1日の販売額（税抜き）の合計が5千円以上50万円以下の範囲内のもの。

なお、免税対象物品には、金又は白金の地金その他通常生活の用に供しないものは含まれない。

【参考通達】消基通8-1-1～8-1-2、8-2-5

(3) その他の免税（消費税法以外の法律に基づくもの）

- イ 外航船舶等に積み込む物品の譲渡（措法85①）
- ロ 外国公館等に対する課税資産の譲渡等（措法86①）
- ハ 海軍販売所等に対する物品の譲渡（措法86の2①）
- ニ 合衆国軍隊等に対する資産の譲渡等（所得臨特法7①等）

3 免税と非課税の違い

区 分	免 税	非 課 税
条 文 の 規 定 の 仕 方	消費税を免除する	消費税を課さない
そ の 仕 入 れ に 係 る 仕 入 税 額 控 除	できる	できない
適 用 要 件	証明書保存等	ない
基 準 期 間 の 課 税 売 上 高	含まれる	含まれない
課 税 売 上 割 合	分子・分母ともに算入する	分母のみ算入する

第4章 納税義務者と納税義務の成立

第1節 納税義務者

学習のポイント

消費税を納める義務を負う者は誰か

商品の販売、資産の貸付け、サービスの提供及び保税地域から引き取られる外国貨物に対して消費税が課税されるが、この消費税を国に納める義務のある者、すなわち納税義務者は次のとおりである。

- ◆ 国内取引＝国内において課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。)及び特定課税仕入れを行った事業者(消法5①)
- ◆ 輸入取引＝課税貨物を保税地域から引き取る者(消法5②)

1 国内取引の納税義務者

国内取引の納税義務者は、国内において課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。)及び特定課税仕入れ(課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。)を行った事業者である(消法5①)。

- (1) 「特定資産の譲渡等」に該当する「事業者向け電気通信利用役務の提供」等を受けた事業者(特定課税仕入れとして納税義務を課す(いわゆる「リバースチャージ方式」)。)一方で、これら役務の提供を行った国外事業者(納税義務を課さないこととしている)。
- (2) この場合の「事業者」とは、「個人事業者」及び「法人」をいい、国、地方公共団体、公共法人、公益法人等、人格のない社団等(以下「国等」という。)も含まれる。
また、事業者であれば、国内に住所等を有しているか否かを問わず、非居住者や外国法人であっても、国内において課税の対象となる取引を行う限り、納税義務者となる(消法2①四、3、5①、60①)。

2 輸入取引の納税義務者

輸入取引の納税義務者は、課税貨物を保税地域から引き取る者である(消法5②)。

国内取引については、事業者のみが納税義務者となるが、輸入取引については、事業者のほか消費者個人が輸入者となる場合も納税義務者となる。

これは、消費者個人が直接物品を輸入する際に課税しなければ、国内で国産品を購入する場合と比べ税負担に不均衡が生じるからである。

第2節 小規模事業者の納税義務の免除

学習のポイント

- 1 小規模事業者の納税義務の免除とは何か
- 2 納税義務の免除の特例とは何か

1 小規模事業者の納税義務の免除とは何か

小規模事業者の納税事務の負担に配慮してその課税期間の基準期間における課税売上高が1千万円以下の事業者は、その課税期間の消費税の納税義務が免除される（消法9①）。この制度は、一般に「事業者免税点制度」といわれている。

これにより納税義務が免除される事業者を「**免税事業者**」といい、免除されない事業者を「**課税事業者**」という。

なお、納税義務の判定には、基準期間における課税売上高によるほか、次のような特例がある。

- ① 特定期間（前年又は前事業年度の半年間）の課税売上高等による判定（消法9の2）
- ② 相続があった場合の特例（消法10）
- ③ 合併があった場合の特例（消法11）
- ④ 分割等があった場合の特例（消法12）
- ⑤ 新設法人の特例（消法12の2）
- ⑥ 特定新規設立法人の特例（消法12の3）
- ⑦ 高額特定資産を取得した場合の特例（消法12の4）
- ⑧ 調整対象固定資産（税抜きの取得価額が100万円以上の固定資産）を取得した場合の特例（消法9⑦、12の2②、12の3③）

(1) 「課税期間」とは

事業者が納付すべき又は還付を受けるべき消費税額を計算する場合の計算期間をいい、原則は次のとおりである。

- イ 個人事業者については、その年の1月1日から12月31日までの期間（暦年）（消法19①一）
- ロ 法人については、事業年度（消法19①二）

【参考通達】消基通3-1-1、3-1-2

(2) 「基準期間」とは

納税義務の有無を判定する基準となる期間をいう（消法2①十四）。

- イ 個人事業者は、その年の前々年
- ロ 法人は、その事業年度の前々事業年度

（注）その前々事業年度が1年未満である法人は、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間

(3) 「基準期間における課税売上高」とは

基準期間中の国内において行った「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）」

から、「売上げに係る対価の返還等の金額（返品、値引き及び割戻しの金額で税抜きの金額）の合計額」を控除した金額をいい、基準期間が1年でない法人については、その金額を1年分に換算した金額とする（消法9②一、二、消令19）。

なお、基準期間の課税売上高は、次の算式により計算する。

$$\begin{aligned} \text{基準期間の課税売上高} &= \text{基準期間中の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）} \\ &\quad - \text{基準期間中の売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額} \\ &= \boxed{\text{課税売上げ（税抜き）}} - (\text{課税売上げに係る対価の返還等の金額（税込み）} - \text{課税売上げに係る対価の返還等の金額（税込み）} \times 7.8/110 \times 100/78) \\ &\quad + \boxed{\text{免税売上げ}} - \text{免税売上げに係る対価の返還等の金額} \end{aligned}$$

(注) 1 基準期間が免税事業者の場合は、税抜きにする必要はない。

2 「 $\times 7.8/110 \times 100/78$ 」は、消費税及び地方消費税の合計税額（10%相当額）を計算するためのものである（軽減税率適用分は、「 $\times 6.24/108 \times 100/78$ 」）。

なお、令和元年9月30日までの、消費税及び地方消費税の合計税額（8%相当額）を計算する場合は、「 $\times 6.3/108 \times 80/63$ 」となる。

また、基準期間における課税売上高を図示すれば次のとおりである。

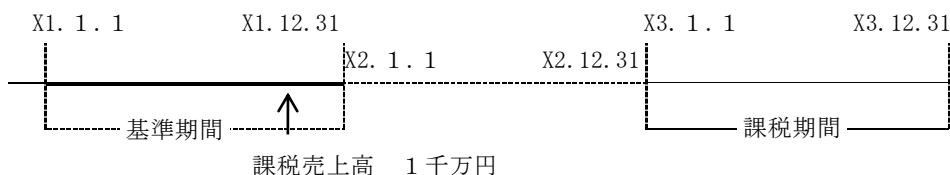
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き） （=課税売上げ（税抜き）+免税売上げ）	
課 税 売 上 高	返品・値引き ・割戻し(税抜き)

基準期間におけるこの「課税売上高」が「1千万円超」か「1千万円以下」かにより納税義務を判定する（消法9①）。

【参考通達】消基通1-4-1、1-4-2、1-4-5

《個人事業者の場合（基準期間＝その年の前々年）の具体例》

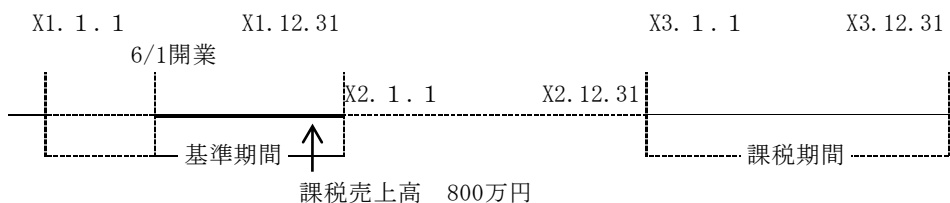
(例1)



★ 基準期間における課税売上高が1千万円以下であるため、納税義務が免除される（消法9①）。

(注)ただし、特定期間の課税売上高が1千万円を超える場合には、免除されない（消法9の2）。

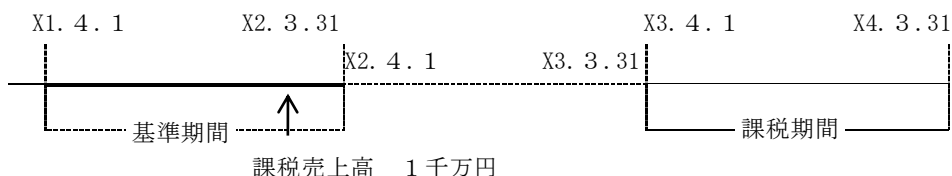
(例2)



- ★① 年の中で開業した場合でも、課税期間は1月1日から開始となるため、基準期間は1/1～12/31である。
- ② 基準期間における課税売上高が1千万円以下であるため、納税義務が免除される(消法9①)。
(注)ただし、特定期間の課税売上高が1千万円を超える場合には、免除されない(消法9の2)。

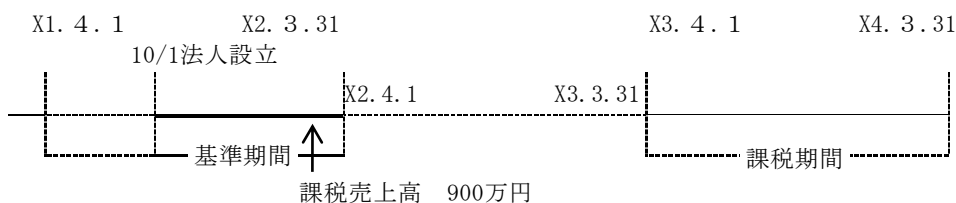
《法人の場合(基準期間=その事業年度の前々事業年度)の具体例》

(例1)



- ★ 基準期間における課税売上高が1千万円以下であるため、納税義務が免除される(消法9①)。
(注)ただし、特定期間の課税売上高が1千万円を超える場合には、免除されない(消法9の2)。

(例2)



- ★① 当該前々事業年度が1年未満の場合の基準期間
その事業年度開始の日(X3.4.1)の2年前の日(X1.4.2)の前日(X1.4.1)から同日以後1年を経過する日(X2.3.31)までの間に開始した各事業年度を合わせた期間(X1.10.1～X2.3.31)(消法2①十四)
- ② 基準期間が1年未満のため、当該期間中の課税売上高を1年分に換算した結果が1千万円超であるため、納税義務あり(900万円÷6か月×12か月=1,800万円>1千万円)(消法9②二)。

2 課税事業者の選択の特例とは何か

免税事業者であっても、課税事業者になることを選択することができ、その旨の届出書(消費税課税事業者選択届出書)を所轄税務署長に提出した場合には、原則として、提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後は課税事業者になる(消法9④)。

また、課税事業者を選択した事業者が当該選択をやめようとするときは、所轄税務署長にその旨の届出書(消費税課税事業者選択不適用届出書)の提出を要し、当該届出書を提出した場合には、その提出をした日の属する課税期間の翌課税期間以後、課税事業者選択届出書の効力は失われる(消法9⑤、⑧)。

なお、この不適用届出書は、事業を廃止した場合を除き、課税事業者の選択によって納税義務者となった課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ提出することができない(消法9⑥)。

したがって、最低2年間は課税事業者として申告・納税義務を負うこととなる。

3 前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例とは何か

個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が1千万円以下である場合において、当該個人事業者又は法人（課税事業者を選択しているものを除く。）のうち、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る**特定期間**における課税売上高が1千万円を超えるときは、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度については、納税義務は免除されない（消法9の2①）。

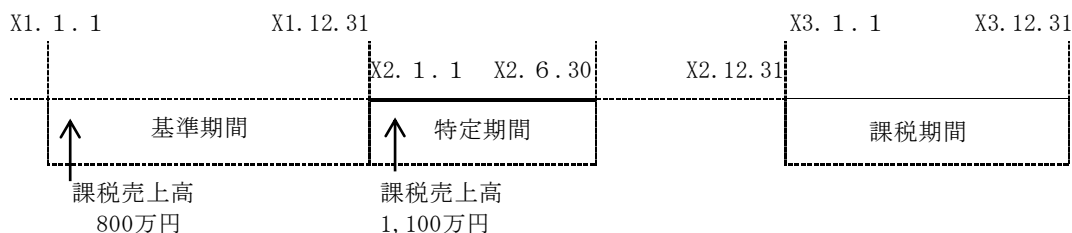
(1) 「特定期間」とは

- イ 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの期間
- ロ その事業年度の前事業年度（7月以下であるものその他一定のもの（下記ハにおいて「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人の当該前事業年度開始の日以後6月の期間
- ハ その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人のその事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他一定のものを除く。）開始の日以後6月の期間（当該前々事業年度が6月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

(2) 給与等の金額による判定

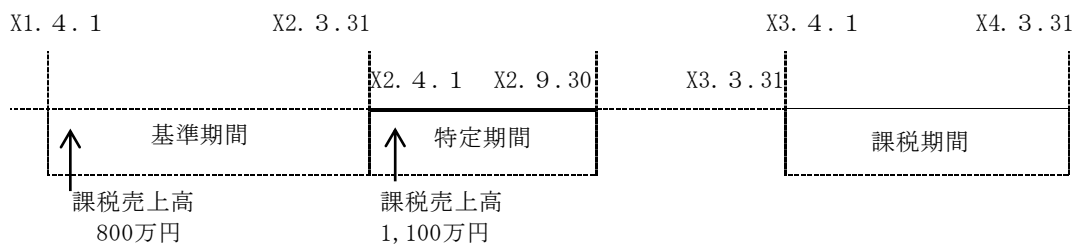
特定期間における課税売上高に代えて、個人事業者又は法人が特定期間中に支払った所得税法に規定する支払明細書に記載すべき給与等の金額に相当するものの合計額により納税義務を判定することができる（消法9の2③）。

《個人事業者の場合の具体例》



- ★ 基準期間における課税売上高が1千万円以下であるが、特定期間における課税売上高が1千万円を超えるため納税義務が免除されない（消法9の2①）。

《法人の場合の具体例》



- ★ 基準期間における課税売上高が1千万円以下であるが、特定期間における課税売上高が1千万円を超えるため納税義務が免除されない（消法9の2①）。

4 相続等があった場合の納税義務の免除の特例とは何か

相続、合併、分割等の場合の納税義務免除の判定については、消法第10条から第12条において、特例規定が設けられている。

ここでは、相続があった場合の特例について説明する。

個人事業者は、前々年（基準期間）の課税売上高により免税事業者になるかどうかを判定するが、免税事業者である個人事業者又は事業を行っていない個人が相続により被相続人の事業を承継した場合の納税義務の判定は、次のとおりである。

(1) 相続のあった年（相続のあった日の翌日からその年の12月31日まで）

被相続人のその年の前々年（基準期間）の課税売上高が1千万円を超える場合には、相続のあった日の翌日からその年の12月31日までの間における納税義務がある（消法10①）。

(2) 相続のあった年の翌年と翌々年

相続人のその年の前々年（基準期間）の課税売上高と被相続人のその年の前々年（基準期間）の課税売上高の合計が1千万円を超える場合には、その年（相続のあった年の翌年又は翌々年）は納税義務がある（消法10②）。

《相続があった場合の納税義務の判定の具体例》

(相続人)		相続 8 / 31				(単位：万円)			
X1年	X2年	X3年	X4年	X5年	X6年	X1年	X2年	X3年	X4年
a	12	b	12	c	12	d	12	12	12
500	600	800	1,900						
			(A)	(B)	(C)	(D)			
(被相続人)									
(a)	(b)	(c)							
1,200	1,300	1,000							

(注) 金額は税抜きである。

【判定】

(A) 課税期間（相続のあった年）

被相続人の基準期間(a)における課税売上高1,200 > 1,000 →納税義務あり（消法10①）

(B) 課税期間（翌年）

600 + 1,300 = 1,900 > 1,000 →納税義務あり（消法10②）
 b (b)

(C) 課税期間（翌々年）

800 + 1,000 = 1,800 > 1,000 →納税義務あり（消法10②）
 c (c)

(D) 以降の課税期間

特例規定はなく、相続人のその課税期間の基準期間における課税売上高により判定する。

【参考通達】消基通1-5-1、1-5-4、1-5-6、1-5-6の2

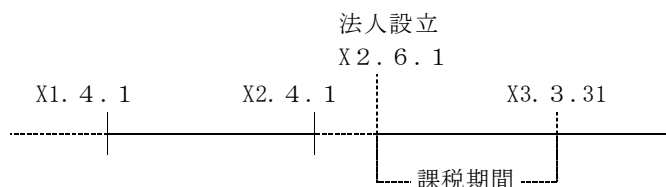
5 新設法人の納税義務の免除の特例とは何か

その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除く。）のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1千万円以上である法人（新設法人）については、その基準期間がない事業年度（課税期間）の納税義務は免除されない（消法12の2）。

なお、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1千万円以上である法人が該当するのであるから、法人を新規に設立した事業年度に限らず当該設立した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1千万円以上である場合には、当該特例の適用を受ける新設法人に該当することとなる（消基通1-5-15）。

（例1）

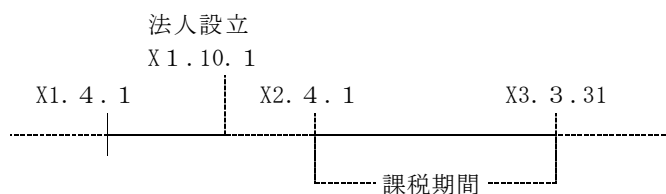
X2. 6. 1 法人設立（資本金3,000万円） 3月決算



★ 課税期間（X2. 6. 1～X3. 3. 31）は設立第1期目であるため、基準期間がない。しかし、資本金が1千万円以上であるため、納税義務は免除されない（消法12の2①）。

（例2）

X1.10. 1 法人設立（資本金2,000万円） 3月決算



★ 課税期間（X2. 4. 1～X3. 3. 31）は設立第2期目であるため、基準期間がない。しかし、資本金が1千万円以上であるため、納税義務は免除されない（消法12の2①）。

なお、設立1期目も納税義務は免除されない。

第3節 納税義務の成立

学習のポイント

通常の場合の納税義務の成立の時期はいつか

1 国内取引

国内取引の納税義務の成立の時期は、課税資産の譲渡等若しくは特定課税仕入れをした時である（通則法15②七）。

この場合の課税資産の譲渡等若しくは特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するもの。）をした時とは、原則として、引渡しがあった日による。

- (注) 1 「特定仕入れ」とは、事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう（第2章第2節6参照）。
2 「特定資産の譲渡等」とは、事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

国内取引について、具体的な納税義務の成立の時期を、取引の態様に応じて例示すると、次のとおりである。

取引の態様	成立時期(原則)
① 棚卸資産の販売(委託販売等を除く。)	その引渡しがあった日
② 固定資産の譲渡(工業所有権等を除く。)	その引渡しがあった日
③ 工業所有権等の譲渡又は実施権の設定	その譲渡又は実施権の設定に関する契約の効力の発生日
④ 請負 ・物の引渡しを要するもの ・物の引渡しを要しないもの	その目的物の全部を完成し相手方に引き渡した日 その約した役務の全部を完了した日
⑤ 人的役務の提供(請負を除く。)	その人的役務の提供を完了した日
⑥ 資産の貸付け ・契約又は慣習により使用料等の支払日が定められているもの ・係争(使用料等の額の増減に関するものを除く。)により支払日が定められていないもの	その支払いを受けるべき日 その支払を受けた日(請求があったときに支払うべきものとされているものにあつては、その請求日)

(注) 「棚卸資産の引渡しのあった日」がいつであるかについては、例えば、出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日等、棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容などに応じ、その引渡しの日として合理的であると認められる日のうち、事業者が継続して棚卸資産の譲渡を行ったこととしている日によるものとする。

【参考】資産の譲渡等の時期等の特例

リース譲渡に係る資産の譲渡等、工事の請負に係る資産の譲渡等及び小規模事業者に係る資産の譲渡等については、その取引の特殊性から資産の譲渡等の時期等について特例の規定が設けられている（消法16～消法18）。

【参考通達】消基通9-1-1～9-1-3、9-1-5、9-1-6、9-1-13、9-1-15、9-1-20

2 輸入取引

輸入取引の納税義務の成立の時期は、課税貨物の保税地域からの引取りの時である（通則法15②七）。

第5章 課税標準と税率

第1節 課税標準と税率

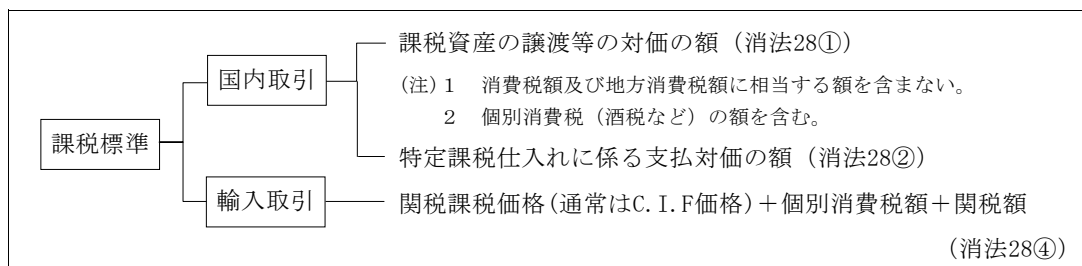
学習のポイント

- 1 「課税標準」とは何か
- 2 「国内取引の課税標準」はどのようになっているか
- 3 「輸入取引の課税標準」とは何か
- 4 税率（標準税率及び軽減税率）はどのようになっているか
- 5 軽減税率制度とは何か

1 課税標準とは何か

「課税標準」とは、課税の対象となるものを具体的に金額又は数量で表したもので、税額を計算する基礎となるものである。この課税標準に税率を乗じて課税されるべき税額が算定される。

消費税の課税標準は、次のとおりである。



※C. I. F価格とは、輸入港到着価格で商品価格に輸入港に到着するまでに要する通常の運賃、保険料が含まれる。

2 国内取引の課税標準はどのようになっているか

国内取引の課税標準は、①課税資産の譲渡等に係る課税標準（みなし譲渡等特殊な取引を含む。）と、②特定課税仕入れに係る課税標準とに分類できる。

(1) 課税資産の譲渡等に係る課税標準

国内取引に係る課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額である（消法28①）。

(2) 特定課税仕入れに係る課税標準

国内取引に係る特定課税仕入れに係る消費税の課税標準は、特定課税仕入れに係る支払対価の額である（消法28②）。

（注）課税売上割合（第6章第3節の3参照）が95%以上である課税期間については、当分の間その課税期間中に行った特定課税仕入れはなかったものとされる（平成27改正法附則42）。

用語の解説

1 「課税資産の譲渡等の対価の額」とは、課税資産の譲渡等の対価につき、対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいい、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まない（消法28①）。

(注) 1 「收受すべき」とは、原則として、当事者間で授受することとした対価の額である（単なる定価、時価ではない。）。

2 「金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益」とは、実質的に資産の譲渡等の対価と同様の経済的効果をもたらすものをいう。

3 「課税資産の譲渡等に係る課税標準」は、課税資産の譲渡等について課されるべき消費税及び地方消費税に相当する額を含まないこととされているので、次の算式により、その取引価額から消費税額及び地方消費税額に相当する金額を差し引くことが必要となる。

$$\text{課税標準} = \text{実際の取引価額 (税込み)} \times \frac{100\%}{100\% + 10\%} \left(\text{軽減税率: } \frac{100\%}{100\% + 8\%} \right)$$

【参考】算式中の10%は令和元年9月30日までは8%

2 「特定課税仕入れに係る支払対価の額」とは、特定課税仕入れに係る支払対価につき、対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう（消法28②）。

(注) 1 「支払うべき」とは、原則として、当事者間で授受することとした対価の額である（単なる定価、時価ではない。）。

2 「金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益」とは、実質的に特定課税仕入れに係る支払対価と同様の経済的効果をもたらすものをいう。

3 「特定課税仕入れに係る課税標準」は、課税資産の譲渡等に係る課税標準と異なり、「課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税及び地方消費税に相当する額を含まない」とする規定がないことから、上記の算式のように110分の100を乗じて税抜計算する必要はなく、支払った対価の額がそのまま課税標準となる。

【参考通達】消基通10-1-1、10-1-3、10-2-1

【参考】特定課税仕入れについては、平成27年改正により平成27年10月1日から適用。(注)3の110分の100は令和元年9月30日までは108分の100

(3) 特殊な取引の場合の課税標準

イ 法人の役員に対する低額譲渡

対価の額がその資産の時価に比して著しく低いとき（通常の販売価額のおおむね50%未満の金額）は、その時価に相当する金額（消法28①）

ロ 個人事業者の棚卸資産等の家事消費等

家事消費等した資産の時価に相当する金額（消法28③一）

ハ 法人の役員に対する贈与

贈与した資産の時価に相当する金額（消法28③二）

なお、上記ロ及びハの場合において、その棚卸資産の課税仕入れの金額以上の金額で、かつ、その棚卸資産の通常他に販売する価額のおおむね50%に相当する金額以上で確定申告したときは、その処理を認めることとされている。

【参考通達】消基通10-1-2、10-1-18

(4) 対価の額の計算

イ 課税資産と非課税資産を一括して譲渡した場合

非課税資産である土地と課税資産である建物を一括して譲渡した場合には、それぞれの資産の

対価の額について、合理的に区分しなければならないが、合理的に区分していない場合には、譲渡の時における価額（時価）の比により区分する（消令45③）。

ロ 個別消費税の取扱い

課税資産の譲渡等の対価の額には、酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税、石油ガス税等の個別消費税額が含まれる。

なお、利用者等が納税義務者となっている軽油引取税、ゴルフ場利用税等の税額は、原則として課税資産の譲渡等の対価の額に含まれないこととなるが、それらの税額が明確に区分されていない場合には、課税資産の譲渡等の対価の額に含まれる。

ハ 源泉所得税がある場合の取扱い

弁護士等の報酬・料金等のように所得税が源泉徴収される場合の課税資産の譲渡等の対価の額は、実際に受領した金額でなく源泉徴収される前の金額となる。

ニ 対価の額が未確定の場合

課税期間の末日までに対価の額が確定していないときは、同日の現況によりその金額を適正に見積もることとしている。

この場合において、その後確定した対価の額が見積額と異なるときは、その差額は、その確定した日の属する課税期間において調整する。

【参考通達】消基通10-1-5、10-1-10、10-1-11、10-1-13、10-1-19、10-1-20

3 輸入取引の課税標準とは何か

保税地域から引き取られる課税貨物の課税標準は、関税課税価格（通常はC. I. F価格）に、関税及び個別消費税額を合計した金額である（消法28④）。

この場合の個別消費税には、その課税貨物の保税地域からの引取りに係る酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税及び石油ガス税等がある。

4 税率（標準税率及び軽減税率）はどのようになっているか

税率は、標準税率7.8%及び軽減税率6.24%の複数税率である（消法29）。

なお、このほかに地方消費税が消費税額を課税標準として22/78（地法72の83）（消費税率2.2%（軽減税率1.76%）相当）の税率で課されるので、消費税と地方消費税とを合わせた税率は10%（軽減税率8%）となる。

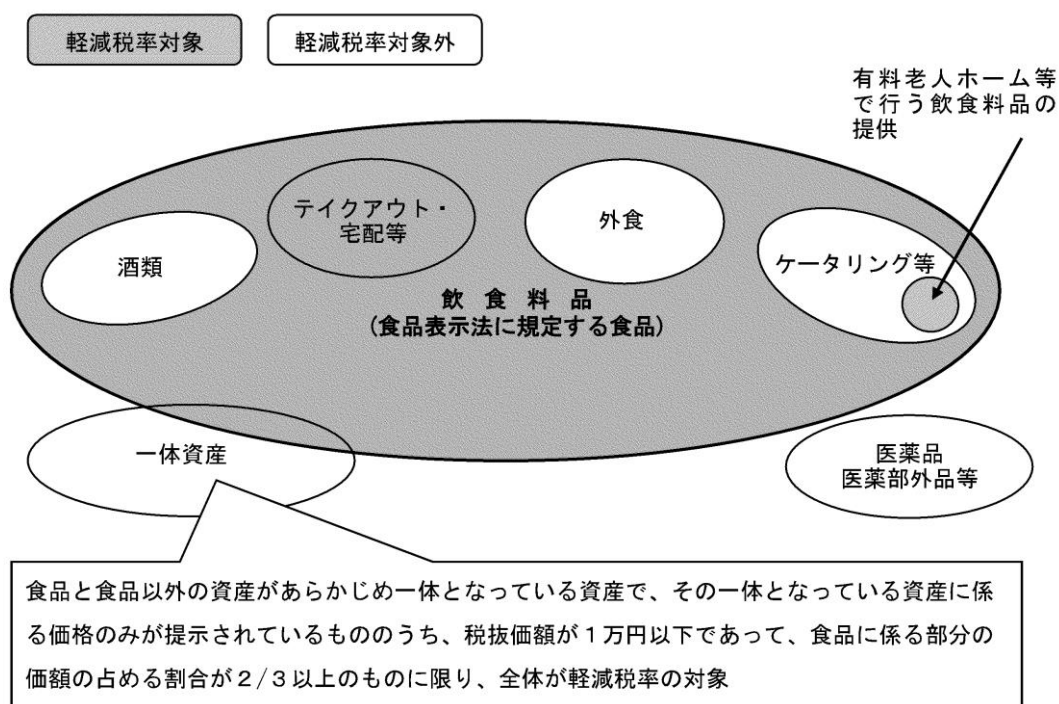
【参考】令和元年9月30日までは、消費税の税率は6.3%（単一税率）、地方消費税の税率は消費税額の17/63（消費税率換算で1.7%）、合計8%。

5 軽減税率制度とは何か

令和元年10月1日の消費税等の税率10%への引上げに伴い、低所得者への配慮の観点から、「飲食料品」と一定の「新聞」の譲渡に該当するものについては、軽減対象課税資産の譲渡等として軽減税率8%が適用されている（消法2①九の二、別表第一）。

【参考】保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減対象課税貨物として軽減税率が適用される（消法2①十一の二、別表第一の二）。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲のイメージ》



(1) 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含む。

なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象品目に含まれない。

(2) 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般的社会事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものである。

※ インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しないことから、軽減税率の適用対象とならない。

【参考通達】消基通5-9-1～5-9-13

第2節 課税標準額等の計算

学習のポイント

- 1 課税標準額とは何か
- 2 課税標準額及び税額はどのように計算するか
- 3 適格請求書等に記載した消費税額等を基礎として計算する方法（積上げ計算）とは何か

1 課税標準額とは何か

消費税の課税標準額とは、次に掲げる①及び②の金額並びにそれらの合計額をいう（消法45①一）。

- ① その課税期間中に国内で行った課税資産の譲渡等のうち、免税取引とされるものを除いた課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額
- ② その課税期間中に国内で行った特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額

2 課税標準額及び税額はどのように計算するか

課税標準額及び課税標準額に対する消費税額の具体的な計算（原則計算）は、所得税及び法人税の課税所得の計算に当たり事業者が選択した会計処理の方式に応じ、次の算式により行うこととなる（会計処理については「（参考）5 消費税の会計処理」101ページを参照）。

なお、軽減税率が適用される課税資産の譲渡等がある場合には、標準税率と軽減税率とに区分して計算を行うこととなる。

また、税率ごとの計算により算出された課税標準額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる（通則法118①）。

(1) 税込経理方式の場合

- イ **課税標準額**＝国内で行った課税資産の譲渡等の対価の額（税込価額）の合計額 ×（標準税率） $100/110$ ＋国内で行った特定課税仕入れに係る対価の額の合計額（千円未満切捨て）
- ロ **課税標準額**＝国内で行った課税資産の譲渡等の対価の額（税込価額）の合計額 ×（軽減税率） $100/108$ （千円未満切捨て）
- ハ **消費税額**＝イ課税標準額（標準税率）× $7.8/100$ ＋ロ課税標準額（軽減税率）× $6.24/100$ （1円未満切捨て）

(2) 税抜経理方式の場合

- イ **課税標準額**＝{国内で行った課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価額）の合計額（標準税率）＋仮受消費税等の額}× $100/110$ ＋国内で行った特定課税仕入れに係る対価の額の合計額（千円未満切捨て）

ロ 課税標準額 = {国内で行った課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価額）の合計額（軽減税率） + 仮受消費税等の額} × 100 / 108（千円未満切捨て）

ハ 消費税額 = イ 課税標準額（標準税率） × 7.8 / 100 + ロ 課税標準額（軽減税率） × 6.24 / 100（1円未満切捨て）

【参考】令和元年9月30日までは単一税率で、(1)/(2)ともに、100/110は100/108、7.8/100は6.3/100。

3 適格請求書等に記載した消費税額等を基礎として計算する方法（積上げ計算）とは何か

適格請求書等保存方式（第6章第2節参照）の導入に伴い、売上げに係る消費税額の計算については、2の原則計算（割戻し計算）によるほか、課税資産の譲渡等について交付した適格請求書又は適格簡易請求書に記載のある消費税額等の合計額に100分の78を乗じて算出する特例計算（積上げ計算）が認められている（消法45⑤、消令62①）。

なお、売上税額について「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られる。

【参考】売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければならない（第6章第2節参照）。

【例】※軽減税率が適用される取引は含まれていない。

1 原則計算（割戻し計算）

(1) 税込経理方式を行っている場合

内 容	金 額（税込み）
売上げ（A機械装置）	15,730,000円
売上げ（B機械装置部品一式）	7,700,000円
売上げ（C保守用部品）	1,320,220円

- ① 税込み課税売上額 = 15,730,000円 + 7,700,000円 + 1,320,220円 = 24,750,220円
- ② 課税標準額 = 24,750,220円 × 100 / 110 = 22,500,200円（千円未満切捨て）
⇒ 22,500,000円
- ③ 消費税額 = 22,500,000円 × 7.8 / 100 = 1,755,000円

(2) 税抜経理方式を行っている場合

内 容	本体価格	消費税額等	計
売上げ（A機械装置）	14,300,000円	1,430,000円	15,730,000円
売上げ（B機械装置部品一式）	7,000,000円	700,000円	7,700,000円
売上げ（C保守用部品）	1,200,200円	120,020円	1,320,220円

- ① 課税標準額 = {(14,300,000円 + 7,000,000円 + 1,200,200円) + (1,430,000円 + 700,000円 + 120,020円)} × 100 / 110
= 24,750,220円 × 100 / 110 = 22,500,200円（千円未満切捨て） ⇒ 22,500,000円
- ② 消費税額 = 22,500,000円 × 7.8 / 100 = 1,755,000円

2 特例計算（積上げ計算）

適格請求書発行事業者については、以下の方法により消費税額を計算することが認められている。

請求書	請求書	請求書
品代 14,300,000円	品代 7,000,000円	品代 1,200,200円
税 <u>1,430,000円</u>	税 <u>700,000円</u>	税 <u>120,020円</u>
計 <u>15,730,000円</u>	計 <u>7,700,000円</u>	計 <u>1,320,220円</u>

※ 適格請求書は、税率ごとに区分した消費税額等を記載する必要があるが省略している。

- ① 課税標準額 = $\underline{14,300,000円 + 7,000,000円 + 1,200,200円}$
 = 22,500,200円（千円未満切捨て）⇒ 22,500,000円
- ② 消費税額 = $\underline{(1,430,000円 + 700,000円 + 120,020円)} \times 78/100 = 1,755,015円$
 （1円未満切捨て）

第6章 税額控除等

第1節 税額控除の概要

学習のポイント

- 1 税額控除とは何か
- 2 税額控除にはどのようなものがあるか
- 3 納付税額の計算の仕組みはどのようなになっているか

1 税額控除とは何か

消費税は生産、流通、販売といった取引の各段階で課税され、消費者が負担することを予定している。しかし、取引の都度その取引価額に対して消費税を課税すると税の累積をもたらすこととなり、最終的には消費者がその累積した税を負担することとなる。

そのため、消費税では税の累積を排除するため、課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除する『前段階税額控除方式』を採用しており、このことを仕入税額控除という。

また、課税売上げについて、値引きや貸倒れ等の一定の事実が生じた場合には、税額調整を行うこととしている。

さらに、中小事業者の納税事務負担に配慮して、課税仕入れに係る消費税額を課税標準額に対する消費税額のみから計算することができる簡便法（簡易課税制度）も設けられている。

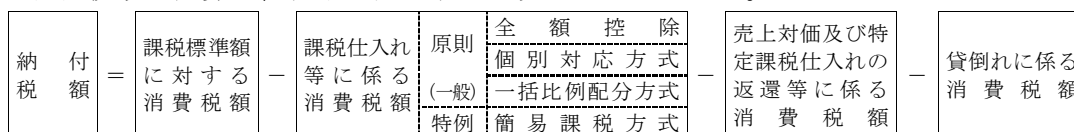
2 税額控除にはどのようなものがあるか

税額控除には次の4種類がある。

- ① 仕入税額控除（消法30①、37①）
- ② 売上げに係る対価の返還等をした場合の税額控除（消法38①）
- ③ 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の税額控除（消法38の2①）
- ④ 貸倒れに係る税額控除（消法39①）

3 納付税額の計算の仕組みはどのようなになっているか

納付税額の計算の仕組みを図示すると次のとおりである。



第2節 仕入税額控除

学習のポイント

- 1 課税仕入れとは何か
- 2 特定課税仕入れとは何か
- 3 課税仕入れに係る消費税額はどのように計算するか
- 4 特定課税仕入れに係る消費税額はどのように計算するか
- 5 仕入税額控除の要件は何か（適格請求書等保存方式）

事業者（免税事業者を除く。）は、国内において行った課税仕入れ、特定課税仕入れ及び保税地域から引き取る課税貨物（以下「課税仕入れ等」という。）に係る消費税額（以下「課税仕入れ等の税額」という。）を、課税仕入れ等を行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することとなっている（消法30①）。これを「仕入税額控除」という。

なお、令和5年10月1日からは、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（インボイス）等と帳簿の保存が「仕入税額控除」の要件となった（「適格請求書等保存方式」いわゆるインボイス制度）。

「適格請求書発行事業者」とは、税務署長の登録を受けた事業者であり、その登録は、課税事業者であれば受けることができる。

（注）減価償却資産や繰延資産についても、その仕入税額控除は課税仕入れ等を行った日の属する課税期間で行うことになる。

【参考通達】消基通11-3-3、11-3-4

1 課税仕入れとは何か

「課税仕入れ」とは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう（消法2①十二）。

具体的には商品の仕入れのほか、備品、消耗品の購入や貨物自動車、建物等の固定資産の購入等も含まれる。ただし、非課税や免税、不課税とされる取引については、課税仕入れには含まない。

（注）1 上記「課税仕入れ」は、当該「他の者」が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたと仮定（事業者が事業としてに該当）した場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、消費税が免除されるもの以外のものに限られる。

2 「役務の提供」には、所得税法第28条第1項に規定する給与等を対価とする役務の提供を含まない。

【参考通達】消基通11-1-1～11-1-3

2 特定課税仕入れとは何か

「特定課税仕入れ」とは、「課税仕入れ」のうち、「特定仕入れ」に該当するものをいう（消法5①）。

（注）「特定仕入れ」とは、事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう（第2章第2節6参照）。

3 課税仕入れに係る消費税額はどのように計算するか

(1) 原則計算（積上げ計算）

適格請求書等保存方式（下記5参照）の導入に伴い、原則として適格請求書発行事業者から交付された適格請求書及び適格簡易請求書（以下「適格請求書等」という。）に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額を基に、次の算式により計算する（請求書等積上げ計算）（消法30①、消令46①）。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \frac{\text{適格請求書等に記載された課税仕入れに係る消費税額等の合計額}}{100} \times 78$$

★ 帳簿積上げ計算

請求書等積上げ計算以外に、次の算式により計算することができる（消法30①、消令46②）。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \frac{\text{帳簿に記載された課税仕入れに係る消費税額等の合計額}}{100} \times 78$$

（注）課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に10/110（軽減税率の対象となる場合は8/108）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入した後の金額）を仮払消費税額等などとして帳簿に記載する必要がある。

(2) 特例計算（割戻し計算）

積上げ計算の適用を受けない事業者は、上記(1)にかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を、次の算式により計算することができる（消法30①、消令46③）。

なお、当該計算は、令和5年9月30日以前の原則の計算方法でもある。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \text{課税仕入れに係る支払対価の額} \times \frac{7.8}{110}$$

（注）「課税仕入れに係る支払対価の額」は、税込金額である（消法30⑧一）。

なお、軽減税率適用分は、6.24/108となる。

【参考】令和元年9月30日までは6.3/108

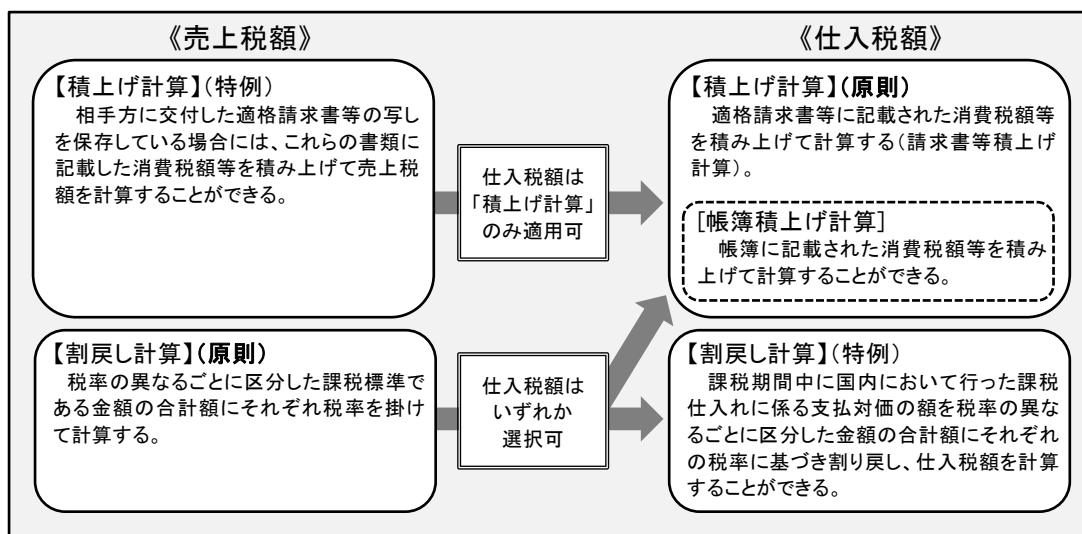
(3) 売上税額及び仕入税額の計算方法に係る留意事項

売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければならない（消法45⑤、消令46③）。

なお、売上税額の計算方法において、「割戻し計算」と「積上げ計算」を併用することは認められるが、仕入税額の計算方法において、「積上げ計算」と「割戻し計算」を併用することはできない。

【参考通達】消基通 11-1-9

【売上税額及び仕入税額の計算方法】



(4) 免税事業者等からの課税仕入れ（経過措置）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことはできない（消法30⑦）。

ただし、適格請求書等保存方式開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている（平成28改正法附則52①、53①）。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおり。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

4 特定課税仕入れに係る消費税額はどのように計算するか

特定課税仕入れに係る消費税額は、次の算式により計算する（消法30①括弧書）。

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額} = \text{特定課税仕入れに係る支払対価の額} \times \frac{7.8}{100}$$

(注) 「特定課税仕入れ」については、当該特定課税仕入れを行った事業者は納税義務が課されるので、当該事業者が支払った対価の額には消費税等に相当する金額は含まれていない。

5 仕入税額控除の要件は何か（適格請求書等保存方式）

(1) 課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等の保存

事業者（免税事業者を除く。）は、課税仕入れ等の税額を控除するためには、課税

仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（請求書等の交付を受けることが困難である場合、特定課税仕入れに係るものである場合等における課税仕入れ等の税額については帳簿）を7年間保存しなければならない（消法30⑦、消令50①）。

この「請求書等」について、令和5年10月1日からは、原則として適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等を指し、その適格請求書等の保存が「仕入税額控除」の要件となっている。

(2) 適格請求書等への記載事項

適格請求書等の記載事項は、次のとおりである（消法30⑨、57の4①、②）。

なお、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシートその他これらに類する書類であればよく、その書類の様式や名称を問わない。

	適格請求書	適格簡易請求書※
記載事項	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ） ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み） ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率 ※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については適格請求書に代えて交付することができる。

(3) 帳簿への記載事項

帳簿の記載について、法令で定める事項を記載するに当たっては、適格請求書等に記載されている個々の商品等について、そのまま詳細に記載する必要はないが、課税商品と非課税商品がある場合には、区分する必要がある。また、商品が軽減税率の対象品目である場合にはその旨を記載する必要がある。

課税仕入れ等の税額を控除するための帳簿への記載事項は、次のとおりである（消法30⑧一、二）。

	帳簿（課税仕入れ）	帳簿（特定課税仕入れ）
記載事項	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨） ④ 課税仕入れの支払対価の額	① 特定課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 特定課税仕入れを行った年月日 ③ 特定課税仕入れの内容 ④ 特定課税仕入れの支払対価の額 ⑤ 特定課税仕入れに係るものである旨

【参考】令和5年9月30日以前の帳簿及び請求書等への記載事項については、次のとおり。

軽減税率制度実施以降、対象品目がある課税事業者においては、区分記載請求書等と区分経理に対応した帳簿の保存が必要となる（「区分記載請求書等保存方式」）。

免税事業者も課税事業者と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合がある。

なお、区分記載請求書等保存方式においては、令和元年9月30日までの請求書等保存方式における帳簿及び請求書等に必要とされた記載事項に加え、次の事項を記載する必要がある。

- 1 帳簿・・・「軽減税率の対象品目である旨」
- 2 請求書・・・「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに合計した対価の額（税込み）」

また、区分記載請求書等保存方式は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用される（平成28改正法附則34②）。

第3節 仕入控除税額の計算方法

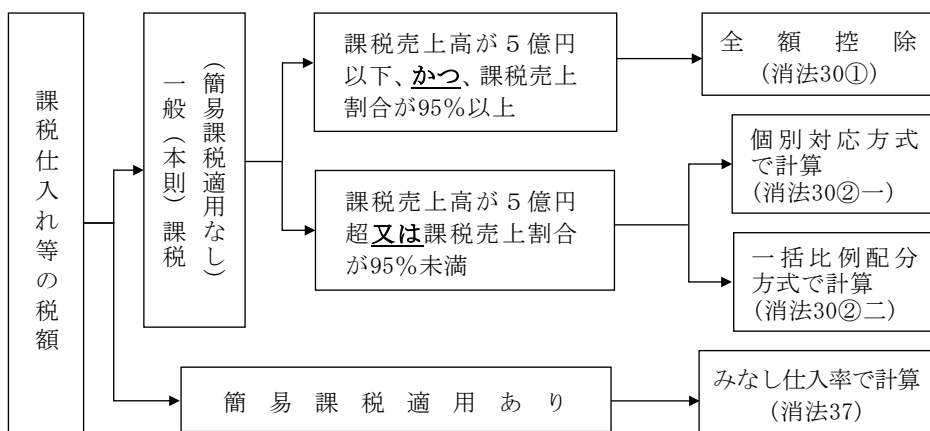
学習のポイント

- 1 仕入控除税額はどのように計算するか
- 2 「その課税期間における課税売上高」とは何か、また、どのように計算するか
- 3 課税売上割合とは何か、また、どのように計算するか
- 4 課税仕入れ等の税額の全額を控除できる場合とはどのような場合か
- 5 課税仕入れ等の税額の全額を控除できない場合とはどのような場合か
- 6 仕入返品等がある場合の仕入控除税額はどのように計算するか

1 仕入控除税額はどのように計算するか

課税標準額に対する消費税額から控除する課税仕入れ等の税額（仕入控除税額）の計算方法は、その課税期間における課税売上高が5億円を超えるかどうか、5億円以下であっても課税売上割合が95%以上であるか、95%未満であるかによって異なる（消法30①、②）。

【仕入控除税額の計算方法の区分】



2 「その課税期間における課税売上高」とは何か、また、どのように計算するか

「その課税期間における課税売上高」とは、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）から、売上げに係る返品、値引き及び割戻しの金額（税抜き）を控除した金額をいい、当該課税期間が1年に満たない場合には、その金額を1年分に換算した金額とする（消法30⑥）。

【参考通達】消基通11-5-10

なお、その課税期間における課税売上高は、次の算式により計算する。

その課税期間における課税売上高 = その課税期間中の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）

－ その課税期間中の課税資産の譲渡等に係る対価の返還等の金額（税抜き）

$$= \boxed{\text{課税売上げ（税抜き）}} - (\text{課税売上げに係る対価の返還等の金額（税込み）} - \text{課税売上げに係る対価の返還等の金額（税込み）} \times 7.8/110 \times 100/78)$$

$$+ \boxed{\text{免税売上げ}} - \text{免税売上げに係る対価の返還等の金額}$$

（注）「 $\times 7.8/110 \times 100/78$ 」は、消費税及び地方消費税の合計税額（10%相当額）を計算するためのものである（軽減税率適用分は、「 $\times 6.24/108 \times 100/78$ 」）。

【参考】令和元年9月30日までは、「 $\times 7.8/110 \times 100/78$ 」は、「 $\times 6.3/108 \times 80/63$ 」

また、課税売上高を図示すれば次のとおりである。

課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き） （＝課税売上げ（税抜き）＋免税売上げ）	
課 税 売 上 高	返品・値引き ・割戻し(税抜き)

3 課税売上割合とは何か、また、どのように計算するか

課税売上割合とは、その課税期間中の国内における資産の譲渡等の対価の額の合計額に占める国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の割合をいう（消法30⑥）。

この場合、資産の譲渡等の対価の額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まず、また、売上げに係る対価の返還等の金額（売上げにつき返品を受け、値引き、割戻しや割引をした金額）を控除した後の金額によることとされている（消令48①）。

なお、免税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等に係る対価の返還等の金額には、消費税額等はないことからその対価の返還等の金額の全額を控除する。

【参考通達】消基通11-5-2

おって、課税売上割合は、次の算式により計算する。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{その課税期間中の国内における課税資産の譲渡等に係る対価の額の合計額（税抜き）} - \text{課税資産の譲渡等に係る対価の返還等の金額（税抜き）}}{\text{その課税期間中の国内における資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）} - \text{資産の譲渡等に係る対価の返還等の金額（税抜き）}}$$

$$= \frac{\boxed{\text{課税売上げ（税抜き）}} - (\text{課税売上げに係る対価の返還等の金額（税込み）} - \text{課税売上げに係る対価の返還等の金額（税込み）} \times 7.8/110 \times 100/78)}{+ \boxed{\text{免税売上げ}} - \text{免税売上げに係る対価の返還等の金額}}$$

$$= \frac{\boxed{\text{課税売上げ（税抜き）}} - (\text{課税売上げに係る対価の返還等の金額（税込み）} - \text{課税売上げに係る対価の返還等の金額（税込み）} \times 7.8/110 \times 100/78)}{+ \boxed{\text{非課税売上げ}} - \text{非課税売上げに係る対価の返還等の金額} + \boxed{\text{免税売上げ}} - \text{免税売上げに係る対価の返還等の金額}}$$

（注）軽減税率適用分は「 $6.24/108 \times 100/78$ 」

【参考】令和元年9月30日までは、「 $\times 7.8/110 \times 100/78$ 」は、「 $\times 6.3/108 \times 80/63$ 」

- ★ 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（分子の額）と資産の譲渡等の対価の額の合計額（分母の額）の関係

売 上 高			
不課税売上げ	非課税売上げ	課税売上げ	免税売上げ
		課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 (分子の額)	
資産の譲渡等の対価の額の合計額 (分母の額)			

- ★ 非課税売上げに加える特定の有価証券等及び貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除く。）の譲渡等の対価の額は、その譲渡の対価の額の5%に相当する金額とされている（消令48⑤）。
- ★ 課税売上割合は、原則として端数処理はしない（税額計算の際は分数のままで行う。）が、事業者が任意の位で切り捨てている場合には、その処理は認められる。

【設例】

税込経理方式を採用している事業者の取引状況は次のとおりである。このときの課税売上割合を求めなさい。なお、軽減税率が適用される取引は含まれておらず、免税事業者であった期間に係る対価の返還等はない。

(売 上 高)		(売上げに係る対価の返還等の金額)	
課税売上げ	38,500,000円	課税売上げに係るもの	2,200,000円
免税売上げ	2,500,000円	免税売上げに係るもの	500,000円
非課税売上げ	6,000,000円	非課税売上げに係るもの	1,000,000円

【答】

- ① 課税売上額（税抜き） $38,500,000 \times 100/110 = 35,000,000$ 円
- ② 課税売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）
 $2,200,000 - 2,200,000 \times 7.8/110 \times 100/78$
 $= 2,200,000 - 200,000 = 2,000,000$ 円
- ③ 課税資産の譲渡等の対価の額（分子の額）
 ① ② 免税売上げ 対価の返還等
 $(35,000,000 - 2,000,000) + (2,500,000 - 500,000) = 35,000,000$ 円
- ④ 資産の譲渡等の対価の額（分母の額）
 ③ 非課税売上げ 対価の返還等
 $35,000,000 + (6,000,000 - 1,000,000) = 40,000,000$ 円
- ⑤ 課税売上割合
 $③ / ④ = 35,000,000 / 40,000,000 = 0.875$ （95%未満）

（注）軽減税率適用分について、課税売上割合を求める場合、【答】①中「100/110」とあるのは「100/108」、②中「7.8/110×100/78」とあるのは「6.24/108×100/78」と読み替える。

【参考】令和元年9月30日までは、「100/110」は「100/108」、「 $7.8/110 \times 100/78$ 」は「 $6.3/108 \times 80/63$ 」

- ★ 課税売上割合の計算を行うに当たっては、まず、課税期間中における事業者の収入、売上げ等の中から資産の譲渡等に当たる①課税売上げに係る売上高、②免税売上げに係る売上高、③非課税売上げに係る売上高並びに①から③の売上げに係る対価の返還等の金額を抽出する。

次に、①から③の各売上高から資産の譲渡等の対価の額の合計額（分母）及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（分子）を算出し、それぞれの合計額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除の上、課税売上割合を算出する。

【参考通達】消基通 11-5-1～11-5-6

4 課税仕入れ等の税額の全額を控除できる場合とはどのような場合か

その課税期間における課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の事業者については、課税仕入れ等の税額の全額が仕入税額控除の対象となる（消法30①）。

なお、課税売上割合が95%以上である課税期間については、当分の間、その課税期間中に国内において行った特定課税仕入れはなかったものとされる（平成27改正法附則42）。

★ 仕入税額控除は、本来、事業者が課税資産の譲渡等を行うために必要な課税仕入れ等について、その課税仕入れ等に係る消費税額を控除するものであるが、課税売上高が5億円以下で課税売上割合が95%以上の場合、事業者の事務負担軽減に配慮する必要があること、売上げの中に占める非課税売上げの割合が僅少（5%以下）であることから、複雑な仕入税額控除の計算をしなくても済むようにされている。

5 課税仕入れ等の税額の全額を控除できない場合とはどのような場合か

その課税期間の課税売上高が5億円を超える事業者又は課税売上割合が95%未満の事業者については、課税仕入れ等の税額の全額を控除することはできず、課税資産の譲渡等に対応する課税仕入れ等の税額が控除の対象となる（消法30②）。

この場合の計算方法には、個別対応方式と一括比例配分方式の二つの方法がある。

(1) 個別対応方式

個別対応方式とは、その課税期間中において行った課税仕入れ等の税額を、用途に応じて

イ 課税資産の譲渡等にもみ要するもの

ロ その他の資産（非課税資産）の譲渡等にもみ要するもの

ハ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

に区分（用途区分）し、次の算式により計算した金額を仕入控除税額とする方式である（消法30②一）。

$$\text{仕入控除税額} = \left[\begin{array}{c} \text{イ} \\ \text{課税資産の譲渡等} \\ \text{にもみ要する課税} \\ \text{仕入れ等の税額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{ハ} \\ \text{課税資産の譲渡等とその他の} \\ \text{資産の譲渡等に共通して要す} \\ \text{る課税仕入れ等の税額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{課税売上} \\ \text{割合} \end{array} \right]$$

（注）1 「課税資産の譲渡等にもみ要するもの」とは、課税資産の譲渡等を行うためにのみ必要な課税仕入れ等をいい、例えば、次に掲げるものの課税仕入れ等がこれに該当する。

なお、当該課税仕入れ等を行った課税期間において当該課税仕入れ等に対応する課税資産の譲渡等があったかどうかは問わない。

(1) そのまま他に譲渡される課税資産

(2) 課税資産の製造用にもみ消費し、又は使用される原材料、容器、包紙、機械及び装置、工具、

器具、備品等

(3) 課税資産に係る倉庫料、運送費、広告宣伝費、支払手数料又は支払加工賃等

2 「その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの」とは、法第6条第1項(非課税)の規定により国内において非課税となる資産の譲渡等(非課税資産の譲渡等)を行うためにのみ必要な課税仕入れ等をいい、例えば、販売用の土地の造成に係る課税仕入れ、賃貸用住宅の建築に係る課税仕入れがこれに該当する。また、次のような課税仕入れ等もこれに該当する。

- ① 販売用の土地の取得に係る仲介手数料
- ② 土地だけの譲渡に係る仲介手数料
- ③ 住宅の賃貸に係る仲介手数料
- ④ 有価証券の売却時・購入時の売買手数料

3 「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」とは、例えば、課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等がある場合に、それらに共通して使用される資産の取得費用や、消耗品費、電話料金、電気料金、ガス料金、水道料金等の課税仕入れ等が該当する。

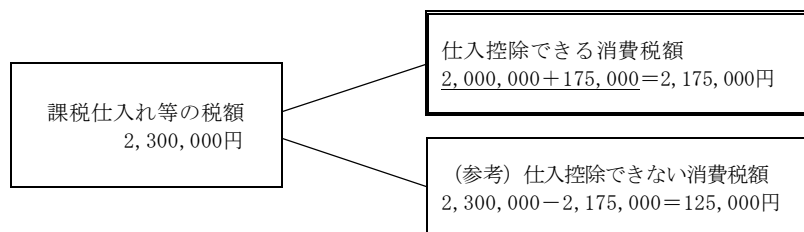
4 課税仕入れ等を行った日において、課税資産の譲渡等によりのみ要するもの等の区分が明らかにされていないときは、その課税期間の末日までに明らかにされた区分によって個別対応方式を適用して差し支えない。

5 所轄税務署長の承認を受けた場合には、課税売上割合に代えて、「課税売上割合に準ずる割合」によることができる(消法30③)。

【参考通達】消基通11-2-10~11-2-20

《個別対応方式の計算例》— 課税売上割合を $\frac{35,000,000}{40,000,000}$ とする —

仕 入 れ 等 の 消 費 税 額			
課税仕入れとならない税額			課税仕入れ等の税額 (消費税額 2,300,000円)
不課税仕入れ	非課税仕入れ	免税仕入れ	
↓ 3つに区分(用途区分)			
課税資産の譲渡等によりのみ要するもの (消費税額 2,000,000円)	課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの (消費税額 200,000円)	その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの (消費税額 100,000円)	
仕入控除できる	課税売上割合であん分し、仕入控除部分を計算する	ができる	仕入控除できない
<u>2,000,000円</u>	$200,000 \times \frac{35,000,000}{40,000,000} = \underline{175,000円}$		
仕入税額控除ができる部分 (⇒課税資産の譲渡等に対応する部分)			仕入税額控除ができない部分



(2) 一括比例配分方式

一括比例配分方式とは、課税仕入れ等の税額について個別対応方式を適用する前提となる用途区分が明らかにされていない場合やその区分が明らかにされていても納税者が選択した場合に適用されるものであり、次の算式により計算した金額を仕入控除税額とする方式である(消法30②二)。

$$\text{仕入控除税額} = \boxed{\text{その課税期間中の課税仕入れ等の税額}} \times \boxed{\text{課税売上割合}}$$

★ 一括比例配分方式を選択した事業者は、2年間継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することはできない（消法30⑤）。

《一括比例配分方式の計算例》— 課税売上割合を $\frac{35,000,000}{40,000,000}$ とする —

仕 入 れ 等 の 消 費 税 額		
課税仕入れとならないもの		課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (消費税額 2,300,000円)
不課税仕入れ	非課税仕入れ	
免 税 仕 入 れ		
課税売上割合であん分し、仕入控除ができる部分を計算する		
仕入控除できる消費税額 (⇒課税資産の譲渡等に対応する部分) $2,300,000 \times 35,000,000 / 40,000,000$ = 2,012,500円		(参考) 仕入控除できない消費税額 $2,300,000 - 2,012,500$ = 287,500円

【参考通達】消基通11-2-10~11-2-20

6 仕入返品等がある場合の仕入控除税額はどのように計算するか

(1) 事業者が、国内において行った課税仕入れ又は特定課税仕入れについて返品し、又は値引き等があったことにより、課税仕入れ若しくは特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合は、その返還を受けた課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額からその対価の返還等に係る消費税額の合計額を控除する（消法32①）。

この対価の返還等に係る消費税額は、仕入れに係る消費税額の算出に採用している方法と同一の方法で計算し、控除しきれない場合には、その控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして、その課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する（消法32②）。

〔課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合（消法32①一）〕

【算 式】

$$\text{仕入控除税額} = \left[\begin{array}{l} \text{その課税期間における} \\ \text{課税仕入れ等の税額の} \\ \text{合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{その課税期間において仕入れに係} \\ \text{る対価の返還等を受けた金額に係} \\ \text{る消費税額の合計額} \end{array} \right]$$

(注) 特定課税仕入れを行った課税期間の課税売上割合が95%以上である場合には、当分の間、その課税期間中に国内において行った特定課税仕入れはなかったものとされる（平成27改正法附則42）。

〔課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合〕

イ 個別対応方式の場合（消法32①二）

【算式】

仕入控除税額 = ①の金額 + ②の金額

$$\textcircled{1} \left[\begin{array}{l} \text{課税資産の譲渡等} \\ \text{のみ要する課税仕入} \\ \text{れ等の税額の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{課税資産の譲渡等} \\ \text{にのみ要する課税仕入} \\ \text{れにつきその課税期間} \\ \text{において仕入れに係る} \\ \text{対価の返還等を受けた} \\ \text{金額に係る消費税額の} \\ \text{合計額} \end{array} \right]$$

$$\textcircled{2} \left[\begin{array}{l} \text{課税資産の譲渡等と} \\ \text{その他の資産の譲渡等} \\ \text{に共通して要する課税} \\ \text{仕入れ等の税額の合計} \\ \text{額} \end{array} \times \text{課税売上割合} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{課税資産の譲渡等と} \\ \text{その他の資産の譲渡等} \\ \text{に共通して要する課税} \\ \text{仕入れにつきその課税} \\ \text{期間において仕入れに} \\ \text{係る対価の返還等を受} \\ \text{けた金額に係る消費税} \\ \text{額の合計額} \end{array} \times \text{課税売上割合} \right]$$

ロ 一括比例配分方式の場合（消法32①三）

【算式】

仕入控除税額 = (課税仕入れ等の税額の合計額 × 課税売上割合)

$$- \left[\begin{array}{l} \text{その課税期間} \\ \text{において仕入れに} \\ \text{係る対価の返還等} \\ \text{を受けた金額} \end{array} \times \text{課税売上割合} \right]$$

《一括比例配分方式により計算している場合の計算例》 — 課税売上割合を $\frac{35,000,000}{40,000,000}$ とする —

仕 入 等 の 消 費 税 額		
課税仕入れとならないもの		
不課税仕入れ	非課税仕入れ	免税仕入れ
課 税 仕 入 等 の 税 額 (消費税額 2,300,000円)		

2,300,000
× 35,000,000/40,000,000
= 2,012,500円

課 税 売 上 割 合 で あ ん 分 す る	
仕入控除できる消費税額 (2,012,500円) A	仕入控除できない消費税額 (287,500円)

課税仕入れ等に係る対価の返還を受けた金額に係る消費税額 (消費税額 120,000円)
--

120,000
× 35,000,000/40,000,000
= 105,000円

課 税 売 上 割 合 で あ ん 分 す る	
仕入控除税額から減額する金額 (105,000円) B	仕入控除税額から減額しない金額 (15,000円)

A - B
2,012,500 - 105,000
= 1,907,500円

控除対象仕入税額 (A - B) (1,907,500円)

(2) 保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受けた場合には、(1)と同様に、課税仕入れ等の税額の合計額から当該還付を受けた消費税額の合計額を控除し、控除しきれない場合には、その控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして、その課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する（消法32④、⑤）。

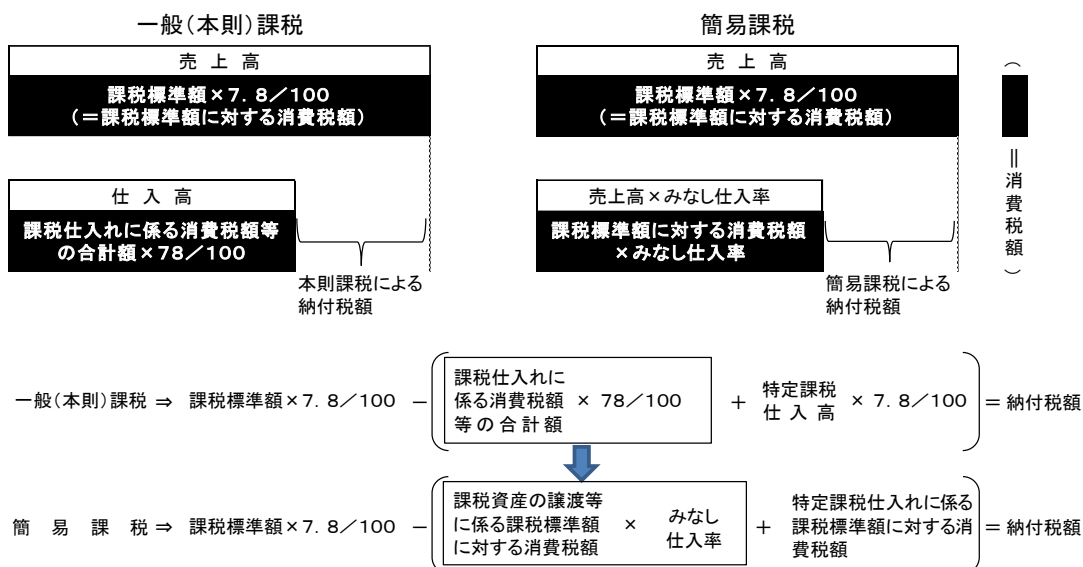
第4節 簡易課税制度

学習のポイント

- 1 簡易課税制度とはどのような制度か
- 2 簡易課税制度による場合の仕入控除税額はどのように計算するか
- 3 簡易課税制度の適用を受けるためにはどのような要件が必要か
- 4 みなし仕入率とは何か
- 5 二以上の事業を行っている場合のみなし仕入率はどのように算出するか

1 簡易課税制度とはどのような制度か

簡易課税制度は、中小事業者の事務負担に配慮して設けられたもので、基準期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が、選択によって課税標準額（課税売上げの合計額）に対する消費税額を基に仕入控除税額を計算する簡易な方式である（消法37①）。



(注) 軽減税率適用分は課税標準額 × 6.24/100

【参考】令和5年9月30日までは、「課税仕入れに係る消費税額等の合計額 × 78/100」は「課税仕入高 × 7.8/110（軽減税率適用分は6.24/108）」。令和元年9月30日までは、「7.8/100」は「6.3/100」、「7.8/110」は「6.3 × 108」。

2 簡易課税制度による場合の仕入控除税額はどのように計算するか

簡易課税制度の適用を受けた場合は、次の算式により計算した金額を仕入控除税額とみなして、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができ、一般課税のように課税仕入れ等の税額（実額）を基礎とした計算を行う必要がない（消法37①）。

$\text{仕入控除税額} = \frac{\text{課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額}}{\text{課税標準額}} \times \text{みなし仕入率} + \text{特定課税仕入れに係る課税標準額に対する消費税額}$
--

- (注) 1 売上げや特定課税仕入れに係る対価の返還等があった場合には、「課税標準額に対する消費税額」から売上げ若しくは特定課税仕入れの対価の返還等の金額に係る消費税額（第6節1、2参照）の合計額を控除する。
 2 貸倒回収額がある場合には、「課税標準額に対する消費税額」に貸倒回収額に係る消費税額（第6節3(3)参照）を加算する。

3 簡易課税制度の適用を受けるためにはどのような要件が必要か

簡易課税制度の適用を受けるためには、次の二つの要件を満たす必要がある（消法37①）。

- (1) 基準期間における課税売上高が5千万円以下であること
- (2) 「消費税簡易課税制度選択届出書」を、原則として、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始の日の前日までに所轄税務署長に提出していること

- (注) 1 新たに事業を開始した日の属する課税期間においては、上記(2)にかかわらず、その課税期間以後の課税期間について簡易課税制度が適用になる（消法37①括弧書、消令56①）。
- 2 課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となった事業者又は新設法人に該当する事業者が調整対象固定資産（税抜きの取得価額が100万円以上の固定資産）の課税仕入れ等を行い、一般課税で申告した場合には、その調整対象固定資産の課税仕入れの日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、簡易課税制度を選択できない（消法37③）。
- 3 簡易課税制度を選択した事業者が適用をやめようとするときは、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出を要する（法37⑤）。ただし、この不適用届出書は、事業を廃止した場合を除き、同制度の適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ提出できない（消法37⑥）。
- 4 簡易課税制度選択届出書の効力は、不適用届出書を提出しない限り失われなため、基準期間における課税売上高が5千万円を超えることにより、その課税期間において同制度を適用することができなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1千万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1千万円を超え5千万円以下となったときには、同制度の適用を受けることになる。

(適用例)

課税期間	X1年	X2年	X3年	X4年	X5年	X6年
課税売上高	4,000万円	6,000万円	900万円	4,500万円		
簡易課税の適用の有無		(選択届出書の提出)	適用あり	適用なし	免税事業者	適用あり

【参考通達】消基通13-1-3

4 みなし仕入率とは何か

みなし仕入率は、事業ごとに次のとおり定められている（消法37①、消令57①、⑤、⑥）。

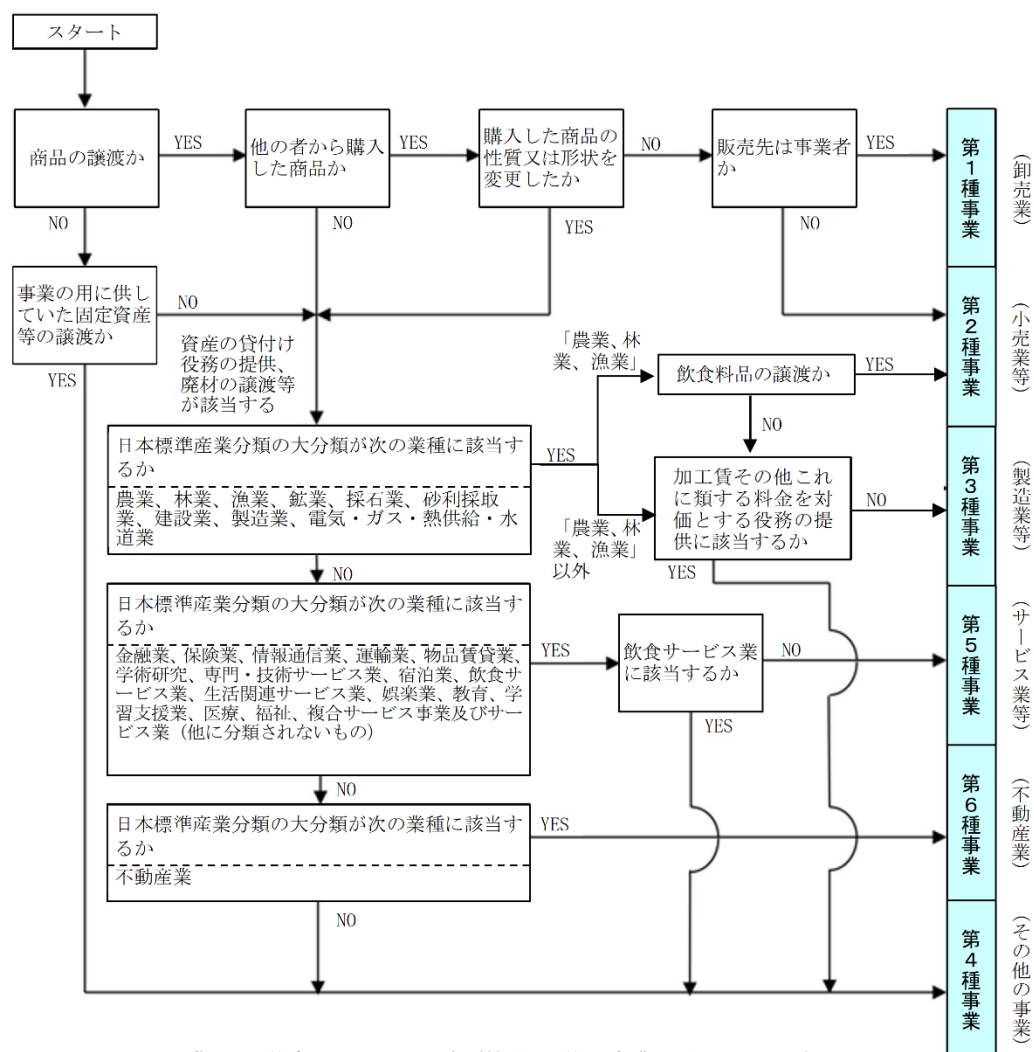
仕入控除税額は、まず課税期間中に事業者が行った課税資産の譲渡等（課税売上げ）を第一種事業から第六種事業に区分（事業区分）し、事業区分ごとに当該課税期間における課税標準の合計額に対する消費税額を算出する。その上で、該当する事業区分のみみなし仕入率を適用して計算する。

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業 (卸売業)	90%	卸売業(他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで、他の事業者販売する事業)
第二種事業 (小売業等)	80%	小売業等(他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で、第一種事業以外のもの→消費者に販売する事業で農業、林業、漁業のうち飲食料品の譲渡を含む。)
第三種事業 (製造業等)	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業(第一種事業又は第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業並びに農業、林業、漁業のうち飲食料品の譲渡を除く。)
第四種事業 (その他の事業)	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業。例えば、飲食店業等が該当するほか、固定資産の譲渡も該当する。
第五種事業 (サービス業等)	50%	第一種事業から第三種事業までの事業以外の事業のうち、運輸通信業、金融業・保険業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除く。)
第六種事業 (不動産業)	40%	第一種事業、第二種事業、第三種事業及び第五種事業以外の事業のうち、不動産業が該当する。

(注) 事業者が行う事業が第一種事業から第六種事業までのいずれに該当するかの判定は、原則として、その事業者が行う課税資産の譲渡等ごとに行う。

【参考通達】消基通13-2-1~13-2-9

(事業区分のフローチャート)



出典：国税庁ホームページ (簡易課税の事業区分について)

5 二以上の事業を行っている場合のみなし仕入率はどのように算出するか

(1) 原則

事業区分ごとの課税標準の合計額に対する消費税額に、事業区分ごとのみなし仕入率を乗じたものの加重平均値となる（消令57②）。

(2) 特例

イ 一事業に係る課税売上高が75%以上の場合

二以上の事業を営む事業者で、特定の事業のその課税期間の課税売上高が全体の75%以上を占める事業者については、その75%以上を占める事業のみなし仕入率をその事業者の課税標準の合計額に対する消費税額の全体に対して適用することができる（消令57③一）。

ロ 二事業に係る課税売上高が75%以上の場合

三以上の事業を営む事業者で、特定の二事業のその課税期間の課税売上高の合計額が全体の75%以上を占める事業者については、その二事業のうちのみなし仕入率の高い事業に係る消費税額については、その事業に適用されるのみなし仕入率を適用し、それ以外の事業に係る消費税額については、その二事業のうち低い方のみなし仕入率を適用することができる（消令57③二）。

(注) 1 この特例は「～することができる」という規定であるので、(1)の原則のみなし仕入率とこの特例のみなし仕入率を比較していずれかを選択することができる。

2 上記の75%以上の割合を計算する場合における「課税売上高」とは、課税資産の譲渡等の対価の額の合計額からその課税期間中に行った売上げに係る対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいい、当該課税資産の譲渡等からは、輸出免税等消費税が免除されるものを除くこととされている。

【参考通達】消基通13-4-1、13-4-2

(3) 事業者が事業ごとに区分していない課税売上げがある場合

二以上の事業を営む事業者において、事業ごとに区分していない課税売上げがある場合には、区分していない課税売上げは、その事業者が行った事業のうち最も低いのみなし仕入率の事業に係るものとして、仕入控除税額を計算する（消令57④）。

《二以上の事業を行っている場合のみなし仕入率の計算例》

(1)の原則の場合

(設問)	課税売上高	課税売上高に係る消費税額
家具の卸売業（第一種事業）	1,000万円	780,000円
家具の製造業（第三種事業）	250万円	195,000円
計	1,250万円	975,000円

(計算方法)

$$\text{のみなし仕入率} = \frac{780,000円 \times 90\% + 195,000円 \times 70\%}{780,000円 + 195,000円} = \frac{838,500}{975,000} = 86\%$$

(2)-イ（特例計算）

（一事業に係る課税売上高が75%以上を占める場合）

(設問) (1)の原則の場合と同じ

① 特例計算の適否

特定の事業の課税売上高がその課税期間の総課税売上高の75%以上を占めているかどうかの判定のために、事業区分ごとの課税売上高の割合を計算する。

$$\text{第一種事業の課税売上高の割合} = \frac{1,000\text{万円}}{1,250\text{万円}} = 80\% \geq 75\%$$

設問の場合は、第一種事業の課税売上高が総課税売上高の75%以上を占めることから、課税標準の合計額に対する消費税額の全体について第一種事業のみなし仕入率90%を適用することができる。

② 原則計算と特例計算の選択

原則計算と特例計算のみなし仕入率を計算し、いずれかを選択する。

【原則で計算した場合のみなし仕入率】

$$\text{みなし仕入率} = \frac{780,000\text{円} \times 90\% + 195,000\text{円} \times 70\%}{780,000\text{円} + 195,000\text{円}} = \frac{838,500}{975,000} = 86\%$$

【特例で計算した場合のみなし仕入率】

第一種事業に係るみなし仕入率 90%

したがって、特例計算のみなし仕入率90%を適用する方が仕入控除税額は多くなる。

$$\text{仕入控除税額} = (780,000\text{円} + 195,000\text{円}) \times 90\% = 877,500\text{円}$$

(2)ーロ (特例計算)

(二事業に係る課税売上高が75%以上を占める場合)

(設問)	課税売上高	課税売上高に係る消費税額
家具の卸売業 (第一種事業)	1,000万円	780,000円
家具の小売業 (第二種事業)	250万円	195,000円
家具の製造業 (第三種事業)	250万円	195,000円
計	1,500万円	1,170,000円

① 特例計算の適否

特定の二の事業の課税売上高の合計額がその課税期間の総課税売上高の75%以上を占めているかどうかの判定のために、課税売上高の割合を計算する。

第一種事業と第二種事業の課税売上高の割合

$$= \frac{1,250\text{万円}}{1,500\text{万円}} \approx 83.3\% \geq 75\%$$

設問の場合は、第一種事業の課税売上高と第二種事業の課税売上高の合計額が、総課税売上高の75%以上を占めることから、第一種事業の課税標準の合計額に対する消費税額については、そのまま90%のみなし仕入率を適用し、残りの課税標準の合計額に対する消費税額については第二種事業に係るみなし仕入率80%を適用することができる。

(注) 設問の場合は、第一種事業の課税売上高と第三種事業の課税売上高の合計額も総課税売上高の75%以上を占めることとなるが、第二種事業に本来のみなし仕入率80%より低い第三種事業のみなし仕入率70%を適用することになるため選択しない。

② 原則計算と特例計算の選択

原則計算と特例計算のみなし仕入率を計算し、いずれかを選択する。

【原則で計算した場合のみなし仕入率】

$$\begin{aligned} \text{みなし仕入率} &= \frac{780,000\text{円} \times 90\% + 195,000\text{円} \times 80\% + 195,000\text{円} \times 70\%}{780,000\text{円} + 195,000\text{円} + 195,000\text{円}} \\ &= \frac{994,500}{1,170,000} = 85\% \end{aligned}$$

【特例で計算した場合のみなし仕入率】

$$\begin{aligned} \text{みなし仕入率} &= \frac{780,000\text{円} \times 90\% + (1,170,000\text{円} - 780,000\text{円}) \times 80\%}{780,000\text{円} + 195,000\text{円} + 195,000\text{円}} \\ &= \frac{1,014,000}{1,170,000} \doteq 86.66\% \end{aligned}$$

したがって、設問の場合には特例計算を選択する方が仕入控除税額は多くなる。

$$\begin{aligned} \text{仕入控除税額} &= (780,000\text{円} + 195,000\text{円} + 195,000\text{円}) \\ &\quad \times \frac{1,014,000}{1,170,000} = 1,014,000\text{円} \quad \text{※みなし仕入率は端数処理をしない。} \end{aligned}$$

③の事業ごとに区分していない場合

第一種事業と第二種事業を営む事業者が、これらの事業に係る課税売上げのうち区分していない課税売上げがある場合の仕入控除税額の計算は、以下のとおりとなる。

(設問)	課税売上高	課税売上高に係る消費税額
家具の卸売業 (第一種事業)	1,000万円	780,000円
家具の小売業 (第二種事業)	100万円	78,000円
第一種、第二種の区分を していない課税売上高	400万円	312,000円
計	1,500万円	1,170,000円

(計算方法)

区分していない部分 (400万円) の課税標準の合計額に対する消費税額に適用するみなし仕入率は、第二種事業の80%となる。

$$\text{第一種事業の課税売上高の割合} = \frac{1,000\text{万円}}{1,500\text{万円}} = 66.6666\cdots\% < 75\%$$

なお、設問の場合は、第一種事業の課税売上高が総課税売上高の75%に満たないことから、原則計算によりみなし仕入率を計算しなければならない。

$$\text{みなし仕入率} = \frac{780,000\text{円} \times 90\% + (78,000\text{円} + 312,000\text{円}) \times 80\%}{780,000\text{円} + 78,000\text{円} + 312,000\text{円}} = \frac{1,014,000}{1,170,000}$$

$$\text{仕入控除税額} = \{780,000\text{円} + (78,000\text{円} + 312,000\text{円})\} \times \frac{1,014,000}{1,170,000} = 1,014,000\text{円}$$

第5節 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

学習のポイント

- 1 2割特例とは何か
- 2 適用対象者はどのようにになっているか
- 3 納付税額はどのように計算するか

1 2割特例とは何か

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に80%を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の20%とすることができる特例である（以下「2割特例」という。）（平成28改正法附則51の2①、②）。

2 適用対象者はどのようにになっているか

適格請求書等保存方式を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった事業者に適用される。ただし、次のいずれかに該当する場合には、2割特例の適用はない。

- (1) 適格請求書発行事業者でない課税事業者
- (2) 次に掲げる場合など適格請求書等保存方式と関係なく課税事業者となる者
 - イ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - ロ 資本金1,000万円以上の新設法人
 - ハ 調整対象固定資産又は高額特定資産の取得により免税事業者とならない事業者
 上記に加え、課税期間の特例の適用を受ける場合も、2割特例の適用はない。

【例】免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受けた場合における同日以後の適用関係（基準期間の課税売上高のみを考慮している。）

年分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,000万円
適用の可否	—	—	適用可	適用不可	適用可	適用不可

3 納付税額はどのように計算するか

具体的な計算方法は、以下のとおり。

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} - \text{課税標準額に対する消費税額} \times 80\%$$

次の点からも、更なる事務負担の軽減を図ることとしている。

- ① 2割特例の適用を受けるには、確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記すればよく、事前の届出は不要。
- ② 簡易課税制度選択届出書を提出している事業者であっても、2割特例により申告することができ、簡易課税制度と異なり2年間継続適用の要件もない。
- ③ 簡易課税制度と異なり、一律に80%の税額控除を行うこととなるため、簡易課税制度で求められる課税資産の譲渡等を事業区分ごとに区分することが不要となり、適用税率ごとの課税標準額に対する消費税額を把握するだけで申告書の作成が可能。

第6節 売上げに係る対価の返還等をした場合等の税額控除等

学習のポイント

- 1 売上げに係る対価の返還等をした場合の税額控除はどのようにするか
- 2 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の税額控除はどのようにするか
- 3 貸倒れが生じた場合の税額控除はどのようにするか

1 売上げに係る対価の返還等をした場合の税額控除はどのようにするか

事業者（免税事業者を除く。）が、国内において行った課税資産の譲渡等（輸出取引等消費税が免除されるものを除く。）について返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより売上げに係る対価の返還等をした場合は、返還等をした課税期間の課税標準額に対する消費税額から、売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額を控除する（消法38①）。

(1) 原則計算

次の算式により計算した金額の合計額を、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する。

なお、売上げに係る対価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿を保存することが控除の要件となる（消法38②）。

$$\boxed{\text{売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額}} = \boxed{\text{売上げに係る対価の返還等の金額(税込み)}} \times \frac{7.8}{110}$$

《売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の控除の計算例》

売上げに係る対価の返還等の金額（税込み）……………2,000,000円

2,000,000円×7.8/110=141,818円（1円未満切捨て）

（注）軽減税率適用分は6.24/108

【参考】令和元年9月30日までの課税売上げに係る対価の返還等をした場合は6.3/108

(2) 特例計算

適格請求書等保存方式の導入に伴い、売上げに係る対価の返還等につき交付した適

格返還請求書の写し等を保存している場合には、当該適格返還請求書の写し等に記載した消費税額等に78/100を乗じて算出した金額を、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる（消令58①）。

2 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の税額控除はどのようにするか

事業者（免税事業者を除く。）が、国内において行った特定課税仕入れについて、値引き又は割戻しを受けたことにより特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合は、返還等を受けた課税期間の課税標準額に対する消費税額から、特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額に係る消費税額を控除する（消法38の2①）。

なお、次の算式により計算した金額の合計額を、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する。

おって、特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額の明細を記録した帳簿を保存することが控除の要件となる（消法38の2②）。

特定課税仕入れの対価の返還等に係る消費税額	=	特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額 $\times \frac{7.8}{100}$
-----------------------	---	--

《特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の控除の計算例》

特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額……………2,000,000円

2,000,000円 $\times 7.8 / 100 = 156,000$ 円

【参考】特定課税仕入れについては、平成27年改正により平成27年10月1日から適用。令和元年9月30日までは6.3/100

3 貸倒れが生じた場合の税額控除はどのようにするか

事業者（免税事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等（輸出取引等消費税が免除されるものを除く。）を行った場合で、相手方に対する当該課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき貸倒れが生じ、その対価を領収することができなくなった場合は、領収することができなくなった課税期間の課税標準額に対する消費税額から、領収することができなくなった貸倒れに係る消費税額を控除する（消法39①）。

なお、次の算式により計算した金額の合計額を、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する。

おって、貸倒れの事実が生じたことを証する書類を保存することが控除の要件となる（消法39②）。

貸倒れに係る消費税額	=	貸倒れに係る金額（税込み） $\times \frac{7.8}{110}$
------------	---	--

《貸倒れに係る消費税額の控除の計算例》

貸倒れに係る金額（税込み）……………1,000,000円

1,000,000円 $\times 7.8 / 110 = 70,909$ 円（1円未満切捨て）

（注）軽減税率適用分は6.24/108

【参考】令和元年9月30日までの課税売上げに係る売掛金等について貸倒れ等が生じた場合は6.3/108

★ 貸倒れに係る消費税額の控除を受けたものが回収された場合

貸倒れに係る消費税額の控除を受けた課税資産の譲渡等の金額が後日回収された場合には、回収した金額に7.8/110を乗じた額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして、回収した課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する（消法39③）。

（注）軽減税率適用分は6.24/108

【参考】令和元年9月30日までの課税売上げに係る売掛金等について貸倒処理後に回収された場合は6.3/108

第7章 課税期間、申告・納付、納税地

納税義務が成立した国税について、納付する税額の確定の方式には二つある。納税義務者の申告によって行う「申告納税方式」と納付する税額が専ら税務署長や税関長の処分によって確定する「賦課課税方式」である（通則法16）。

消費税法は、原則として申告納税方式が採用され、国内取引については、事業者が、課税期間ごとに申告と納付を行い、輸入取引については、課税貨物を引き取る者がその引取りの時までに申告と納付を行うこととされている。

第1節 課税期間

学習のポイント

- 1 課税期間はどのように定められているか
- 2 個人事業者の課税期間はどのように定められているか
- 3 法人の課税期間はどのように定められているか
- 4 課税期間の特例とはどのようなものか

1 課税期間はどのように定められているか

消費税の課税期間は、原則として1年と定めるとともに、その特例を設けるほか、中間申告制度を設けている。

消費税は消費に対して負担を求める税であるので、納付すべき税額相当額は代金とともに受領しているはずであり、本来できるだけ早く国に納付すべきものである。

しかし、課税期間があまり短く設定されると、納税者の事務負担が大きくなることから、原則として、1年と定められている。

2 個人事業者の課税期間はどのように定められているか

個人事業者の課税期間は、1月1日から12月31日までの期間である（消法19①一）。

なお、年の中途で新たに事業を開始した場合又は事業を廃止した場合においても、課税期間の開始の日は1月1日、終了の日は12月31日である。

【参考通達】消基通3-1-1、3-1-2

3 法人の課税期間はどのように定められているか

法人の課税期間は、その法人の事業年度である（消法19①二）。

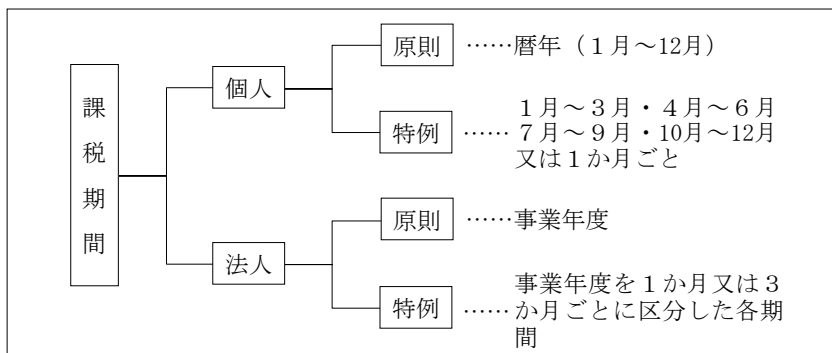
なお、法人の設立後、最初の課税期間の開始の日は設立の日であり、また、組織変更等の場合は、組織変更等前の事業年度をそのまま継続する。

【参考通達】消基通3-2-1、3-2-2

4 課税期間の特例とはどのようなものか

個人事業者及び事業年度が1か月を超える法人が、課税期間の特例を受けようとするとき又は既に課税期間の特例を受けている事業者が他の課税期間の特例に変更しようとするときは、所轄税務署長にその旨の届出書（消費税課税期間特例選択・変更届出書）を提出することにより、その課税期間を1か月又は3か月単位にすることができる（消法19①三～四の二）。

以上について図示すると、次のようになる。



課税期間の特例を選択した事業者が、特例をやめようとするときは、その旨の届出書（消費税課税期間特例選択不適用届出書）の提出を要する。

ただし、事業を廃止した場合を除き、選択する旨の届出書の効力が生ずる日から2年を経過する日の属する期間の初日以後でなければ他の課税期間の特例に変更する届出書及び特例をやめようとする届出書は提出することができない（消法19③、⑤）。

【参考通達】消基通3-3-1

第2節 申告・納付

学習のポイント

- 1 国内取引に係る申告と納付はどのようにするか
- 2 輸入取引に係る申告と納付はどのようにするか

1 国内取引に係る申告と納付はどのようにするか

(1) 確定申告

課税事業者は、課税期間ごとに課税期間の末日の翌日から2か月以内に、所轄税務署長に確定申告書を提出するとともに、その申告に係る消費税額を納付しなければならない（消法45、49）。

したがって、法人の場合は、課税期間の特例を選択しなければ課税期間と事業年度は同じであるから、例えば、3月末決算の法人は、5月末日までに申告及び納付を行うこととなる。

ただし、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税申告期限延長届出書を所轄税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1か月延長することができる（消法45の2①）。

個人事業者の場合、申告及び納付事務についての事務負担に配慮し、その年の12月31日の属する課税期間（課税期間の特例を選択しなければ1月1日から12月31日までが課税期間となる。）分の申告及び納付の期限は翌年3月31日とされている（措法86の4①）。

なお、消費税と地方消費税（譲渡割）は納税義務者、申告（納付）期限とも同じであることから、当分の間、消費税と地方消費税（譲渡割）とを併せて税務署長に申告し、国に納付することとされている。

おって、特定法人（内国法人のうち事業開始の時ににおいて資本金の額又は出資金等が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体をいう。）の令和2年4月1日以後に開始する課税期間に係る消費税の確定申告書（次項の中間申告書のほか、修正申告書及び還付申告書を含む。）の提出は、これらの申告書に記載すべきものとされる事項について電子情報組織を使用する方法（e-Tax）により提出しなければならない（消法46の2）。

- (注) 1 課税資産の譲渡等（輸出免税など消費税が免除されるものを除く。）及び特定課税仕入れがなく、かつ、納付する消費税額がない課税期間については、確定申告書の提出を要しない（消法45①）。
- 2 控除する消費税額が課税標準額に対する消費税額を上回り、控除不足額が生じた場合又は中間納付額が確定申告により納付する消費税額を上回る場合には、還付を受けるための申告書を提出することができる（消法45①、46①、52①、53①）。
- 3 仮決算による中間申告書、確定申告書、還付請求申告書には課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない（消法43④、45⑥、46③）。
- 4 課税期間の特例を選択した法人が、消費税の申告期限の特例を受ける場合は、その法人の事業年度の終了の日が含まれる課税期間のみが対象となる。

【参考】 法人に係る消費税の申告期限の特例は、令和3年3月31日以降に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用となる。

(2) 中間申告

課税事業者は、直前の課税期間の確定消費税額の年税額（以下「確定年税額」という。）が4,800万円を超える場合、400万円を超え4,800万円以下である場合又は48万円を超え400万円以下である場合にはそれぞれ中間申告を行い、その申告に係る消費税額を納付することとされている（消法42、43、48）ほか、48万円以下であっても、事業者の選択により中間申告を行う旨の届出書を提出することにより、中間申告を行うことができる（消法42⑧）。中間申告には、直前の課税期間の確定消費税額を基礎とする場合（原則）と、仮決算に基づく場合（特例）の二つがある。

イ 直前の課税期間の確定消費税額による場合は、直前の課税期間の確定消費税額に応じて、次のとおりとなる（消法42①、④、⑥）。

直前の課税期間の確定消費税額	区分	中間申告対象期間	申告・納期限	中間申告税額
4,800万円超 【年11回の中間申告】	個人事業者	1月～3月分	5月末日	〔 の直前 確定の 消費税 税額間 〕 × 1/12 〔 A 〕
		4月分から11月分までの各月分	中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内	
	法人	課税期間開始後の1月分	その課税期間開始の日から2月を経過した日から2月以内	
		上記1月分の翌月以降の10月分	中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内	
400万円超、4,800万円以下 【年3回の中間申告】	個人事業者・法人	課税期間開始の日以後3月ごとに区分した期間	中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内	〔 A 〕 × 3/12
48万円超、400万円以下 【年1回の中間申告】	個人事業者・法人	課税期間開始の日以後6月の期間	中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内	〔 A 〕 × 6/12
48万円以下	中間申告不要 (注) 事業者が中間申告を行う旨の届出書を提出した場合には、6月中間申告書を提出することができる。			

(注) 1 課税期間が1年である課税事業者を前提にしている。

2 確定消費税額とは、原則として、その課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき消費税額で、中間申告対象期間の末日までに確定したものである。

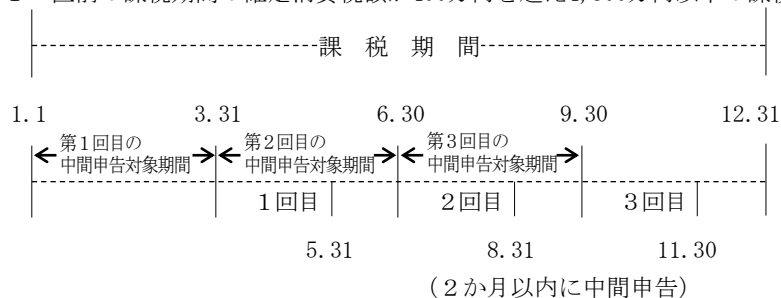
3 直前の課税期間の確定消費税額が4,800万円超の法人で、消費税の申告期限の特例を受ける場合は、中間申告対象期間は「課税期間開始後の2月分」、申告・納期限は「その課税期間開始の日から2月を経過した日から3月以内」となる(消令63の2①)。

ロ 仮決算を行う場合には、課税期間の開始後1か月、3か月又は6か月を一課税期間とみなし仮決算を行い、計算された実額を中間申告書に記載して、申告及び納付を行うことができる(消法43、48)。

ハ 中間申告の提出が必要な事業者が、中間申告書を期限までに提出しなかった場合には、その提出期限に、直前の課税期間に係るイにより計算される消費税額を記載した中間申告書の提出があったものとみなされる(消法44)。

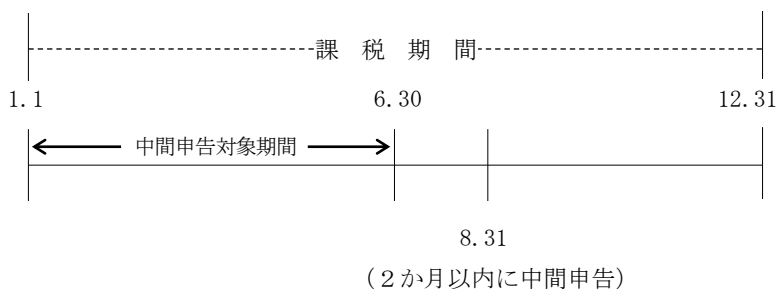
《中間申告の具体例》

1 直前の課税期間の確定消費税額が400万円を超え4,800万円以下の課税事業者



- 税額計算
- ① 直前の課税期間の確定消費税額 × 3/12
 - 又は
 - ② 仮決算 (3か月間の実額計算)

- 2 直前の課税期間の確定消費税額が48万円を超え400万円以下の課税事業者
(確定消費税額が48万円以下で、中間申告書を提出することを選択した課税事業者を含む。)



- 税額計算
- ① 直前の課税期間の確定消費税額×6/12
 - 又は
 - ② 仮決算(6か月間の実額計算)

2 輸入取引に係る申告と納付はどのようにするか

申告納税方式が適用される課税貨物(外国貨物のうち消費税が課税されるもの)を保税地域から引き取ろうとする者(事業者に限らず、個人も含む。)は、課税貨物を保税地域から引き取る時まで、その保税地域の所轄税関長に輸入申告書を提出するとともに、引き取る課税貨物に課される消費税額を納付しなければならない(消法47①、50①)。

なお、関税額の確定について申告納税方式が適用される者で納期限の延長申請を行い、担保を提供した場合には、その担保の額の範囲内において、3か月以内に限り納期限の延長が認められる(消法51)。

- ★ 保税地域から引き取られる外国貨物については、国内において事業者が行った資産の譲渡等の場合のように、「事業として対価を得て行われる……」ものには限られていないので、保税地域から引き取られる外国貨物に係る対価がなく無償であっても、また、保税地域からの外国貨物の引取りが事業として行われるものでもなくとも、課税の対象になる。

【参考通達】消基通5-6-2

第3節 納税地

学習のポイント

- 1 納税地とはどのような場所か
- 2 国内取引の納税地はどこか
- 3 輸入取引の納税地はどこか

1 納税地とはどのような場所か

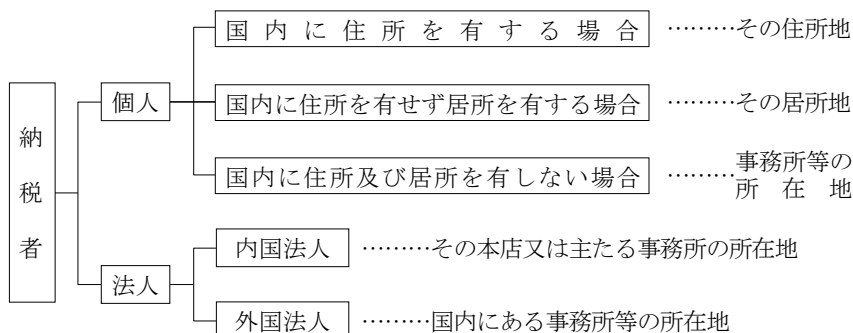
納税地とは、租税に関し納税者と国との間の法律関係の結び付きを決定する場所をいい、法律で規定されている。

これによって、申告書などの提出や承認などの権限を有する税務署や税関が、どの税務署や税関であるかが決まることになる。

2 国内取引の納税地はどこか

(1) 原則

国内取引の場合の納税地は、個人と法人との区分に応じ、原則として次のとおり定められている（消法20、22）。



【参考通達】消基通2-1-1、2-1-2、2-2-1

(2) 納税地の選択

個人事業者が所得税法の規定（納税地の特例）により、住所地に代えて、居所地又は事務所等の所在地を納税地として選択した場合には、消費税についてもその選択した居所地又は事務所等の所在地が納税地となる（消法21①、②）。

(3) 納税地の指定

納税地が、資産の譲渡等の状況からみて、消費税の納税地として不相当であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長（指定されるべき納税地が所轄国税局長の管轄区域以外の地域にある場合には、国税庁長官）は、適当とする納税地を指定することができる（消法23①、消令44）。

3 輸入取引の納税地はどこか

保税地域から引き取られる外国貨物の納税地は、課税貨物を引き取る保税地域の所在地である（消法26）。

第8章 国等に対する特例

第1節 概説

消費税は消費行為に着目し、消費に税負担を求めるという理念に基づき、具体的には、事業者が行った物又はサービスという取引に対して課税されるものであることから、その取引が課税取引に該当する限り原則として、誰がその行為（取引）を行ったかに関わりなく、課税の対象となる。

このため、国等であっても普通の営利企業と同様に、その行う資産の譲渡等は課税の対象となり、仕入税額控除等に関する消費税の仕組みも基本的にはそのまま適用される。

しかし、国等についてはその特殊性に鑑み、いくつかの特例規定が設けられている。具体的には、国若しくは地方公共団体、消法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等については、主なものとして以下の1から5に掲げる特例規定が設けられている（消法60、消令72～78）。

1 事業単位の特例

国若しくは地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業については、個々の会計ごとに一の法人が行う事業とみなされる（消法60①、消令72②）。

例えば、地方公共団体が行う水道事業、交通事業、病院事業、公共下水道事業などの事業がこれに当たる。

【参考通達】消基通16-1-2

2 資産の譲渡等の時期の特例

国若しくは地方公共団体又はこれに準ずる法人の資産の譲渡等及び課税仕入れ等の時期については、その会計年度の末日に行われたものとする事ができる（消法60②、③）。

3 仕入税額控除の特例

国若しくは地方公共団体の特別会計を設けて行う事業、消法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等にあつては、課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額については、通常の方法で計算した課税仕入れ等の税額から、特定収入に係る課税仕入れ等の税額を控除する（消法60④、⑤）。

4 一般会計の特例

国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業にあつては、課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額は、その課税標準額に対する消費税額と同額とみなす旨を規定し（消法60⑥）、納付すべき税額を生じさせないよう規定上手当てをした上で、国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、確定申告書の提出等の義務を課さない旨規定している（消法60⑦）。

5 申告期限の特例

国等は決算期限等が法令等によって定められているため、原則的な申告期限までに申告書を提出することが困難で

あることから、申告期限の特例が設けられている（消法60⑧、消令76①、②）。

第2節 仕入税額控除の特例

消費税の納税額は、その課税期間中の課税売上げに係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）を控除して計算する。

しかしながら、国等の仕入控除税額の計算においては、一般の事業者とは異なり、補助金、会費、寄附金等の対価のない収入を「特定収入」として、これにより賄われる課税仕入れ等の消費税額を仕入控除税額から控除する調整が必要とされている（消法60④）。

これは、仕入税額控除が税の累積排除のためのものであることから、特定収入を原資とする課税仕入れ等の税額を課税売上げに係る消費税の額から控除することには合理性がないことによる。

学習のポイント

- 1 特定収入の意義
- 2 特定収入がある場合の仕入控除税額の調整

1 特定収入の意義

特定収入とは、資産の譲渡等の対価以外の収入で、次のようなもの以外の収入であり、例えば、租税、補助金、交付金、寄付金、出資に係る配当金、保険金及び損害賠償金等が特定収入に当たる（消法60④、消令75①）。

- (1) 借入金及び債券の発行に係る収入で、法令によりその返済又は償還のため補助金、負担金等の交付を受けることが規定されているもの以外のもの
- (2) 出資金
- (3) 預金、貯金及び預り金
- (4) 貸付回収金
- (5) 返還金及び還付金
- (6) 次に掲げる収入

イ 法令又は交付要綱等において、特定支出のためにのみ使用することとされている収入

例えば、人件費補助金、利子補給金、土地の購入のための補助金等がこれに当たる。

ロ 国等が合理的な方法により資産の譲渡等の対価以外の収入の用途を明らかにした文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている収入

【参考通達】消基通16-2-1

【特定収入の意義】

収入	課税売上げ		}	資産の譲渡等の対価の額	
	非課税売上げ				
	不課税収入 (対価性のない収入)	特定収入に該当しない収入（消令75①一～五） 一 通常の借入金等 二 出資金 三 預金、貯金、預り金 四 貸付回収金 五 返還金、還付金		}	非特定収入
		例示（消基通16-2-1） (1) 租税 (2) 補助金 (3) 交付金 (4) 寄附金 (5) 出資に対する配当金 (6) 保険金 (7) 損害賠償金 (8) 資産の譲渡等の対価に該当しない負担金、他会計繰入金、会費、喜捨金等	特定支出のみに使用することとされている収入（消令75①六イ、ロ）		
		<div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; display: inline-block;"> 特定収入 </div>		課税仕入れ等に係る特定収入	
		使途不特定の特定収入			

特定支出： ①課税仕入れ、②課税貨物、③通常の借入金等の返還・償還金（消令75①六イ(1)～(4)以外の支出で、例えば、人件費、利子、土地購入などの支出がこれに当たる。）

2 特定収入がある場合の仕入控除税額の調整

国等が簡易課税制度を適用せず、本則課税により仕入控除税額を計算する場合で、特定収入割合（注）が5%を超えるときは、一定の方法によって計算した特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額を通常の計算方法によって算出した仕入控除税額から控除した残額をその課税期間中の仕入控除税額とする調整が必要である。

ただし、国等が簡易課税制度を適用している場合又は特定収入割合（注）が5%以下である場合には、この仕入控除税額の調整をする必要はなく、通常の計算方法によって算出した仕入控除税額を課税標準額に対する消費税額から控除する。

（注）特定収入割合は、その課税期間中の特定収入の合計額をその課税期間中の税抜課税売上額、免税売上額、非課税売上額及び特定収入の合計額の総合計額で除して計算する（消法60④、消令75③）。

〔算式〕

$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額} + \text{特定収入の額}}$$

第9章 雑則

学習のポイント

納税義務の適正な履行を確保するため、納税義務者に対して課している義務等にはどのようなものがあるか

1 届出書を提出するのはどのような場合か

事業者は、次に掲げる要件等に該当することとなったときは、納税地の所轄税務署長に届出書を提出しなければならないものや、提出した場合に特例等の適用が受けられるものがある。

届出書名	様式 No.	提出することとなる要件等	根拠条文	提出時期
消費税課税事業者届出書（基準期間用）	3-(1)	基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合	消法57①一	速やかに
消費税課税事業者届出書（特定期間用）	3-(2)	特定期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合	消法57①一	速やかに
消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	5	基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合 （課税事業者が免税事業者となった場合）	消法57①二	速やかに
事業廃止届出書	6	課税事業者が事業を廃止した場合	消法57①三	速やかに
個人事業者の死亡届出書	7	課税事業者が死亡した場合	消法57①四	速やかに
合併による法人の消滅届出書	8	課税事業者である法人が合併により消滅した場合	消法57①五	速やかに
消費税の新設法人に該当する旨の届出書	10-(2)	基準期間がない事業年度の開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人に該当することとなった場合	消法57②	速やかに
消費税課税事業者選択届出書	1	免税事業者（基準期間における課税売上高1,000万円以下の者）が課税事業者となることを選択する場合	消法9④	適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日まで
消費税課税事業者選択不適用届出書	2	課税事業者の選択をやめる場合（ただし課税事業者を選択した場合2年間は継続適用しなければならない。また、調整対象固定資産を取得した場合は3年間は継続適用となる。）	消法9⑤⑥⑦⑧	適用をやめようとする課税期間の開始の日の前日まで
消費税課税期間特例選択・変更届出書	13	課税期間の短縮を選択する場合又は短縮課税期間を変更する場合	消法19①三～四の二	適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日まで
消費税課税期間特例選択不適用届出書	14	課税期間短縮の選択をやめる場合（ただし課税期間の短縮を選択した場合2年間は継続適用しなければならない。）	消法19③⑤	適用をやめようとする課税期間の開始の日の前日まで

届 出 書 名	様式 No.	提出することとなる要件等	根拠条文	提出時期
消費税異動届出書	11	法人の納税地に異動があった場合	消法25	遅滞なく
消費税簡易課税制度選択届出書	24	簡易課税制度の適用を受ける場合	消法37① 平成28改正 法附則51の 2⑥	適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日まで
消費税簡易課税制度選択不適用届出書	25	簡易課税制度の適用をやめる場合（ただし簡易課税制度を選択した場合2年間は継続適用しなければならない。）	消法37⑤⑥ ⑦	適用をやめようとする課税期間の開始の日の前日まで
消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書	23	承認を受けた課税売上割合に準ずる割合の適用をやめようとする場合	消法30③	適用をやめようとする課税期間の末日まで
適格請求書発行事業者の登録申請書 (国内事業者用)	※	適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合	消法57の2 ② 平成30改正 令附則15③	登録を受けようとする日の15日前まで

【参考通達】 様式通1～3号様式、5～8号様式、10-(2)号様式、11号様式、13号様式、14号様式、23号様式、24号様式、25号様式

※：仕入様式通1-(3)

【参考】 適格請求書発行事業者の登録に係る経過措置（免税事業者の登録申請手続）

免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があるが、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても、登録申請を提出すれば登録を受けることができ、免税事業者が当該課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられている。

また、当該経過措置の適用を受けた場合は、登録を受けた日の属する課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出することにより、その課税期間から簡易課税制度を適用することができる。

《消費税課税事業者届出書の提出の例（個人事業者の例）》

	X1年	X2年	X3年	X4年
課税売上高	950万円	1,100万円	1,050万円	1,200万円
納税義務	免除	免除	免除	課税

★ 課税売上高が1千万円を超え、2年後に課税事業者になることが分かった時点で、速やかに届け出なければならない（消法57①一）。

2 承認を受けなければならないのは、どのような場合か

課税事業者は、次に掲げる場合には、納税地の所轄税務署長又は保税地域の所轄税関長の承認を受けなければならない。

(1) 国内取引関係

申請書名	様式 No.	承認が必要な場合	根拠条文	承認申請期間、効力発生時期等
消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書	33	課税事業者選択届出書又は選択不適用届出書を災害等により適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかった場合	消令20の2③	災害等がやんだ日から2月以内（課税事業者選択（不適用）届出書と併せて提出）
消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書	34	簡易課税制度選択届出書又は選択不適用届出書を災害等により適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかった場合	消令57の2③	災害等がやんだ日から2月以内（簡易課税制度選択（不適用）届出書と併せて提出）
災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書	35	災害等の生じた課税期間等について簡易課税制度の適用を受けることが必要となった又は受ける必要がなくなった場合	消法37の2②	災害等がやんだ日から2月以内（簡易課税制度選択（不適用）届出書と併せて提出）
消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書	22	課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合を用いて仕入控除税額を計算しようとする場合	消法30③	承認を受けようとする日（承認を受けた日の属する課税期間から適用）

(2) 外国貨物

外国貨物に係る消費税の納期限の延長を受けようとするときは、「納期限延長承認申請書」により、保税地域の所轄税関長の承認を受ける。

3 許可を受ける義務にはどのようなものがあるか

輸出品販売場を開設しようとするときは、開設しようとする日の前日までに、「輸出品販売場許可申請書」（第20号様式）を納税地の所轄税務署長に提出し、その許可を受けなければならない（消法8⑦）。

4 記帳義務とはどのようなものか

取引事実の正確な記録は、消費税を適正に申告し納税する基本である。

つまり、正しい納税がなされるために課税事業者は、帳簿を備え付けて必要な事項を正確に記載しなければならない（消法58、消令71①）。

- (1) 記載事項は、取引年月日、取引内容、取引金額、取引の相手方の氏名又は名称のほか、軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者については、「軽減税率の対象品目である旨」の表示などである（消規27）。

- (2) 帳簿の保存は、この帳簿の閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、納税地等で保存しなければならない（消令71②）。

5 総額表示の義務

総額表示の義務付けは、「税抜価格表示」では、レジで請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのか分かりにくく、また、同一の商品・サービスでありながら「税抜表示」と「税込表示」が混在していると価格の比較がしづらいことを踏まえ、値札などへの価格表示を税込価格に統一することにより、「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにするものである。

具体的には課税事業者が取引の相手である消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行うに際し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、その商品や役務などに係る税込価格を表示することを義務付けるものである（消法63）。

(1) 総額表示の対象となる取引

総額表示が義務付けられるのは、消費税の課税事業者である。

また、総額表示の義務付けは、消費者に対して商品の販売、役務の提供等を行う場合（いわゆる小売段階）の価格表示を対象としているから、事業者間取引は、総額表示義務の対象にはならない。

(2) 総額表示の方法

イ 総額表示の具体的な表示方法

次のように「税込価格」が表示されている必要がある。〔標準税率の場合〕

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① | 11,000円 |
| ② | 11,000円（税込） |
| ③ | 11,000円（税抜価格10,000円） |
| ④ | 11,000円（うち消費税額等1,000円） |
| ⑤ | 11,000円（税抜価格10,000円、消費税額等1,000円） |

ロ 総額表示の対象となる表示媒体

具体的には、次のようなものが該当する。

- | | |
|---|---|
| ① | 値札、商品陳列棚、店内表示による価格の表示 |
| ② | 商品パッケージなどへの印字あるいは貼付した価格の表示 |
| ③ | チラシ、パンフレット、商品カタログなどによる価格の表示 |
| ④ | 新聞、雑誌、テレビ、インターネットホームページ、電子メールなどの媒体を利用した広告 |
| ⑤ | ポスター、看板などによる価格の表示 |

なお、総額表示の義務付けは価格表示を行う場合を対象とするものであり、価格表示を行っていない場合について表示を強制するものではない。また、口頭によるもの、見積書や契約書又は決済段階で作成される請求書や領収書は、総額表示義務の対象とはならない。

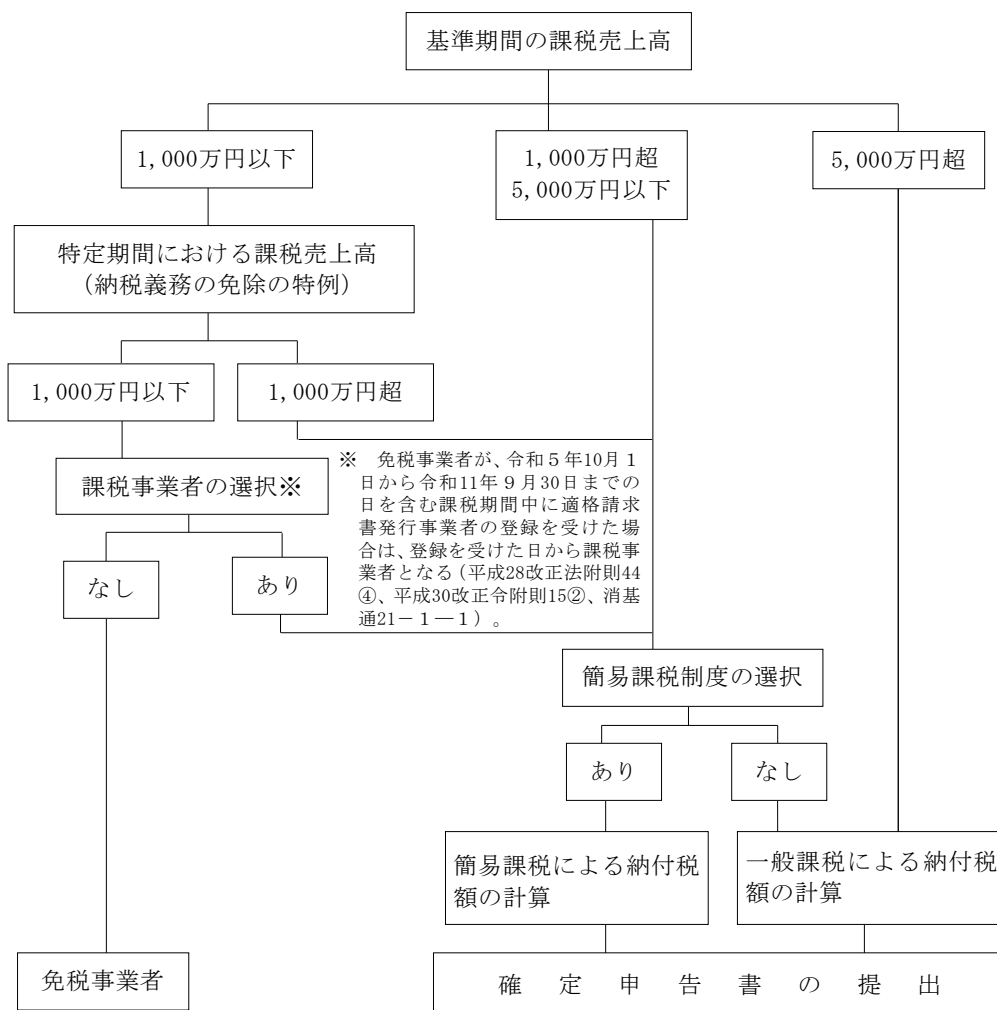
【参考通達】消基通18-1-1、18-1-7、18-1-8

(参考)

1 課税売上高からみた消費税制度の概要

事業者の課税売上高からみた消費税制度の概要を示すと次の図のとおりである。

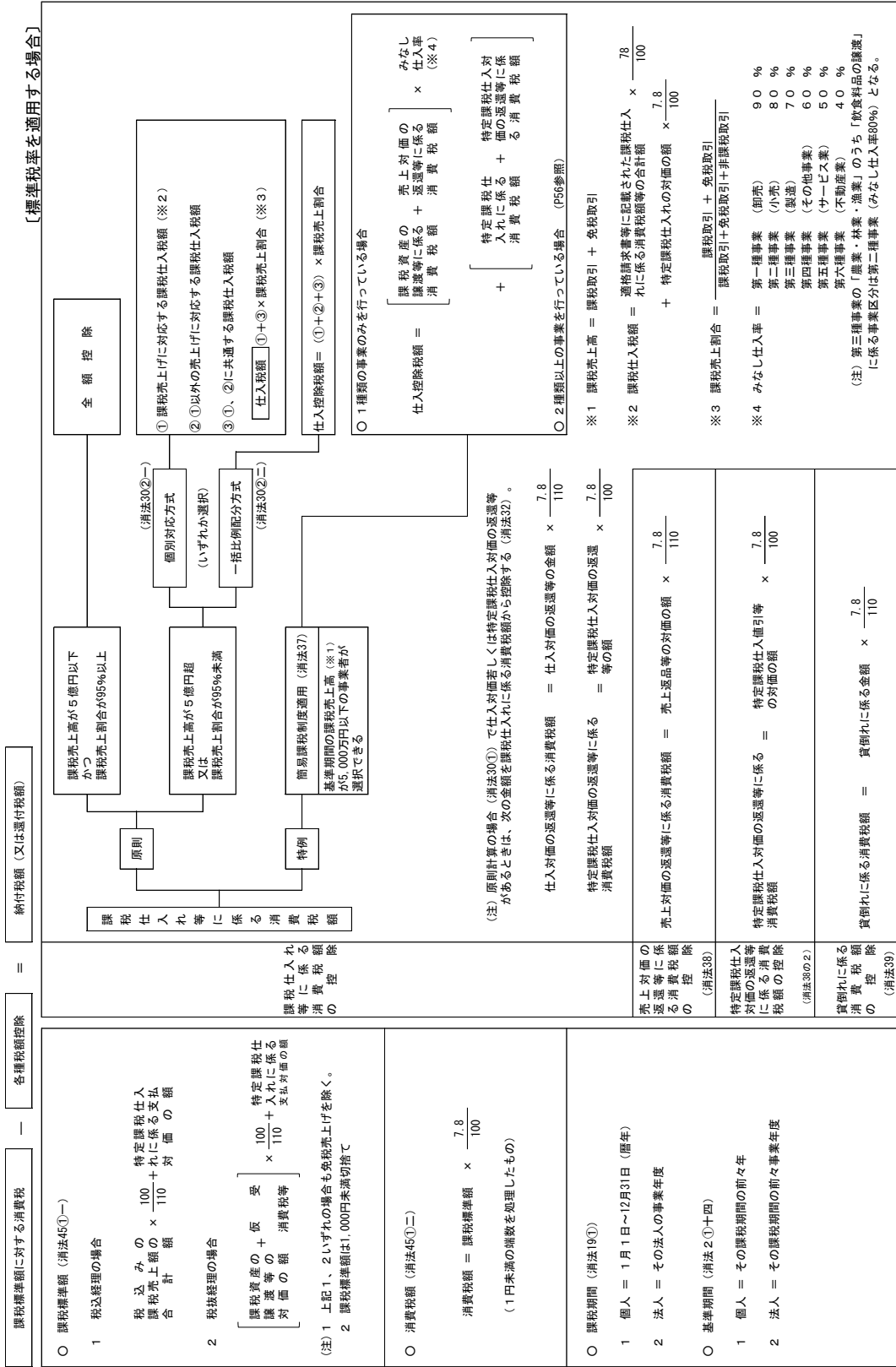
[消費税制度の概要図]



(注) 「一般課税」とは、特例計算である簡易課税(消法37)を適用せずに、仕入控除税額の計算(46ページから52ページの計算方法で)を行う原則的な方法で一般用申告書(87ページ)を用いることから「本則課税」、「原則課税」とも呼ばれている。

2 納付すべき税額の計算の流れ

2 納付すべき税額の計算の流れ (図式)



課税標準額に対する消費税	各種税額控除	納付税額 (又は還付税額)
<p>○ 課税標準額 (消法45①-)</p> <ol style="list-style-type: none"> 税込みの課税標準額 + 特定課税仕入課税標準額 + 100/110 + 対面の額 税込みの課税標準額 + 特定課税仕入課税標準額 + 100/110 + 対面の額 <p>(注) 1 上記1、2いずれの場合も免税売上げを除く。 2 課税標準額は1,000円未満切捨て</p>	<p>課税仕入れ等に係る消費税額</p> <p>原則</p> <p>課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上</p> <p>個別対応方式 (いすれか選択)</p> <p>一括比例配分方式 (消法30②二)</p> <p>特別</p> <p>簡易課税制度適用 (消法37)</p> <p>基準期間の課税売上高(※1)が5,000万円以下の事業者が選択できる</p>	<p>課税仕入れ等に係る消費税額</p> <p>仕入控除税額 = (①+②+③) × 課税売上割合</p> <p>仕入控除税額 = ① × 課税売上割合 + ② × 課税売上割合 + ③ × 課税売上割合</p> <p>○ 1 種類の事業のみを行っている場合</p> <p>仕入控除税額 = 課税資産の消費税額 + 売上対面の消費税額 + 特定課税仕入対面の消費税額 × 仕入率 (※4)</p> <p>○ 2 種類以上の事業を行っている場合 (P56参照)</p> <p>仕入控除税額 = 課税取引 + 免税取引</p> <p>※1 課税売上高 = 課税取引 + 免税取引</p> <p>※2 課税仕入税額 = 通格請求書等に記載された課税仕入れに係る消費税額等の合計額 + 特定課税仕入れの対面の額 × $\frac{7.8}{100}$</p> <p>※3 課税売上割合 = $\frac{\text{課税取引} + \text{免税取引}}{\text{課税取引} + \text{免税取引} + \text{非課税取引}}$</p> <p>※4 みなし仕入率 = $\frac{\text{第一種事業 (卸売)}}{90\%} + \frac{\text{第二種事業 (小売)}}{80\%} + \frac{\text{第三種事業 (製造)}}{70\%} + \frac{\text{第四種事業 (その他事業)}}{60\%} + \frac{\text{第五種事業 (サービス業)}}{50\%} + \frac{\text{第六種事業 (不動産業)}}{40\%}$</p> <p>(注) 第三種事業の「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の醸造」に係る事業区分は第二種事業(みなし仕入率80%)となる。</p>

(注) 1 経過対象課税資産の譲渡等については、「100/110」とあるものは「100/108」、「7.8/110」とあるものは「6.24/108」を適用する。
2 旧税率を適用する場合には、「100/110」とあるものは「100/108」、「7.8/100」とあるものは「7.8/100」とし、特定課税仕入れに係るもの「7.8/100」とあるものは「6.3/100」を適用する。
3 通格請求書等保存方式 (インボイス制度) における特例 (経過措置) として、通格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置 (平成28改正法附則5①の2②)、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置 (平成28改正法附則5①、53④) などがある。

3 勘定科目からみた消費税の課否判定

損益計算書や貸借対照表の勘定科目からみて、どの勘定科目に属するものが課税対象となり、あるいは、仕入税額控除の対象になるかを示すと、おおむね次表の「損益計算書」及び「貸借対照表」のとおりである。

○印を付したものが課税対象又は仕入税額控除の対象となり、また、×印を付したものが課税対象又は仕入税額控除の対象とならないものである。

なお、これらの表は、課税対象又は仕入税額控除の対象になるかどうかの一応の目安を示したものであるから、具体的な取扱いに当たっては、その内容を更に吟味する必要がある。

(1) 損益計算書関係

	勘定科目	課税対象	仕入税額控除
I 売上高	売上高	○	
	売上値引き 売上返品 売上割戻し	課税標準額に対する消費税額からの税額控除項目	
II 売上原価	商品（製品）期首棚卸高		
	当期商品仕入高（当期製造原価）		○
	仕入値引き 仕入返品 仕入割戻し		課税仕入れ等の税額の合計額からの税額控除項目
	商品（製品）期末棚卸高		
売上総利益（又は売上総損失）			
III 販売費及び一般管理費	使用人人件費 賃金、給料、手当、賞与、退職給与金、法定福利費		×（通勤手当は○）
	役員人件費 報酬、賞与、退職金、退職年金、法定福利費		×（通勤手当は○）
	人材派遣料		○
	生命保険料 損害保険料		×
	販売手数料 支払荷造費		○
	支払運搬費		○
	支払保管費 納入試験費		○
	消耗品費 事務用消耗品費 図書費 委託調査費 広告宣伝費		○

	勘 定 科 目	課 税 対 象	仕入税額控除
Ⅲ 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	交際費		○（物品切手等購入費用及び見舞金・祝金等の現金出金は×）
	旅行交通費		○（海外旅行に関するものは×）
	通信費		○（国際電話等×）
	光熱費		○
	租税公課		×
	減価償却費		×
	繰延資産の償却費		×
	地代		原則×（一時的使用分は○）
	家賃		○（人の居住用×）
	事務機等賃借料（リース料）		○
	会費		原則×（いわゆる通常会費以外は内容による）
	寄附金		×
営業利益（又は営業損失）			
Ⅳ 営 業 外 収 益	受取利息及び割引料 有価証券利息 受取配当	×	
	地 代	原則として×（一時的使用に係るもの○）	
	家 賃	人の居住の用に供するもの ×（一時的な貸付けに係るもの○）	
Ⅴ 営 業 外 費 用	支払利息及び割引料 社債利息、社債発行費償却		×
	貸倒損失	課税標準額に対する消費税額からの税額控除項目	
経常利益（又は経常損失）			
Ⅵ 特 別 利 益	土地の譲渡益	×	
	建物、器具、備品等譲渡益	譲渡対価全額について ○	
	過年度償却債権取立益	○ 課税資産の譲渡等に係るものについては課税標準額に対する消費税額に加算	
	受取保険金	×	

	勘 定 科 目	課 税 対 象	仕入税額控除
Ⅶ 特別 損失	前期損益修正損		内容による
	固定資産売却損	譲渡対価全額について○(ただし、土地の譲渡対価は×)	
	災害による損失		×
税引前当期純利益(又は当期純損失) 法人税及び住民税額 当期純利益(又は当期純損失)			

(注) 一般的な勘定科目を掲げた。

(2) 貸借対照表関係

(期中取得資産と仕入税額控除との関係)

	勘 定 科 目	仕 入 税 額 控 除
Ⅰ 流 動 資 産	現 金 及 び 預 金 受 取 手 形 売 掛 金 有 価 証 券	×
	商 製 品 製 材 半 原 材 仕 貯 蔵	○
	前 払 費 用 未 収 貸 付 未 収 金	×
Ⅱ 固 定 資 産	1 有 形 固 定 資 産	
	建 構 物 機 械 及 び 装 置 工 具 、 器 具 、 備 品	○
	土 地	×
	建 設 仮 勘 定	工事代金の仮払金、前払金は × 引渡しを受けている部分については○
	2 無 形 固 定 資 産	
営 業 権 借 地 権 鉱 業 権	○ × ○	
3 他 の 投 資 資 産		
投 資 有 価 証 券 関 係 会 社 株 式 出 資 会 社 債 長 期 貸 付 金 破 産 債 権 、 更 生 債 権 長 期 前 払 費 用	×	

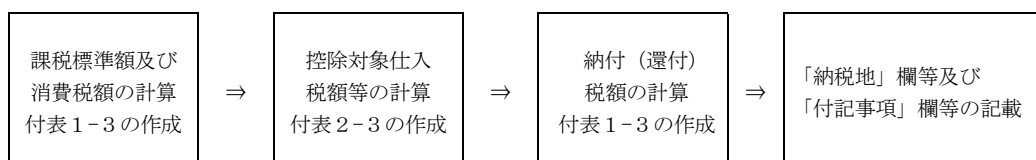
	勘 定 科 目	仕 入 税 額 控 除
Ⅲ 繰延資産	創 立 費 開 業 費 株 式 交 付 費 社 債 発 行 費 開 発 費	○
	そ の 他 の 繰 延 資 産	一般的に ○

4 消費税及び地方消費税の確定申告書の作成手順

I 一般用申告書

課税事業者の令和5年10月1日から令和6年9月30日までの課税期間における一般用申告書を、次の設例に基づいて作成する。

申告書の作成は、次の手順で行う。



【設 例】

甲(株)の当課税期間(令和5年10月1日～令和6年9月30日)の課税売上額等の状況は、次のとおりである。

なお、特定課税仕入れに該当する取引はなかった。

1	課税期間中の売上額	円
(1)	課税売上額(税込み)	396,000,000
(2)	免税売上額	28,000,000
(3)	非課税売上額	10,000,000
2	売上対価の返還等の金額 (課税売上げに係るもの(税込み))	19,800,000
3	課税期間中の課税仕入れの金額(税込み)	308,060,000 (消費税額等27,226,667円)
	(うち軽減税率適用分)	46,260,000 (消費税額等3,426,667円)
4	仕入対価の返還等の金額 (課税仕入れに係るもの(税込み))	12,508,000
	(うち軽減税率適用分)	1,728,000
5	貸倒処理した金額(税込み)	1,430,000
6	中間納付消費税額	1,400,000
7	中間納付地方消費税額	394,800
8	基準期間の課税売上高	359,000,000

- (注) 1 課税売上額(税込み)には、軽減税率が適用される取引は含まれていないものとする。
 2 貸倒れに係る債権は、当課税期間に発生し、軽減税率の適用はないものとする。
 3 旧税率(3%、4%、又は6.3%)が適用される取引はないものとする。
 4 売上税額の計算は割戻し計算、仕入税額の計算は積上げ計算を適用している。

1 確定申告書の「この申告書による消費税の税額の計算」欄

(1) 「課税標準額①」欄

付表1-3から転記することから、ここで付表1-3を作成する。

税率の異なるごとに区分した課税売上額（税込み）に適用する割合（設例の場合は100/110）を掛けて計算した金額を付表1-3の①-1欄及び申告書第二表の⑤～⑦欄の該当欄（設例の場合は⑥及び⑦欄）に転記する。

また、当該金額の千円未満の端数を切り捨てた金額を付表1-3の①欄に記載し、「合計C」欄を申告書第二表①欄に転記した上で記載する。

$$396,000,000\text{円（課税売上額（税込み））} \times 100/110 = 360,000,000\text{円}$$

（注）売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税標準額を計算する。

(2) 「消費税額②」欄

(1)で税率の異なるごとに区分して算出した課税標準額に適用する税率（設例の場合は7.8%）を掛けて消費税額を計算し、付表1-3の②欄に記載し、「合計C」欄を申告書第二表⑩欄に転記した上で記載する。

$$360,000,000\text{円（課税標準額）} \times 7.8\% = 28,080,000\text{円}$$

(3) 「控除過大調整税額③」及び「控除税額・控除対象仕入税額④」欄

付表1-3から転記することから、ここで付表1-3及び付表2-3を作成する。

付表2-3の作成

イ 「課税売上額（税抜き）①」欄（設例の場合は「税率7.8%適用分B」欄）

$$\begin{array}{l} \text{課税売上額（税込み）} \qquad \qquad \text{売上対価の返還等（税込み）} \\ 396,000,000\text{円} \times 100/110 - (19,800,000\text{円} - 19,800,000\text{円} \times 7.8/110 \times 100/78) \\ = 342,000,000\text{円} \end{array}$$

（注）売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に100/110を乗じた金額が①欄の金額となる。

ロ 「免税売上額②」欄

課税資産の譲渡等のうち、消法第7条及び第8条並びに措法等の規定により、消費税が免除される課税資産の譲渡等の対価の額を記載する。

設例の場合は、免税売上額28,000,000円を記載する。

（注）国内で譲渡すれば非課税売上げとなる資産を輸出した場合や海外で自ら使用又は譲渡するために資産を輸出した場合の輸出取引等に係る金額は課税売上割合の計算上は免税売上額として取り扱われることから、その金額を「非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額③」欄に記載する。

ハ 「非課税売上額⑥」欄

非課税資産の譲渡等の対価の額で課税売上割合の分母に算入すべき金額を⑥欄に記載する。

設例の場合は、非課税売上額10,000,000円を記載する。

(注) 課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合、その譲渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要となる場合があるので留意する。

ニ 「課税売上割合(④/⑦)⑧」欄

$$\frac{342,000,000\text{円(課税売上額(税抜き))} + 28,000,000\text{円(免税売上額)}}{342,000,000\text{円(課税売上額(税抜き))} + 28,000,000\text{円(免税売上額)} + 10,000,000\text{円(非課税売上額)}} \\ = \frac{370,000,000\text{円(④欄)}}{380,000,000\text{円(⑦欄)}} = 97.368\cdots\% \geq 95\%$$

ホ 「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)⑨」欄

課税期間中の税率の異なるごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額から税率の異なるごとに区分した課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載する。

<税率6.24%適用分A>

課税仕入れの金額(税込み)		仕入れ対価の返還(税込み)		
46,260,000円	－	1,728,000円	=	44,532,000円

<税率7.8%適用分B>

課税仕入れの金額(税込み)		仕入れ対価の返還(税込み)		
261,800,000円	－	10,780,000円	=	251,020,000円

<合計C>

44,532,000円	+	251,020,000円	=	295,552,000円
-------------	---	--------------	---	--------------

(注) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入額から減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額(税込み)を記載する。

ヘ 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

次の算式により税率の異なるごとに区分して計算した金額を記載する。

適格請求書等に記載された課税仕入れに係る消費税額等の合計額	$\times \frac{78}{100}$	－	仕入れ対価の返還等の金額(税込み)	$\times \frac{7.8^{※}}{110}$	=	課税仕入れに係る消費税額
-------------------------------	-------------------------	---	-------------------	------------------------------	---	--------------

※ 軽減税率が適用されている場合は、6.24/108とする。

(設例の場合)

<税率6.24%適用分A>

$$3,426,667\text{円} \times \frac{78}{100} - 1,728,000\text{円} \times \frac{6.24}{108} = 2,572,960\text{円}$$

<税率7.8%適用分B>

$$23,800,000\text{円} \times \frac{78}{100} - 10,780,000\text{円} \times \frac{7.8}{110} = 17,799,600\text{円}$$

<合計C>

$$2,572,960\text{円} + 17,799,600\text{円} = 20,372,560\text{円}$$

(注) 1 保税地域から引き取った課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額がある場合は、その税額を「課税貨物に係る消費税額⑪」欄に記載する。

なお、課税貨物に係る消費税額について還付を受けた金額がある場合は、その金額を控除した残額を記載する。

2 免税事業者が課税事業者となる場合や課税事業者が免税事業者となる場合は、加算又は減算すべき棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額を「納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額⑫」欄に記載する。

ト 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑱」及び「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合㉑～㉒」欄

課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額が全額控除対象となるから、⑰欄の金額をそのまま⑱欄に記載する。(設例の場合、課税売上割合97.368% \geq 95%) 全額控除→20,372,560円

課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合は、適用する控除方法に応じて記載する。

(イ) 個別対応方式の場合は、税率の異なるごとに区分した課税仕入れ等の税額を区分の上⑱欄及び㉑欄に記載し、㉑欄の計算式に従って金額を同欄に記載する。

(ロ) 一括比例配分方式の場合は、㉒欄の計算式に従って税率の異なるごとに区分して計算した金額を同欄に記載する。

チ 「差引・控除対象仕入税額㉓」欄

表示の計算式に従って税率の異なるごとに区分して控除対象仕入税額を計算する。

(注) ㉓欄の計算式による計算結果がマイナスの場合には、その金額を「控除過大調整税額㉔」欄に記載する。

リ 「貸倒回収に係る消費税額㉕」欄

前課税期間までに貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合、その回収金額に含まれる消費税額を税率の異なるごとに区分して記載する。

付表2-3の作成が終わったら、次のとおり付表1-3及び申告書第一表に必要な項目を転記し、申告書の残りの項目の計算に戻る。

転記元項目	転記先項目
付表2-3の④欄の金額	申告書第一表の⑮欄
付表2-3の⑦欄の金額	申告書第一表の⑯欄
付表2-3の⑳欄の金額	付表1-3の④欄 申告書第一表の④欄
付表2-3の㉑㉒欄の金額	付表1-3の③欄 申告書第一表の③欄

(4) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる消費税額を付表1-3の⑤欄に記載し、申告書第二表の⑰欄へ転記した上で記載する。

(売上対価の返還等(税込み))

$$19,800,000円 \times 7.8/110 = 1,404,000円$$

(注) 売上対価の返還等の金額を売上金額から直接減額している場合は、この欄に記載する必要はない。

(5) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合に、その貸倒れに係る税額を記載する。

(貸倒金額)

$$1,430,000円 \times 7.8/110 = 101,400円$$

(6) 「控除不足還付税額⑧」又は「差引税額⑨」欄

表示の計算式により消費税の控除不足還付税額又は差引税額を計算する。

(7) 「中間納付税額⑩」欄

中間申告した税額がある場合に、その金額の合計額を記載する（設例の場合1,400,000円）。

(8) 「納付税額⑪」欄又は「中間納付還付税額⑫」欄

表示の計算式により納付税額又は中間納付還付税額を計算する。

2 確定申告書の「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄

(1) 「控除不足還付税額⑬」欄又は「差引税額⑭」欄

付表1-3の⑧又は⑨欄の「合計C」欄の金額を、⑩又は⑪欄に記載し、その金額を申告書第二表⑳欄及び㉓並びに申告書第一表の⑰又は⑱欄に転記する。

(2) 「還付額⑲」欄又は「納税額㉒」欄

付表1-3の⑫又は⑬欄は、表示の計算式（当該欄に記載された金額×22/78）により計算し、その金額を「合計C」欄に記載の上、申告書第一表の⑲又は㉒欄に転記する。

(還付額⑲欄はそのまま、納税額㉒欄は100円未満切捨て)

(3) 「中間納付譲渡割額㉑」欄

中間申告税額の合計金額を記載する（設例の場合394,800円）。

(4) 「納付譲渡割額㉔」欄又は「中間納付還付譲渡割額㉕」欄

表示の計算式により納付譲渡割額又は中間納付還付譲渡割額を計算する。

(5) 「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額㉖」欄

(⑪+⑫) - (⑧+⑬+⑲+㉔)の計算式で計算した金額を記載する（還付となる場合はマイナス「-」を付けて記載する。）。

3 「納税地」欄等

申告する事業者の現住所又は本店等の所在地を記載する。

4 「付記事項」欄等

(1) 「付記事項」及び「参考事項」欄

それぞれに掲げる項目の該当する箇所に○印を付す。

(2) 「基準期間の課税売上高」欄

その申告に係る課税期間の基準期間における課税売上高を記載する。

第3-1(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿	<input type="checkbox"/> (個人の方) 振替継続希望	
納税地	(電話番号 - -)	※ 所 属 整理 番号	
(フリガナ) 名称 又は屋号	コウカフシキガイシャ 甲株式会社	申告年月日	令和 年 月 日
個人番号 又は法人番号	！ 個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	申告区分	指導等 庁指定 局指定
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名		通信日付印	確認
		個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()	身元 確認
		年 月 日	
		指 導 年 月 日	相談 区分1 区分2 区分3
		令和 年 月 日	

第一表 令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書 中間申告 自 平成 年 月 日 の場合の 対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		付 割 賦 基 準 の 適 用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 延 払 基 準 等 の 適 用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 工 事 進 行 基 準 の 適 用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 現 金 主 義 会 計 の 適 用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 課 税 標 準 額 に 対 す る 消 費 税 額 の 計 算 の 特 例 の 適 用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 控 除 課 税 上 高 5 億 円 超 又 は 課 税 上 割 合 95% 未 滿 <input type="checkbox"/> 個 別 対 照 式 <input type="checkbox"/> 一 括 比 例 式 <input type="checkbox"/> 上 記 以 外 <input type="checkbox"/> 全 額 控 除 <input type="checkbox"/> 基 準 期 間 の 課 税 上 高 359,000 千 円 <input type="checkbox"/> 税 額 控 除 に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 (2 割 特 例)
課 税 標 準 額 ①	3 6 0 0 0 0 0 0 0 0	
消 費 税 額 ②	2 8 0 8 0 0 0 0 0	
控 除 過 大 調 整 税 額 ③		
控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	2 0 3 7 2 5 6 0	
返 還 等 対 面 に 係 る 税 額 ⑤	1 4 0 4 0 0 0	
貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥	1 0 1 4 0 0	
控 除 税 額 小 計 (④ + ⑤ + ⑥) ⑦	2 1 8 7 7 9 6 0	
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦ - ② - ③) ⑧		
差 引 税 額 (② + ③ - ⑦) ⑨	6 2 0 2 0 0 0	
中 間 納 付 税 額 ⑩	1 4 0 0 0 0 0	
納 付 税 額 (⑨ - ⑩) ⑪	4 8 0 2 0 0 0	
中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩ - ⑨) ⑫	0 0	
この申告書が修正申告である場合 既 確 定 税 額 ⑬		
差 引 納 付 税 額 ⑭	0 0	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 面 の 額 ⑮	3 7 0 0 0 0 0 0 0	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 面 の 額 ⑯	3 8 0 0 0 0 0 0 0	
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税 控 除 不 足 還 付 税 額 ⑰		
差 引 税 額 ⑱	6 2 0 2 0 0 0	
還 付 額 ⑲		
納 税 額 ⑳	1 7 4 9 2 0 0	
中 間 納 付 讓 渡 割 額 ㉑	3 9 4 8 0 0	
納 付 讓 渡 割 額 (㉑ - ㉒) ㉒	1 3 5 4 4 0 0	
中 間 納 付 還 付 讓 渡 割 額 (㉑ - ㉒) ㉓	0 0	
この申告書が修正申告である場合 既 確 定 讓 渡 割 額 ㉔		
差 引 納 付 讓 渡 割 額 ㉕	0 0	
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 合 計 (納 付 又 は 還 付) 税 額 ㉖	6 1 5 6 4 0 0	
<input type="checkbox"/> 税 理 士 法 第 30 条 の 書 面 提 出 有 <input type="checkbox"/> 税 理 士 法 第 33 条 の 2 の 書 面 提 出 有		

※(1)+(2)-(3)+(4)+(5)・修正申告の場合※=(4)+(5)※が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

G K 0 6 0 1

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称又は屋号	コウカブシキガイシャ 甲株式会社
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38② 52

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり活したりしないでください。)

自 令和 5 年 1 0 月 1 日
至 令和 6 年 9 月 3 0 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

第二表

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①
※申告書(第一表)の①欄へ	3 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥	3 6 0 0 0 0 0 0 0 0	06
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
		⑩	3 6 0 0 0 0 0 0 0 0	07

消費税額	⑪			
※申告書(第一表)の②欄へ	2 8 0 8 0 0 0 0 0 0			
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮		25
	7.8 % 適用分	⑯	2 8 0 8 0 0 0 0 0 0	26

返還等対価に係る税額	⑰			
※申告書(第一表)の⑤欄へ	1 4 0 4 0 0 0 0			
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	1 4 0 4 0 0 0 0	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	4 % 適用分	⑳	6 2 0 2 0 0 0 0	41
	6.3 % 適用分	㉑		42
	6.24%及び7.8% 適用分	㉒	6 2 0 2 0 0 0 0	44

(注1) ⑧~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ⑳~㉒欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

課 税 期 間		令和5・10・1 ~令和6・9・30	氏 名 又 は 名 称	甲株式会社	
区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)	
課 税 標 準 額	①	000	360,000,000	360,000,000	
① 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	①・1	※第一表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	①・2	※①・②欄は、課税売上割合が99%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑧欄へ	
内 特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	①・2				
消 費 税 額	②		28,080,000	28,080,000	
控 除 過 大 調 整 税 額	③	(付表2-3の②・⑤A欄の合計金額)	(付表2-3の②・⑤B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額	④	2,572,960	17,799,600	20,372,560
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤		1,404,000	1,404,000
内 特 定 課 税 仕 入 れ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤・1		1,404,000	1,404,000	
	⑤・2	※①・②欄は、課税売上割合が99%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥		101,400	101,400	
控 除 税 額 小 計	⑦	2,572,960	19,305,000	21,877,960	
控 除 不 足 還 付 税 額	⑧	(7-②-③)			
差 引 税 額	⑨	(②+③-⑦)		6,202,000	
地 方 消 費 税 と な る 消 費 税 の 課 税 標 準 額	⑩				
控 除 不 足 還 付 税 額	⑩			※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ	
差 引 税 額	⑪			6,202,000	
還 付 額	⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑩欄へ	
割 納 税 額	⑬			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑩欄へ	
額				1,749,200	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

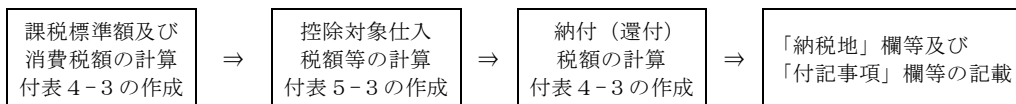
課 税 期 間		令和5・10・1 ~ 令和6・9・30	氏名又は名称	甲株式会社
項 目		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	0	342,000,000	342,000,000
免 税 売 上 額	②			28,000,000
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			370,000,000
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			370,000,000
非 課 税 売 上 額	⑥			10,000,000
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			380,000,000
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧			[97.36 %]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	44,532,000	251,020,000	295,552,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	2,572,960	17,799,600	20,372,560
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪			
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫			
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭		(⑬B欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑮			
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑯			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑮+⑯)	⑰	2,572,960	17,799,600	20,372,560
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)	⑱	2,572,960	17,799,600	20,372,560
課5課95 税億 売未 上超 割の 高又 合場 がは 合の 控 除 調 税 額 差 引	個別 対 応 方 式	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲	
		⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑳	
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 (⑲+⑳×④/⑦)	㉑		
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑰×④/⑦)	㉒		
	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉓		
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉔		
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉕		
	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑩、⑫又は⑬の金額)±⑭±⑮+⑯]がプラスの時	㉖	2,572,960	17,799,600
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑩、⑫又は⑬の金額)±⑭±⑮]がマイナスの時	㉗		
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉘		

注記 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て、
2 ⑨、⑪及び⑬欄には、繰引、調整、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を付随した後の金額を記載する。
3 ⑪及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一定を改正する法律(平成28年法律第15号)別表第22条又は第23条の適用がある場合をいう。

Ⅱ 簡易課税申告書

課税事業者の令和5年10月1日から令和6年9月30日までの課税期間における簡易課税申告書を次の設例に基づいて作成する。

申告書の作成は、次の手順で行う。



【設 例】

(株)丙の当課税期間(令和5年10月1日～令和6年9月30日)の課税売上額等の状況は、次のとおりである。

1	課税期間中の売上額	円
(1)	課税売上額(税込み)	45,300,000
	内 第二種事業	41,200,000
	内 第五種事業	4,100,000
(2)	免税売上額	1,000,000
2	売上対価の返還等の金額 (課税売上げに係るもの(税込み))	1,200,000
	内 第二種事業	1,100,000
	内 第五種事業	100,000
3	貸倒処理した金額(税込み)	560,000
4	基準期間の課税売上高	40,232,353

- (注) 1 課税売上額(税込み)には、軽減税率が適用される取引は含まれていないものとする。
 2 貸倒れに係る債権は、当課税期間に発生し、軽減税率の適用はないものとする。
 3 旧税率(3%、4%、又は6.3%)が適用される取引はないものとする。
 4 売上税額の計算は割戻し計算を適用している。

1 確定申告書の「この申告書による消費税の税額の計算」欄

(1) 「課税標準額①」欄

付表4-3から転記することから、ここで付表4-3を作成する。

税率の異なるごとに区分した課税売上額(税込み)に適用する割合(設例の場合は100/110)を掛けて計算した金額を付表4-3の①-1欄及び申告書第二表の⑤～⑦欄の該当欄(設例の場合は⑥及び⑦欄)に転記する。

また、当該金額の千円未満の端数を切り捨てた金額を付表4-3の①欄に記載し、「合計C」欄を申告書第二表①欄に転記する。

$$45,300,000\text{円(課税売上額(税込み))} \times 100/110 = 41,181,818\text{円} \rightarrow 41,181,000\text{円}$$

(2) 「消費税額②」欄

(1)で税率の異なるごとに区分して算出した課税標準額に適用する税率(設例の場合は7.8%)を掛けて消費税額を計算し、付表4-3の②欄に記載し、「合計C」欄を申

告書第二表⑩欄に転記した上で記載する。

$$41,181,000\text{円 (課税標準額)} \times 7.8\% = 3,212,118\text{円}$$

(3) 「貸倒回収に係る消費税額③」欄

前課税期間までに貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合に、その回収金額に含まれる消費税額を税率の異なるごとに区分して付表4-3の③欄に記載する。

※設例は該当なし。

(4) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる消費税額を付表4-3の⑤欄に記載し、申告書第二表の⑰欄へ転記した上で記載する。

(売上対価の返還等(税込み))

$$1,200,000\text{円} \times 7.8/110 = 85,090\text{円 (1円未満切捨て)}$$

(注) 売上対価の返還等の金額を売上金額から直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はない。

(5) 「控除税額－控除対象仕入税額④」欄

付表5-3から転記することから、ここで付表5-3を作成する。

付表5-3の作成

イ 「課税標準額に対する消費税額①」欄 (設例の場合は「税率7.8%適用分B」欄)

付表4-3の②欄の金額3,212,118円を記載する。

ロ 「貸倒回収に係る消費税額②」欄

付表4-3の③欄の金額を記載する。※設例は該当なし。

ハ 「売上対価の返還等に係る消費税額③」欄

付表4-3の⑤欄の金額85,090円を記載する。

ニ 「控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額④」欄

上記イ～ハまでの金額を表示の計算式により計算した金額を記載する。

$$\text{①} + \text{②} - \text{③} = 3,212,118\text{円} + 0\text{円} - 85,090\text{円} = 3,127,028\text{円}$$

ホ 「1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額⑤」欄

事業区分が1種類のみである場合には、「控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額④」欄の金額に、該当するみなし仕入率を掛けて計算する。

ヘ 「2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額」欄

(イ) 「(1)事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細」の⑥～⑫欄

第一種事業から第六種事業に区分し、税率の異なるごとに区分して計算する。

A 「事業区分別の合計額⑥」欄

$$45,300,000\text{円} \times 100/110 - 1,200,000\text{円} \times 100/110 = 40,090,909\text{円 (1円未満切捨て)}$$

B 「第二種事業⑧」欄

$$41,200,000\text{円} \times 100/110 - 1,100,000\text{円} \times 100/110 = 36,454,545\text{円 (1円未満切捨て)}$$

C 「第五種事業⑩」欄

$$4,100,000\text{円} \times 100/110 - 100,000\text{円} \times 100/110 = 3,636,363\text{円 (1円未満切捨て)}$$

(ロ) 「(1)事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細」の⑥～⑫欄の「売上割合」欄

A 「第二種事業⑧」の「売上割合」欄

$$\begin{aligned} \text{(売上割合)} \quad \frac{\text{第二種事業の課税売上高}}{\text{課税売上高(合計)}} &= \frac{36,454,545\text{円}}{40,090,909\text{円}} \\ &= 90.929\cdots\% \geq 75\% \end{aligned}$$

B 「第五種事業⑪」の「売上割合」欄

$$\begin{aligned} \text{(売上割合)} \quad \frac{\text{第五種事業の課税売上高}}{\text{課税売上高(合計)}} &= \frac{3,636,363\text{円}}{40,090,909\text{円}} \\ &= 9.070\cdots\% < 75\% \end{aligned}$$

(ハ) 「(2)(1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細」の⑬～⑱欄

A 「第二種事業⑮」欄

$$41,200,000\text{円} \times 7.8/110 - 1,100,000\text{円} \times 7.8/110 = 2,843,454\text{円} \quad (\text{1円未満切捨て})$$

B 「第五種事業⑱」欄

$$4,100,000\text{円} \times 7.8/110 - 100,000\text{円} \times 7.8/110 = 283,637\text{円} \quad (\text{1円未満切捨て})$$

C 「事業区分別の合計額⑲」欄

$$A + B = 2,843,454\text{円} + 283,637\text{円} = 3,127,091\text{円}$$

(ニ) 「控除対象仕入税額の計算式区分の明細」の⑳～㉔欄における特例計算の判定及び控除対象仕入税額の計算

「イ 原則計算を適用する場合」又は「ロ 特例計算を適用する場合」の該当する欄に計算結果を記載する。

A ㉔欄

$$\begin{aligned} &3,127,028\text{円} (\text{付表5-3の④欄}) \times \frac{2,843,454\text{円} \times 80\% + 283,637\text{円} \times 50\%}{3,127,091\text{円}} \\ &= 2,416,532\text{円} \quad (\text{1円未満切捨て}) \end{aligned}$$

B 「(イ) 1種類の事業で75%以上㉑」欄

設例の場合、第二種事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占めているから、控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額の全体について、第二種事業に係るみなし仕入率(80%)を適用することができる。

$$3,127,028\text{円} (\text{付表5-3の④欄}) \times 80\% = 2,501,622\text{円} \quad (\text{1円未満切捨て})$$

(ホ) 「上記の計算区分から選択した控除対象仕入税額㉒」欄

上記(ニ)より設例の場合はBを選択し、Bの金額を記載する。→2,501,622円

付表5-3の作成が終わったら、次のとおり付表4-3及び申告書第一表に必要な項目を転記し、申告書の残りの項目の計算に戻る。

転記元項目	転記先項目
付表5-3の⑤又は㉒欄の金額	付表4-3の④欄 申告書第一表の④欄
付表5-3の⑥～⑫欄の金額等	申告書第一表の「事業区分」欄 (千円未満四捨五入)

(6) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合に、その貸倒れに係る税額を税率の異なるごとに区分して計算し、付表4-3の⑥欄に記載した上で転記する。

(貸倒金額)

$$560,000円 \times 7.8/110 = 39,709円 \text{ (1円未満切捨て)}$$

(7) 「控除不足還付税額⑧」又は「差引税額⑨」欄

表示の計算式により消費税の控除不足還付税額又は差引税額を計算する。

(8) 「中間納付税額⑩」欄

中間申告した税額がある場合に、その金額の合計額を記載する。

(9) 「納付税額⑪」欄又は「中間納付還付税額⑫」欄

表示の計算式により納付税額又は中間納付還付税額を計算する。

(10) 「この課税期間の課税売上高⑬」欄

課税売上額(税抜き)から、課税売上げに係る対価の返還等の金額(税抜き)を控除し、免税売上額を加算した金額を記載する。

$$45,300,000円 \times 100/110 - 1,200,000円 \times 100/110 + 1,000,000 = 41,090,909円$$

(11) 「基準期間の課税売上高⑭」欄

この申告に係る課税期間の基準期間における課税売上高を記載する。

2 確定申告書の「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄

(1) 「控除不足還付税額⑰」欄又は「差引税額⑱」欄

付表4-3の⑧又は⑨欄の「合計C」欄の金額を、⑩又は⑪欄に記載し、申告書第二表⑳及び㉓欄並びに申告書第一表の⑰又は⑱欄に転記する。

(2) 「還付額⑲」欄又は「納税額㉒」欄

付表4-3の⑫又は⑬欄は、表示の計算式(当該欄に記載された金額 $\times 22/78$)により計算し、その金額を「合計C」欄に記載の上、申告書第一表の⑲又は㉒欄に転記する。

(還付額⑲欄はそのまま、納税額㉒欄は100円未満切捨て)

(3) 「中間納付譲渡割額㉑」欄

中間申告税額の合計金額を記載する。

(4) 「納付譲渡割額㉔」欄又は「中間納付還付譲渡割額㉕」欄

表示の計算式により納付譲渡割額又は中間納付還付譲渡割額を計算する。

(5) 「消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額㉖」欄

(⑪+⑫)-(⑧+⑫+⑲+㉓)の計算式で計算した金額により計算する(還付となる場合はマイナス「-」を付けて記載する。)

3 「納税地」欄等

申告する事業者の現住所又は本店等の所在地を記載する。

4 「付記事項」欄及び「参考事項」欄

それぞれに掲げる項目の該当する箇所に○印を付す。

第3-(3)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿	<input type="checkbox"/> (個人の方) 振替継続希望
納税地	(電話番号) - -	※所 属 国 整理番号
(フリガナ) 名 称 又は 屋号	カブシキガイシャヘイ 株式会社丙	申告年月日 令和 年 月 日
個人番号 又は 法人番号	! 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	申告区分 指導等 庁指定 局指定
(フリガナ) 代表者氏名 又は 氏名		通信日付印 確認 個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()
		身元確認
		指 導 年 月 日 相 続 区分1 区分2 区分3
		令和

簡 第一表 令和五年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

自 平成 5 年 1 0 月 1 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書 (中間申告 自 平成 年 月 日 の場合の 対象期間 至 令和 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算		十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 一 円
課税標準額 ①		4 1 1 8 1 0 0 0
消費税額 ②		3 2 1 2 1 1 8
貸倒回収に係る消費税額 ③		
控 除 控除対象仕入税額 ④		2 5 0 1 6 2 2
変 遷 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤		8 5 0 9 0
税 貸倒れに係る税額 ⑥		3 9 7 0 9
額 控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦		2 6 2 6 4 2 1
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧		
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨		5 8 5 6 0 0
中 間 納 付 税 額 ⑩		0 0
納 付 税 額 (⑨-⑩) ⑪		5 8 5 6 0 0
中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩) ⑫		0 0
この申告書が修正申告である場合 既 確 定 税 額 ⑬		
差 引 納 付 税 額 ⑭		0 0
この課税期間の課税売上高 ⑮		4 1 0 9 0 9 0 9
基準期間の課税売上高 ⑯		4 0 2 3 2 3 5 3
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額 ⑰		
差 引 税 額 ⑱		5 8 5 6 0 0
課 選 還 付 額 ⑲		
納 税 額 ⑳		1 6 5 1 0 0
中 間 納 付 還 付 額 ㉑		0 0
納 付 還 付 額 (㉑-㉒) ㉒		1 6 5 1 0 0
中 間 納 付 還 付 額 (㉑) ㉓		0 0
この申告書が修正申告である場合 既 確 定 額 ㉔		
差 引 納 付 額 ㉕		0 0
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖		7 5 0 7 0 0

㉖=(11+22)-(13+12+16+21)・修正申告の場合は㉖=14+㉒
㉕が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付 割 賦 基 準 の 適 用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	延 払 基 準 等 の 適 用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
工 事 進 行 基 準 の 適 用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	現 金 主 義 会 計 の 適 用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
課 税 標 準 額 に 対 する 消 費 税 額 の 計 算 の 特 例 の 適 用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	区 分 課 税 売 上 高 (免 税 売 上 高 を 除 く) 売 上 割 合 %
第 1 種	
第 2 種 36,455	9 0 9
第 3 種	
第 4 種	
第 5 種 3,636	9 0
第 6 種	
特 別 計 算 適 用 (令 57 ㉓) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
税 額 控 除 に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 (2 割 特 例) <input type="checkbox"/>	
通 可 行 金 庫・総合 本店・支店	金 庫・総合 出 張 所
農 協・漁 協 本 所・支 所	
預 金 口座 番号	
ゆうちょ銀行の 貯 金 記 号 番 号	-
郵 便 局 名 等	
<input type="checkbox"/> (個人の方) 公 金 受 取 口 座 の 利 用	
※税務署整理欄	

税 理 士 名	(電話番号 - -)
---------	-------------

<input type="checkbox"/> 税 理 士 法 第 30 条 の 書 面 提 出 有
<input type="checkbox"/> 税 理 士 法 第 33 条 の 2 の 書 面 提 出 有

G K 0 6 0 1

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

改正法附則による税額の特例計算	
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/> 附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/> 附則38② 52

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称又は屋号	カブシキガイシャヘイ 株式会社丙
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	

自 令和 5 年 1 0 月 1 日
至 令和 6 年 9 月 3 0 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

第二表 令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①
※申告書(第一表)の①欄へ	4 1 1 8 1 0 0 0 01

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥	4 1 1 8 1 8 1 8	06
		⑦	4 1 1 8 1 8 1 8	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪			
※申告書(第一表)の②欄へ	3 2 1 2 1 1 8			
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮		25
	7.8 % 適用分	⑯	3 2 1 2 1 1 8	26

返還等対価に係る税額	⑰			
※申告書(第一表)の⑤欄へ	8 5 0 9 0			
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	8 5 0 9 0	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳	5 8 5 6 0 0	41
	4 % 適用分	㉑		42
	6.3 % 適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	5 8 5 6 0 0	44

(注1) ⑧~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

第4-(11)号様式

付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡 易

課 税 期 間		令和5・10・1 ～令和6・9・30	氏 名 又 は 名 称	株式会社丙
区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課 税 標 準 額 ①		000	41,181,000	41,181,000
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ①・1			41,181,818	41,181,818
消 費 税 額 ②			3,212,118	3,212,118
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ③				
控 除 税 額 控 除 対 象 仕 入 税 額 ④		(付表5-3の⑤A欄又は⑥A欄の金額)	(付表5-3の⑤B欄又は⑥B欄の金額)	(付表5-3の⑤C欄又は⑥C欄の金額)
	返 還 等 対 価 額 に 係 る 税 額 ⑤		85,090	85,090
	貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥		39,709	39,709
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦		2,626,421	2,626,421
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧				
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨				585,600
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 額 控 除 不 足 還 付 税 額 (⑧) ⑩				
	差 引 税 額 (⑨) ⑪			585,600
還 付 額 ⑫				
	納 税 額 ⑬			165,100

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

第4-(12)号様式

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

簡 易

課 税 期 間	令和5・10・1～令和6・9・30	氏 名 又 は 名 称	株式会社丙
---------	-------------------	-------------	-------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課 税 標 準 額 に 関 する 消 費 税 に 関 する 額 ①	(付表1-3の②A欄の金額) 円	(付表1-3の②B欄の金額) 円	(付表1-3の②C欄の金額) 円
貸 倒 回 収 税 に 関 する 額 ②	(付表1-3の③A欄の金額)	(付表1-3の③B欄の金額)	(付表1-3の③C欄の金額)
売 上 対 価 の 返 還 等 に 関 する 消 費 税 額 ③	(付表1-3の④A欄の金額)	(付表1-3の④B欄の金額)	(付表1-3の④C欄の金額)
控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 基 礎 と な る 消 費 税 額 (① + ② - ③) ④		3,127,028	3,127,028

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	(付表1-3の⑤A欄へ)	(付表1-3の⑤B欄へ)	(付表1-3の⑤C欄へ)

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	売上割合
事 業 区 分 別 の 合 計 額 ⑥	円	円	円	%
第 一 種 事 業 (卸 売 業) ⑦		40,090,909	40,090,909	
第 二 種 事 業 (小 売 業 等) ⑧		36,454,545	36,454,545	90.9
第 三 種 事 業 (製 造 業 等) ⑨				
第 四 種 事 業 (そ の 他) ⑩				
第 五 種 事 業 (サ ー ビ ス 業 等) ⑪		3,636,363	3,636,363	9.0
第 六 種 事 業 (不 動 産 業) ⑫				

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
事 業 区 分 別 の 合 計 額 ⑬	円	円	円
第 一 種 事 業 (卸 売 業) ⑭			
第 二 種 事 業 (小 売 業 等) ⑮		2,843,454	2,843,454
第 三 種 事 業 (製 造 業 等) ⑯			
第 四 種 事 業 (そ の 他) ⑰			
第 五 種 事 業 (サ ー ビ ス 業 等) ⑱		283,637	283,637
第 六 種 事 業 (不 動 産 業) ⑲			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 課税売上高につき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑧から⑱欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$\left(\frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑬}} \right) \text{⑳}$		2,416,532	2,416,532

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$\left(\frac{\text{㉑C} / \text{㉒C} \cdot \text{㉓C} / \text{㉔C} \cdot \text{㉕C} / \text{㉖C} \cdot \text{㉗C} / \text{㉘C} \cdot \text{㉙C} / \text{㉚C} \cdot \text{㉛C} / \text{㉜C} \cdot \text{㉝C} / \text{㉞C} \geq 75\%}{\text{④} \times \text{みなし仕入率} (90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)} \right) \text{㉟}$		2,501,622	2,501,622

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
第一種事業及び第二種事業 (⑦C+⑧C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑩}) \times 80\%}{\text{⑬}}$		
第一種事業及び第三種事業 (⑦C+⑨C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑩}) \times 70\%}{\text{⑬}}$		
第一種事業及び第四種事業 (⑦C+⑩C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑩}) \times 60\%}{\text{⑬}}$		
第一種事業及び第五種事業 (⑦C+⑪C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑩}) \times 50\%}{\text{⑬}}$		
第一種事業及び第六種事業 (⑦C+⑫C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑩}) \times 40\%}{\text{⑬}}$		
第二種事業及び第二種事業 (⑧C+⑨C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 70\%}{\text{⑬}}$		
第二種事業及び第四種事業 (⑧C+⑩C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 60\%}{\text{⑬}}$		
第二種事業及び第五種事業 (⑧C+⑪C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 50\%}{\text{⑬}}$		
第二種事業及び第六種事業 (⑧C+⑫C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 40\%}{\text{⑬}}$		
第三種事業及び第四種事業 (⑨C+⑩C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 60\%}{\text{⑬}}$		
第三種事業及び第五種事業 (⑨C+⑪C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 50\%}{\text{⑬}}$		
第三種事業及び第六種事業 (⑨C+⑫C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 40\%}{\text{⑬}}$		
第四種事業及び第五種事業 (⑩C+⑪C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 50\%}{\text{⑬}}$		
第四種事業及び第六種事業 (⑩C+⑫C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 40\%}{\text{⑬}}$		
第五種事業及び第六種事業 (⑪C+⑫C)/⑥C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 50\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 40\%}{\text{⑬}}$		

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
選 択 可 能 な 計 算 式 区 分 (㉑ ~ ㉞) の 内 か ら 選 択 し た 金 額 ㉟	※付表4-3の④A欄へ	※付表4-3の④B欄へ	※付表4-3の④C欄へ
		2,501,622	2,501,622

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(2/2)

5 消費税の会計処理

(1) 会計処理の方法

消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の会計処理については、①消費税額を売上高及び仕入高等に含めて処理する方法（税込経理方式）と②消費税額を売上高及び仕入高等に含めないで区分して処理する方法（税抜経理方式（取引の都度区分する方法又は期末に一括区分する方法））がある。

いずれの方法を採用するかは、企業の任意であり、納付する消費税額は、基本的には同額となる。

二つの会計処理の方法の概要は、次のとおりである。

区 分	① 税込経理方式	② 税抜経理方式
特 徴	売上げ又は仕入れ等に係る消費税額は、売上金額、資産の取得価額又は役務の提供の対価の額に含まれるため、企業の損益は、消費税によって影響されるが、税抜き計算の手数が省ける。	売上げ又は仕入れ等に係る消費税額は、仮受消費税等又は仮払消費税等とされ、企業を通り過ぎるだけの金額にすぎないため、企業損益は、消費税によって影響されないが、税抜き計算の手数が掛かる。
売上げに係る消費税額	売上げに含めて収益として計上する。	仮受消費税等とする。
仕入れ等に係る消費税額	仕入金額、資産の取得価額又は役務提供の対価の額に含めて計上する。	仮払消費税等とする。 (注) 1、2 参照
納付税額	租税公課として損金（必要経費）に算入する。	仮受消費税等から仮払消費税等を控除した金額の支出とし、損益に関係させない。
還付税額	雑収入として益金（収入金額）に算入する。	仮払消費税等から仮受消費税等を控除した金額の入金とし、損益に関係させない。

(注) 1 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満である事業者については、期末において次の処理を行う。

(1) 「仮払消費税等」を控除対象消費税額等と控除対象外消費税額等とに区分する。

(2) 控除対象消費税額等については、仮受消費税等から控除する。

(3) 控除対象外消費税額等については、繰延消費税額等として5年間以上で損金の額（損金経理を要件）又は必要経費の額に算入する（個々の資産の取得価額に含めて計上することができる場合もある。）。

ただし、次のものについては、法人は一時の損金として処理することが認められ（経費に係るもの以外は損金経理が要件）、個人事業者は一時の必要経費として処理することが認められている。法人の交際費等に係るものは、交際費等の損金算入限度額の計算上、支出交際費等の額に加算する。

イ その課税期間の課税売上割合が80%以上である場合における控除対象外消費税額等

ロ 20万円未満の控除対象外消費税額等（個々の資産ごとに判定する。）

ハ 棚卸資産及び経費に係る控除対象外消費税額等

ニ 特定課税仕入れに係る控除対象外仕入税額等

2 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入後は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて仮払消費税等の額はないこととなるが、インボイス制度導入後6年間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税

仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を課税仕入れに係る消費税額とみなす経過措置が設けられている。

3 消費税の免税事業者については、税込経理方式によることになる。

(2) 具体的な仕訳の方法

課税売上高が5億円以下で課税売上割合が95%以上の事業者について、具体的な取引（適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れはない。）に基づいて二つの方法による仕訳例を示すと次のとおりである。

なお、【例1】～【例4】は、標準税率が適用されているものとする。

区 分	① 税込経理方式の仕訳	② 税抜経理方式の仕訳
【例1】商品880,000円(税込み)を仕入れ、代金を買掛金とした。	(仕 入) 880,000 (買 掛 金) 880,000	(仕 入) 800,000 (仮払消費税等) 80,000 (買 掛 金) 880,000
【例2】仕入商品55,000円(税込み)を返品した。	(買 掛 金) 55,000 (仕入戻し品) 55,000	(買 掛 金) 55,000 (仕入戻し品) 50,000 (仮払消費税等) 5,000
【例3】商品1,320,000円(税込み)を売上げ、代金を売掛金とした。	(売 掛 金) 1,320,000 (売 上) 1,320,000	(売 掛 金) 1,320,000 (売 上) 1,200,000 (仮受消費税等) 120,000
【例4】商品110,000円(税込み)の売上返品があった。	(売上戻り品) 110,000 (売 掛 金) 110,000	(売上戻り品) 100,000 (仮受消費税等) 10,000 (売 掛 金) 110,000
【例5】消費税及び地方消費税額500,000円を現金で納付した。	(租税公課) 500,000 (現 金) 500,000	(仮受消費税等) 3,500,000 (仮払消費税等) 3,000,000 (現 金) 500,000 (注) 1 参照
【例6】消費税及び地方消費税額150,000円が還付になり当座預金に振り込まれた。	(当座預金) 150,000 (雑 収 入) 150,000	(当座預金) 150,000 (未 収 金) 150,000 (注) 2 参照

(注) 1 仮受消費税等の残高が3,500,000円、仮払消費税等の残高が3,000,000円であった。

2 仮受消費税等の残高が850,000円、仮払消費税等の残高が1,000,000円であった。

6 地方消費税の概要

(1) 課税団体

- イ 事業者の住所地等の所在する都道府県
- ロ 保税地域の所在地の都道府県

(2) 納税義務者

- イ 消費税の課税事業者
- ロ 課税貨物を保税地域から引き取る者

(3) 課税標準額

- イ 国内取引（譲渡割）については、課税標準額に対する消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額
- ロ 課税貨物の保税地域からの引取り（貨物割）については、保税地域から課税貨

物の引取りにつき課される消費税額

(4) 税率

消費税額の22/78（消費税率換算で標準税率は2.2%、軽減税率は1.76%）

(5) 申告・納付

消費税の確定申告書等を提出する義務がある事業者は、消費税の申告期限までに、消費税の申告書と併せて税務署長に提出し、申告した地方消費税額を消費税と併せて納付

課税貨物を保税地域から引き取る者は、一定の申告書を国の消費税の申告書と併せて税関長に提出し、申告した地方消費税額を消費税と併せて納付

（注）地方消費税は都道府県税であるが、納税者の事務負担等を勘案して、譲渡割は当分の間、貨物割は恒久的に国が消費税と併せて執行することとされている。

(6) 都道府県間の清算

国に納付された地方消費税は、国から納税地等が所在する都道府県に払い込まれ、各都道府県に払い込まれた地方消費税は各都道府県の消費に相当する額に応じて清算される（地法72の114）。

（注）「各都道府県の消費に相当する額」は、商業統計に基づく小売年間販売額など、一定の消費基準によることとされている。

(7) 市町村への交付

都道府県間による清算後の金額の2分の1相当額は、「人口・従業者数」等であん分し、都道府県からその都道府県内の市(区)町村に交付される（地法72の115）。

7 消費税申告書・主な届出書の様式

- (1) 消費税申告書第一表（一般用・個人事業者用）
- (2) 消費税申告書第一表（一般用・法人用）
- (3) 消費税申告書第二表
- (4) 付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）
- (5) 付表1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）
- (6) 付表1-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（一般用）
- (7) 付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）
- (8) 付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）
- (9) 付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般用）
- (10) 消費税申告書第一表（簡易課税用・個人事業者用）
- (11) 消費税申告書第一表（簡易課税用・法人用）
- (12) 付表4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易課税用）
- (13) 付表4-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易課税用）
- (14) 付表4-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（簡易課税用）
- (15) 付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易課税用）
- (16) 付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易課税用）
- (17) 付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表（簡易課税用）
- (18) 付表6 税率別消費税額計算書〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕
- (19) 消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）
- (20) 消費税の還付申告に関する明細書（法人用）
- (21) 消費税課税事業者選択届出書
- (22) 消費税課税事業者選択不適用届出書
- (23) 消費税課税事業者届出書（基準期間用）
- (24) 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- (25) 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- (26) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- (27) 消費税課税期間特例選択・変更届出書
- (28) 消費税課税期間特例選択不適用届出書
- (29) 消費税簡易課税制度選択届出書
- (30) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- (31) 事業廃止届出書
- (32) 個人事業者の死亡届出書
- (33) 合併による法人の消滅届出書
- (34) 法人の消費税異動届出書
- (35) 消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書
- (36) 消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書
- (37) 消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- (38) 消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- (39) 災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- (40) 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）

G K O 3 0 6

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納 税 地 (電話番号 - -)

(フリガナ) 屋 号

個人番号 (フリガナ)

氏 名

(個人の方) 振替 継続 希望

※ 字 番 番 号 整 理 号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通 信 日 付 印 確 認

個人番号カード 通知カード・運転免許証 身元確認

指 導 年 月 日 相 談 区 分 1 区 分 2 区 分 3

令和 年 月 日

個人事業者用 第一表

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

自 令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

(中間申告 自 令和 年 月 日) 令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

の 場 合 の 対 象 期 間 至 令 和 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算		10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
課税標準額	①									000	03
消費税額	②										06
控除過大調整税額	③										07
控除税額	控除対象仕入税額	④									08
	返還等対価に係る税額	⑤									09
	貸倒れに係る税額	⑥									10
控除税額小計	⑦										(4)+(5)+(6)
控除不足還付税額	⑧										(7)-(2)-(3)
差引税額	⑨									00	(2)+(3)-(7)
中間納付税額	⑩									00	
納付税額	⑪									00	(9)-(10)
中間納付還付税額	⑫									00	(10)-(9)
この申告書が修正申告である場合	既 定 額	⑬									19
	差引納付税額	⑭								00	20
課税売上割	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮									21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯									22
この申告書による地方消費税の税額の計算		51	52	53	54	55	56	57	58	59	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰									51
地方消費税	差引税額	⑱								00	52
課税割額	還付額	⑲									53
	納付税額	⑳								00	54
中間納付課税割額	㉑									00	55
納付課税割額	㉒									00	56
中間納付還付課税割額	㉓									00	57
この申告書が修正申告である場合	既 定 額	㉔									58
	差引納付課税割額	㉕								00	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖										60

付記事項

割賦基準の適用 有 無 31

延払基準等の適用 有 無 32

工事進行基準の適用 有 無 33

現金主義会計の適用 有 無 34

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 有 無 35

控除税額方額法の適用

課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満 個別対応方式 一括方式 41

上記以外 全額控除 41

基礎期間の課税売上高 千円

税額控除に係る経過措置の適用(2割特例) 42

支払先

銀行 本店・支店

金庫・組合 出張所

農協・漁協 本所・支所

預金口座番号

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

郵便局名等

(個人の方) 公金受取口座の利用

※税務署整理欄

税理士名 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

※=(1)+(2)-(3)+(4)+(5)+(6)・修正申告の場合⑭=㉔+㉕

⑭が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑱欄に⑰欄の数字を記載し、⑱欄×22/76から算出された金額を⑱欄に記載してください。

この用紙はとじこまないでください。

G K 0 3 0 6

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納 税 地	(電話番号 - -)
(フリガナ)	
法 人 名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者氏名	

<input type="checkbox"/> (個人の方) 振替継続希望
※ 申告年月日 令和 年 月 日
申告区分 指導等 庁指定 局指定
通信日付印 確認
指 導 年 月 日 相 談 区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日

法人用

第一表

自 平成 年 月 日
 至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日)
 の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日)

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり活したりしないでください。)

この申告書による消費税の税額の計算		課税標準額	
課税標準額	①	0 0 0	03
消費税額	②		06
控除過大調整税額	③		07
控除	④		08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸与に係る税額	⑥		10
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦		11
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧		13
差引税額(②+③-⑧)	⑨	0 0	15
中間納付税額	⑩	0 0	16
納付税額(⑨-⑩)	⑪	0 0	17
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫	0 0	18
この申告書が修正申告である場合	⑬		19
既確定税額	⑭	0 0	20
課税売上割合	⑮		21
課税資産の譲渡等の対価の額	⑯		22
資産の譲渡等の対価の額	⑰		23
この申告書による地方消費税の税額の計算		地方消費税の課税標準となる消費	
控除不足還付税額	⑱		51
差引税額	⑲	0 0	52
還付額	⑳		53
納税額	㉑	0 0	54
中間納付課渡割額	㉒	0 0	55
納付課渡割額(㉒-㉑)	㉓	0 0	56
中間納付還付課渡割額(㉑-㉒)	㉔	0 0	57
この申告書が修正申告である場合	㉕		58
既確定課渡割額	㉖	0 0	59
差引納付課渡割額	㉗	0 0	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉘		60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/> 個別対応方式 <input type="checkbox"/> 一括比例配分方式	41
	上記以外	<input type="checkbox"/> 全額控除	
	基準期間の課税売上高	千円	
	<input type="checkbox"/> 税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)		42
送付する金融機関	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所		
預金口座番号			
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-		
郵便局名等			
<input type="checkbox"/> (個人の方) 公金受取口座の利用			
※税務署整理欄			
税理士名	(電話番号 - -)		
<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有			
<input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有			

㉘ = (11) + (22) - (8) + (12) + (13) + (23) ; 修正申告の場合㉘ = (16) + (22)
 ㉘が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、18欄に11欄の数字を記載し、18欄×22/78から算出された金額を22欄に記載してください。

G K 0 6 0 1

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

納 税 地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名 称 又は 屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は 氏名	

改正法附則による税額の特例計算	
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/> 附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/> 附則38② 52

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり活したりしないでください。)

第二表

自 令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書 (中間申告 自 令和 年 月 日) 令和四年四月一日以後終了課税期間分
 至 令和 年 月 日 の場合の 対象期間 至 令和 年 月 日

課 税 標 準 額	①	十	兆	千	百	十	萬	千	百	十	万	千	百	十	円		
※申告書(第一表)の①欄へ														0	0	0	51

課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 の 合 計 額	3 % 適用分	②															52
	4 % 適用分	③															53
	6.3 % 適用分	④															54
	6.24 % 適用分	⑤															55
	7.8 % 適用分	⑥															56
		⑦														57	
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧														58	
	7.8 % 適用分	⑨														59	
		⑩														60	

消 費 税 額	⑪	十	兆	千	百	十	萬	千	百	十	万	千	百	十	円	
※申告書(第一表)の②欄へ																21
⑪ の 内 訳	3 % 適用分	⑫														22
	4 % 適用分	⑬														23
	6.3 % 適用分	⑭														24
	6.24 % 適用分	⑮														25
	7.8 % 適用分	⑯														26

返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑰															31
※申告書(第一表)の⑤欄へ																
⑰ の 内 訳																
売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑱															32
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲															33

地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と な る 消 費 税 額		⑳														41
	4 % 適用分	㉑														42
	6.3 % 適用分	㉒														43
	(注2) 6.24%及び7.8% 適用分	㉓														44

(注1) ⑧~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
 (注2) ㉓~㉔欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

参 考

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称		
区 分		旧 税 率 分 小 計 X	税 率 6.24 % 適 用 分 D	税 率 7.8 % 適 用 分 E	合 計 F (X+D+E)
課 税 標 準 額 ①		(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第一表の①欄へ 円 000
内 訳	① 課税資産の譲渡等の対価の額	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第一表の⑤欄へ	※第一表の⑥欄へ	※第一表の⑦欄へ
	② 特定課税仕入れに係る支払対価の額	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が98%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ
消 費 税 額 ②		(付表1-2の②X欄の金額)	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ	※第二表の⑮欄へ
控 除 過 大 調 整 税 額 ③		(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の②・③D欄の合計金額)	(付表2-1の②・③E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控 除 税 額	控除対象仕入税額 ④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の⑤D欄の金額)	(付表2-1の⑤E欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額 ⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑩欄へ
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑪欄へ
	⑤ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が98%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑫欄へ
	貸倒れに係る税額 ⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
	控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑧E欄へ	※⑧E欄へ	
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑨E欄へ	※⑨E欄へ		
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧) ⑩				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ	
equalization tax	控除不足還付税額 ⑪	(付表1-2の⑩X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
	差 引 税 額 ⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)	
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と なる 消 費 税 額 (⑫-⑪) ⑬		(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑱欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ ※第二表の⑲欄へ
譲 渡 割 納 額	還 付 額 ⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)	
	納 税 額 ⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)	
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭) ⑯					※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

参 考

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課 税 期 間		. . . ~ . . .		氏 名 又 は 名 称		
区 分		税 率 3 % 適 用 分	税 率 4 % 適 用 分	税 率 6.3 % 適 用 分	旧 税 率 分 小 計 X	
		A	B	C	(A+B+C)	
課 税 標 準 額	①	円 000	円 000	円 000	円 ※付表1-1の①X欄へ 000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第一表の②欄へ	※第一表の③欄へ	※第一表の④欄へ	※付表1-1の①-1X欄へ	
	②	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑧欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ	
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①					
消費 税 額	②	※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ	※付表1-1の②X欄へ	
控 除 過 大 調 整 税 額	③	(付表2-2の⑤・⑥A欄の合計金額)	(付表2-2の⑤・⑥B欄の合計金額)	(付表2-2の⑤・⑥C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ	
控 除 税 額	控除対象仕入税額	④	(付表2-2の⑦A欄の金額)	(付表2-2の⑦B欄の金額)	(付表2-2の⑦C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤			※付表1-1の⑤X欄へ	
内 売上げの返還等対価に係る税額	⑤				※付表1-1の⑤-1X欄へ	
	⑥	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の⑤-2X欄へ	
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤					
貸倒れに係る税額	⑥				※付表1-1の⑥X欄へ	
控 除 税 額 小 計	⑦				※付表1-1の⑦X欄へ	
(④+⑤+⑥)						
控 除 不 足 還 付 税 額	⑧		※⑧B欄へ	※⑧C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ	
(⑦-②-③)						
差 引 税 額	⑨		※⑨B欄へ	※⑨C欄へ	※付表1-1の⑨X欄へ	
(②+③-⑦)						
合 計 差 引 税 額	⑩					
(⑨-⑧)						
単 独 方 式 課 税 標 準 となる 消費 税 の 課 税 標 準 額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑩X欄へ	
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ	
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と なる 消 費 税 額	⑬		※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑬欄へ	※付表1-1の⑫X欄へ	
(⑫-⑪)						
譲 渡 還 付 額	⑭		(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑬X欄へ	
割 納 税 額	⑮		(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ	
合 計 差 引 譲 渡 割 額	⑯					
(⑮-⑭)						

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

参 考

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称	
区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課 税 標 準 額 ①		000	000	000
① 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	①・1	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
	①・2	※①・2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第一表の⑩欄へ	※第一表の⑩欄へ	※第一表の⑩欄へ
内 特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額				
消 費 税 額 ②		※第一表の⑪欄へ	※第一表の⑪欄へ	※第一表の⑪欄へ
控 除 過 大 調 整 税 額 ③		{付表2-3の②・③A欄の合計金額}	{付表2-3の②・③B欄の合計金額}	※第一表の⑬欄へ
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	{付表2-3の④A欄の金額}	{付表2-3の④B欄の金額}	※第一表の⑭欄へ
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤			※第一表の⑮欄へ
内 充 上 げ の 返 還 等 の 対 価 に 係 る 税 額	⑤・1			※第二表の⑱欄へ
	⑤・2	※⑤・2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑲欄へ
貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥				※第一表の⑯欄へ
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦				※第一表の⑰欄へ
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧				※第一表の⑳欄へ
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨				※第一表の㉑欄へ 00
地 方 と な る 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑧) ⑩			※第一表の㉒欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉓及び㉔欄へ
	差 引 税 額 (⑨) ⑪			※第一表の㉓欄へ ※第一表の㉓及び㉔欄へ 00
還 付 額 ⑫				{⑩C欄×22/78} ※第一表の㉕欄へ
割 納 税 額 ⑬				{⑪C欄×22/78} ※第一表の㉖欄へ 00

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

参 考

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称		
項 目		旧 税 率 分 小 計 X 円	税 率 6.24 % 適 用 分 D 円	税 率 7.8 % 適 用 分 E 円	合 計 F (X+D+E) 円
課 税 売 上 額 (税 抜 き) ①		(付表2-2の①X欄の金額)			
免 税 売 上 額 ②					
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額 ③					
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③) ④					※別表の5欄へ ※付表2-2の①X欄へ
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額) ⑤					
非 課 税 売 上 額 ⑥					
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥) ⑦					※別表の5欄へ ※付表2-2の②X欄へ
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦) ⑧					[%] ※繰上 記号で
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み) ⑨		(付表2-2の③X欄の金額)			
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑩		(付表2-3の③X欄の金額)			
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み) ⑪		(付表2-2の④X欄の金額)			
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額 ⑫		(付表2-2の⑤X欄の金額)			
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 ⑬		(付表2-2の⑥X欄の金額)	※位及び⑬欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑭		(付表2-2の⑦X欄の金額)		(⑬欄×7.8/100)	
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額 ⑮		(付表2-2の⑧X欄の金額)			
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ⑯		(付表2-2の⑨X欄の金額)			
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭) ⑰		(付表2-2の⑩X欄の金額)			
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下、 かつ、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰の金額) ⑱		(付表2-2の⑪X欄の金額)			
課 5 課 95 税 税 % 個 別 売 未 対 上 滴 応 上 超 方 割 の 式 高 又 合 場 が 合 控 の	⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑲	(付表2-2の⑫X欄の金額)			
	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の ⑳	(付表2-2の⑬X欄の金額)			
除 課 税 額 整	個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔⑲+(⑳×④/⑦)〕 ㉑	(付表2-2の⑭X欄の金額)			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等 の 税 額 (⑱ × ④ / ⑦) ㉒	(付表2-2の⑮X欄の金額)			
引	課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ㉓	(付表2-2の⑯X欄の金額)			
	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ㉔	(付表2-2の⑰X欄の金額)			
差	居 住 用 貨 貸 建 物 を 課 税 貨 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額 ㉕	(付表2-2の⑱X欄の金額)			
	控 除 対 象 仕 入 税 額 〔(⑳、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕〕がプラスの時 ㉖	(付表2-2の⑳X欄の金額)	※付表1-1の①D欄へ	※付表1-1の①E欄へ	
引	控 除 過 大 調 整 税 額 〔(⑳、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕〕がマイナスの時 ㉗	(付表2-2の㉑X欄の金額)	※付表1-1の②D欄へ	※付表1-1の②E欄へ	
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉘	(付表2-2の㉒X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	

1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該計算表を作成する。
 3 ⑯、⑰及び⑱欄には、繰引き、前戻し、前引きなど仕入税額の返還等の金額がある場合(仕入税額の返還等の金額から戻金等を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 4 ⑬及び⑭欄の経過措置とは、所得税出納の一部を改正する法律(平成28年法律第16号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

(RS.10.1)以て課税期間用

第4-(6)号様式

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課 税 期 間		. . . ~ . . .		氏 名 又 は 名 称	
項 目		税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計X
		A	B	C	(A+B+C)
		月	月	月	月
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①				※付表2-1の①X欄へ
免 税 売 上 額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				(付表2-1の④欄の金額)
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				(付表2-1の⑦欄の金額)
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧				[0%] ※繰戻 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				※付表2-1の⑨X欄へ
課税仕入れに係る消費税額	⑩				※付表2-1の⑩X欄へ
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪				※付表2-1の⑪X欄へ
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫				※付表2-1の⑫X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬				※繰戻(控除)は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※付表2-1の⑬X欄へ
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭			(⑬C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑭X欄へ
課税貨物に係る消費税額	⑮				※付表2-1の⑮X欄へ
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑯				※付表2-1の⑯X欄へ
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑮±⑯)	⑰				※付表2-1の⑰X欄へ
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)	⑱				※付表2-1の⑱X欄へ
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 かつ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑱の金額)	⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの				※付表2-1の⑲X欄へ
	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの				※付表2-1の⑲X欄へ
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [(⑱)+(⑲×④/⑦)]				※付表2-1の⑲X欄へ
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑱×④/⑦)				※付表2-1の⑲X欄へ
課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑳				※付表2-1の⑳X欄へ
	㉑				※付表2-1の㉑X欄へ
	㉒				※付表2-1の㉒X欄へ
控 除 対 象 仕 入 税 額	㉓	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ
	㉔	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ
引	㉕	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ
	㉖	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉗	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ

1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 出税率の適用された品がある場合は、当該品目を作成してから付表2-1を作成する。
 3 ①、②及び③のX欄は、付表2-1のF欄を参照した長に記述する。
 4 ①、②及び③欄には、債引、割引、引当金など仕入対象の返還等の金額がある場合(仕入対象の返還等の金額を仕入金額から直接控除している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 5 ⑬及び⑭欄の経過措置とは、所得税法等の改正に関する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいふ。
 (※10,11以後終了欄見開用)

参 考

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称		
項 目		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)	
		円	円	円	
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①				
免 税 売 上 額	②				
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③				
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④				※第一表の④欄へ
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤				
非 課 税 売 上 額	⑥				
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦				※第一表の⑦欄へ
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧			[%]	※欄数 切捨て
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑨				
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩				
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑪				
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額	⑫				
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑬				※⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑭		(⑬B欄×7.8/100)		
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑮				
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑯				
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑬+⑮±⑯)	⑰				
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 かつ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰の金額)	⑱				
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 かつ、課税売上割合が95%以上 の場合 の 控 除 調 整 額	⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲			
	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑳			
	個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔⑲+(⑳×④/⑦)〕	㉑			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等 の 税 額 (⑱ × ④ / ⑦)	㉒			
課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉓				
調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉔				
居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額	㉕				
控 除 対 象 仕 入 税 額 〔(⑱、⑲)又は⑳の金額)±㉓±㉔+㉕)がプラスの時	㉖				※付表1-3の⑯A欄へ
控 除 過 大 調 整 税 額 〔(⑱、⑲)又は⑳の金額)±㉓±㉔+㉕)がマイナスの時	㉗				※付表1-3の⑳B欄へ
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉘				※付表1-3の㉑A欄へ

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
 2 ⑯、⑬及び⑭欄には、譲引、割戻、割引など仕入対価の応答等の金額がある場合(仕入対価の応答等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を付戻した後の金額を記載する。
 3 ④及び⑦欄の税額控除額は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第22条又は第23条の適用がある場合をいう。

(05.10.1以後終了(報税期間用))

G K O 4 0 7

第3-(3)号様式

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり活したりしないでください。）

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - -)

(フリガナ) 屋号

個人番号

(フリガナ) 氏名

(個人の方) 振替継続希望

※ 申告書 整理番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認 確認書類 個人番号カード 通知カード・運転免許証 身元確認

指導年月日 相談区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

簡 個人事業者用 第一表

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中間申告 自 令和 年 月 日)

の場合の

対象期間 至 令和 年 月 日)

令和五年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	000	03
消費税額	②		06
償倒回収に係る消費税額	③		07
控除 控除対象仕入税額	④		08
返還等対価に係る税額	⑤		09
税 貸倒れに係る税額	⑥		10
額 控除税額小計	⑦		
(④+⑤+⑥)			
控除不足還付税額	⑧		13
(⑦-②-③)			
差引税額	⑨	00	15
(②+③-⑦)			
中間納付税額	⑩	00	16
納付税額	⑪	00	17
(⑨-⑩)			
中間納付還付税額	⑫	00	18
(⑩-⑨)			
この申告書 既確定税額	⑬		19
が修正申告 差引納付税額	⑭	00	20
である場合			
この課税期間の課税売上高	⑮		21
基準期間の課税売上高	⑯		

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	34
参 考 事 業 区 分	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	35
	区分 課税売上高 (免税売上高を除く) 売上割合%		
	第1種		36
	第2種		37
	第3種		38
	第4種		39
	第5種		42
	第6種		43
項	特例計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	40
	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	44

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰		51
差引税額	⑱	00		52
還付額	⑲			53
譲渡割額	納税額	⑳	00	54
中間納付譲渡割額	㉑	00		55
納付譲渡割額	(㉑-㉒)	00		56
中間納付還付譲渡割額	(㉒-㉑)	00		57
この申告書 既確定譲渡割額	㉔			58
が修正申告 差引納付譲渡割額	㉕	00		59
である場合				

送付する金受取口座

銀行 本店・支店

金庫・組合 出張所

農協・漁協 本所・支所

預金 口座番号

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

郵便局名等

(個人の方) 公金受取口座の利用

※税務署整理欄

税理士名 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

※ ⑮ = (11 + 22) - (⑧ + ⑩ + ⑬ + ⑲)・修正申告の場合⑮ = ⑮ + ⑲
 ※ ⑱が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑳欄に11欄の数字を記載し、
 ⑳欄×22.78から算出された金額を㉑欄に記載してください。

この用紙はとじこまないでください。

G K O 4 0 7

第3-(3)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ)	
法人名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者氏名	

<input type="checkbox"/> (個人の方) 振替継続希望
※ 申告年月日 令和 年 月 日
申告区分 指導等 庁指定 局指定
署 通信日付印 確認
処理欄 年 月 日 指導年月日 相談区分1 区分2 区分3
令和

簡 法人用 第一表

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり活したりしないでください。)

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日)
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額 ①	0 0 0
消費税額 ②	
前倒回収に係る消費税額 ③	
控除対象仕入税額 ④	
返還等対価に係る税額 ⑤	
税貸倒れに係る税額 ⑥	
額 控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	
控除不足還付税額 (⑦-②)-③ ⑧	
差引税額 (②+③)-⑦ ⑨	0 0
中間納付税額 ⑩	0 0
納付税額 (⑨-⑩) ⑪	0 0
中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫	0 0
この申告書が修正申告である場合 既確定税額 ⑬	
差引納付税額 ⑭	0 0
この課税期間の課税売上高 ⑮	
基準期間の課税売上高 ⑯	

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	34
参事	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	35
考業	区分 課税売上高 (免税売上高を除く) 売上割合%		
	第1種		36
	第2種		37
	第3種		38
	第4種		39
	第5種		42
	第6種		43
事項	特例計算適用(令573)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	40
分	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	44

この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額 ⑰	
差引税額 ⑱	0 0
譲渡割額 ⑲	
納税額 ⑳	0 0
中間納付譲渡割額 ㉑	0 0
納付譲渡割額 (㉑-⑲) ㉒	0 0
中間納付還付譲渡割額 (㉑-㉒) ㉓	0 0
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額 ㉔	
差引納付譲渡割額 ㉕	0 0
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖	

還す付るを金受取よう開と等	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所
預金口座番号	
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-
郵便局名等	
<input type="checkbox"/> (個人の方) 公金受取口座の利用	
※税務署整理欄	
税理士名	(電話番号 - -)
<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有	
<input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有	

㉖=(㉒+㉓)-(㉔+㉕)+㉑・修正申告の場合㉖=㉒+㉓
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

※ 2割特例による申告の場合、⑮欄に⑬欄の数字を記載し、
⑮欄×22/78から算出された金額を⑳欄に記載してください。

参 考

第4-(3)号様式

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡 易

課 税 期 間		・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称	
区 分	旧 税 率 分 小 計 X	税 率 6.24 % 適 用 分 D	税 率 7.8 % 適 用 分 E	合 計 F (X+D+E)
課 税 標 準 額 ①	(付表4-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	円 000
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ①・1	(付表4-2の①-X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
消 費 税 額 ②	(付表4-2の②X欄の金額)	※付表5-1の①D欄へ ※第二表の⑤欄へ	※付表5-1の①E欄へ ※第二表の⑥欄へ	※付表5-1の①F欄へ ※第二表の⑦欄へ
貸倒回収に係る消費税額 ③	(付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ	※付表5-1の②E欄へ	※付表5-1の②F欄へ ※第一表の③欄へ
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	(付表4-2の④X欄の金額)	(付表5-1の⑤D欄又は⑥D欄の金額)	(付表5-1の⑤E欄又は⑥E欄の金額) ※第一表の④欄へ
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤	(付表4-2の⑤X欄の金額)	※付表5-1の③D欄へ	※付表5-1の③E欄へ ※第二表の⑧欄へ
	貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥	(付表4-2の⑥X欄の金額)		※第一表の⑥欄へ
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表4-2の⑦X欄の金額)		※第一表の⑦欄へ
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧	(付表4-2の⑧X欄の金額)	※①E欄へ	※①E欄へ	
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨	(付表4-2の⑨X欄の金額)	※②E欄へ	※②E欄へ	
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧) ⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ
地 方 上 消 費 税 の 課 税 標 準	控 除 不 足 還 付 税 額 ⑪	(付表4-2の⑩X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)
	差 引 税 額 ⑫	(付表4-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と なる 消 費 税 額 (⑫-⑪) ⑬	(付表4-2の⑬X欄の金額)		※第一表の⑩欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の⑧欄へ
譲 渡 割 額	還 付 額 ⑭	(付表4-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)
	納 税 額 ⑮	(付表4-2の⑮X欄の金額)		(⑫E欄×22/78)
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭) ⑯				※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑰欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

参 考

第4-(7)号様式

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡 易

課 税 期 間		. . . ~ . . .		氏 名 又 は 名 称	
区 分		税 率 3 % 適 用 分	税 率 4 % 適 用 分	税 率 6.3 % 適 用 分	旧 税 率 分 小 計 X
		A	B	C	(A+B+C)
		円	円	円	円
課 税 標 準 額	①	000	000	000	000
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	①・1	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表4-1の①X欄へ
消 費 税 額	②	※付表5-2の①A欄へ ※第二表の②欄へ	※付表5-2の①B欄へ ※第二表の③欄へ	※付表5-2の①C欄へ ※第二表の④欄へ	※付表4-1の②X欄へ
貸倒回収に係る消費税額	③	※付表5-2の②A欄へ	※付表5-2の②B欄へ	※付表5-2の②C欄へ	※付表4-1の③X欄へ
控 除 税 額	控除対象仕入税額	(付表5-2の⑤A欄又は⑥A欄の金額)	(付表5-2の⑤B欄又は⑥B欄の金額)	(付表5-2の⑤C欄又は⑥C欄の金額)	※付表4-1の④X欄へ
	返還等対価に係る税額	※付表5-2の③A欄へ	※付表5-2の③B欄へ	※付表5-2の③C欄へ	※付表4-1の⑤X欄へ
	貸倒れに係る税額				※付表4-1の⑥X欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)				※付表4-1の⑦X欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		※⑧B欄へ	※⑧C欄へ	※付表4-1の⑧X欄へ
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※⑨B欄へ	※⑨C欄へ	※付表4-1の⑨X欄へ
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				
電 子 領 収 書 等 の 課 税 標 準 額	控除不足還付税額		(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表4-1の⑩X欄へ
	差引税額		(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表4-1の⑪X欄へ
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑩-⑩)	⑬		※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ	※付表4-1の⑫X欄へ
譲 渡 割 納 税 額	還 付 額		(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表4-1の⑬X欄へ
	納 税 額		(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表4-1の⑭X欄へ
合計差引譲渡割額 (⑬-⑭)	⑯				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

第4-(11)号様式

付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡 易

課 税 期 間		・ ・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称	
区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課 税 標 準 額	①	円 000	円 000	円 000
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	① 1	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
消 費 税 額	②	※付表5-3の①A欄へ ※第二表の⑧欄へ	※付表5-3の①B欄へ ※第二表の⑨欄へ	※付表5-3の①C欄へ ※第二表の⑩欄へ
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	③	※付表5-3の②A欄へ	※付表5-3の②B欄へ	※付表5-3の②C欄へ ※第一表の⑪欄へ
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額	④	(付表5-3の⑤A欄又は⑥A欄の金額)	(付表5-3の⑤C欄又は⑥C欄の金額) ※第一表の⑫欄へ
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤	※付表5-3の③A欄へ	※付表5-3の③C欄へ ※第二表の⑬欄へ
	貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥		※第一表の⑭欄へ
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦		※第一表の⑮欄へ
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)	⑧			※第一表の⑯欄へ
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨			※第一表の⑰欄へ 00
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑧)	⑩		※第一表の⑱欄へ ※「マイナス」を付して第二表の⑳及び㉑欄へ
	差 引 税 額 (⑨)	⑪		※第一表の㉒欄へ ※第二表の㉓及び㉔欄へ 00
譲 渡 割 納 額	還 付 額	⑫		(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑳欄へ
	納 税 額	⑬		(⑪C欄×22/78) ※第一表の㉑欄へ 00

注 意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

第4-(4)号様式

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡 易

課 税 期 間	・ ・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称	
---------	-----------	-------------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課 税 標 準 額 に 対 する 消 費 税 に 関 する 額 ①	(付表5-2の①X欄の金額) 円	(付表4-1の②D欄の金額) 円	(付表4-1の③E欄の金額) 円	(付表4-1の④F欄の金額) 円
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 に 関 する 額 ②	(付表5-2の②X欄の金額)	(付表4-1の③D欄の金額)	(付表4-1の③E欄の金額)	(付表4-1の④F欄の金額)
売 上 対 価 の 返 還 等 に 係 る 消 費 税 に 関 する 額 ③	(付表5-2の③X欄の金額)	(付表4-1の⑤D欄の金額)	(付表4-1の⑤E欄の金額)	(付表4-1の⑤F欄の金額)
控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 の 基 礎 と なる 消 費 税 額 (① + ② - ③) ④	(付表5-2の④X欄の金額)			

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	(付表5-2の④X欄の金額) 円	(※付表4-1の③D欄へ) 円	(※付表4-1の③E欄へ) 円	(※付表4-1の④F欄へ) 円

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	売上割合
事 業 区 分 別 の 合 計 額 ⑥	(付表5-2の⑥X欄の金額) 円				
第 一 種 事 業 (卸 売 業) ⑦	(付表5-2の⑦X欄の金額)			(※第一表「事業区分」欄へ)	%
第 二 種 事 業 (小 売 業 等) ⑧	(付表5-2の⑧X欄の金額)			(※ ")	
第 三 種 事 業 (製 造 業 等) ⑨	(付表5-2の⑨X欄の金額)			(※ ")	
第 四 種 事 業 (そ の 他) ⑩	(付表5-2の⑩X欄の金額)			(※ ")	
第 五 種 事 業 (サ ー ビ ス 業 等) ⑪	(付表5-2の⑪X欄の金額)			(※ ")	
第 六 種 事 業 (不 動 産 業) ⑫	(付表5-2の⑫X欄の金額)			(※ ")	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事 業 区 分 別 の 合 計 額 ⑬	(付表5-2の⑬X欄の金額) 円			
第 一 種 事 業 (卸 売 業) ⑭	(付表5-2の⑭X欄の金額)			
第 二 種 事 業 (小 売 業 等) ⑮	(付表5-2の⑮X欄の金額)			
第 三 種 事 業 (製 造 業 等) ⑯	(付表5-2の⑯X欄の金額)			
第 四 種 事 業 (そ の 他) ⑰	(付表5-2の⑰X欄の金額)			
第 五 種 事 業 (サ ー ビ ス 業 等) ⑱	(付表5-2の⑱X欄の金額)			
第 六 種 事 業 (不 動 産 業) ⑲	(付表5-2の⑲X欄の金額)			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

3 課税売上上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

参 考

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
$\frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑬}}$ $\left(\frac{\text{⑪} \times 90\% + \text{⑫} \times 80\% + \text{⑭} \times 70\% + \text{⑮} \times 60\% + \text{⑯} \times 50\% + \text{⑰} \times 40\%}{\text{⑬}} \right)$	(付表5-2の⑭X欄の金額) 円	円	円	円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
$\frac{\text{①F} / \text{②F} \cdot \text{③F} / \text{④F} \cdot \text{⑤F} / \text{⑥F} \cdot \text{⑦F} / \text{⑧F} \cdot \text{⑨F} / \text{⑩F} \cdot \text{⑪F} / \text{⑫F} \cdot \text{⑬F} / \text{⑭F}}{\text{⑮}} \geq 75\%$ $\text{④} \times \text{みなし仕入率} (90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)$	(付表5-2の⑭X欄の金額) 円	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
第一種事業及び第二種事業 (⑦F+⑧F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑰} - \text{⑭}) \times 80\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第一種事業及び第三種事業 (⑦F+⑨F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑰} - \text{⑭}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第一種事業及び第四種事業 (⑦F+⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑰} - \text{⑭}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第一種事業及び第五種事業 (⑦F+⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑰} - \text{⑭}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第一種事業及び第六種事業 (⑦F+⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑰} - \text{⑭}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第二種事業及び第二種事業 (⑧F+⑨F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑱} - \text{⑮}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第二種事業及び第四種事業 (⑧F+⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑱} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第二種事業及び第五種事業 (⑧F+⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑱} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第二種事業及び第六種事業 (⑧F+⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑱} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第三種事業及び第四種事業 (⑨F+⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑲} - \text{⑯}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第三種事業及び第五種事業 (⑨F+⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑲} - \text{⑯}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第三種事業及び第六種事業 (⑨F+⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑲} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第四種事業及び第五種事業 (⑩F+⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑲} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第四種事業及び第六種事業 (⑩F+⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑲} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第五種事業及び第六種事業 (⑪F+⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 50\% + (\text{⑲} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	円	円	円

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
選択可能な計算式区分(⑳～㉞)の内から選択した金額	(付表5-2の⑭X欄の金額) 円	※付表4-1の①D欄へ 円	※付表4-1の①E欄へ 円	※付表4-1の①F欄へ 円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

(2/2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

第4-(8)号様式

付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡 易

課 税 期 間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称	
---------	---------------	-------------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課 税 標 準 額 に 対 する 消 費 税 額 ①	(付表4-2の②A欄の金額) 円	(付表4-2の②B欄の金額) 円	(付表4-2の②C欄の金額) 円	※付表5-1の④X欄へ 円
貸 倒 回 収 税 額 ②	(付表4-2の③A欄の金額)	(付表4-2の③B欄の金額)	(付表4-2の③C欄の金額)	※付表5-1の④X欄へ
売 上 対 価 の 返 還 等 に 係 る 消 費 税 額 ③	(付表4-2の④A欄の金額)	(付表4-2の④B欄の金額)	(付表4-2の④C欄の金額)	※付表5-1の④X欄へ
控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 基 礎 と な る 消 費 税 額 (①+②-③) ④				※付表5-1の④X欄へ

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	※付表4-2の④A欄へ 円	※付表4-2の④B欄へ 円	※付表4-2の④C欄へ 円	※付表5-1の④X欄へ 円

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事 業 区 分 別 の 合 計 額 ⑥	円	円	円	※付表5-1の④X欄へ 円
第 一 種 事 業 (卸売業) ⑦				※付表5-1の④X欄へ
第 二 種 事 業 (小売業等) ⑧				※付表5-1の④X欄へ
第 三 種 事 業 (製造業等) ⑨				※付表5-1の④X欄へ
第 四 種 事 業 (その他) ⑩				※付表5-1の④X欄へ
第 五 種 事 業 (サービス業等) ⑪				※付表5-1の④X欄へ
第 六 種 事 業 (不動産業) ⑫				※付表5-1の④X欄へ

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事 業 区 分 別 の 合 計 額 ⑬	円	円	円	※付表5-1の④X欄へ 円
第 一 種 事 業 (卸売業) ⑭				※付表5-1の④X欄へ
第 二 種 事 業 (小売業等) ⑮				※付表5-1の④X欄へ
第 三 種 事 業 (製造業等) ⑯				※付表5-1の④X欄へ
第 四 種 事 業 (その他) ⑰				※付表5-1の④X欄へ
第 五 種 事 業 (サービス業等) ⑱				※付表5-1の④X欄へ
第 六 種 事 業 (不動産業) ⑲				※付表5-1の④X欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り除てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。
3 課税売上高につき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑲欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\left(\frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑬}} \right) \times \text{⑳}$	円	円	円	※付表5-1の㉑X欄へ 円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\text{④} \times \text{みなし仕入率} (90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)$	円	円	円	※付表5-1の㉑X欄へ 円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
第一種事業及び第二種事業 (⑦F+⑧F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 80\%}{\text{⑬}}$	円	円	円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第一種事業及び第二種事業 (⑦F+⑨F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 70\%}{\text{⑬}}$			円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第一種事業及び第四種事業 (⑦F+⑩F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 60\%}{\text{⑬}}$			円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第一種事業及び第五種事業 (⑦F+⑪F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 50\%}{\text{⑬}}$			円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第一種事業及び第六種事業 (⑦F+⑫F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 40\%}{\text{⑬}}$			円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第二種事業及び第三種事業 (⑧F+⑨F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 70\%}{\text{⑬}}$			円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第二種事業及び第四種事業 (⑧F+⑩F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 60\%}{\text{⑬}}$			円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第二種事業及び第五種事業 (⑧F+⑪F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 50\%}{\text{⑬}}$			円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第二種事業及び第六種事業 (⑧F+⑫F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 40\%}{\text{⑬}}$			円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第三種事業及び第四種事業 (⑨F+⑩F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 60\%}{\text{⑬}}$			円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第三種事業及び第五種事業 (⑨F+⑪F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 50\%}{\text{⑬}}$			円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第三種事業及び第六種事業 (⑨F+⑫F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 40\%}{\text{⑬}}$			円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第四種事業及び第五種事業 (⑩F+⑪F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 50\%}{\text{⑬}}$			円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第四種事業及び第六種事業 (⑩F+⑫F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 40\%}{\text{⑬}}$			円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第五種事業及び第六種事業 (⑪F+⑫F)/⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 50\% + (\text{⑬} - \text{⑬}) \times 40\%}{\text{⑬}}$			円 ※付表5-1の㉑X欄へ

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
選択可能な計算式区分(㉑～㉓)の内から選択した金額	※付表4-2の④A欄へ 円	※付表4-2の④B欄へ 円	※付表4-2の④C欄へ 円	※付表5-1の㉑X欄へ 円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

(2/2)

第4-(12)号様式

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

簡 易

課税期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称	
------	---------------	--------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表4-3の②A欄の金額) 円	(付表4-3の②B欄の金額) 円	(付表4-3の②C欄の金額) 円
貸倒回収に 係る消費税額 ②	(付表4-3の③A欄の金額)	(付表4-3の③B欄の金額)	(付表4-3の③C欄の金額)
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	(付表4-3の④A欄の金額)	(付表4-3の④B欄の金額)	(付表4-3の④C欄の金額)
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (① + ② - ③) ④			

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	※付表1-3の①A欄へ 円	※付表1-3の①B欄へ 円	※付表1-3の①C欄へ 円

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	売上 割合
事業区分別の合計額 ⑥	円	円	円	
第一種事業 (卸売業) ⑦			※第一表「事業区分」欄へ	%
第二種事業 (小売業等) ⑧			※ "	
第三種事業 (製造業等) ⑨			※ "	
第四種事業 (その他) ⑩			※ "	
第五種事業 (サービス業等) ⑪			※ "	
第六種事業 (不動産業) ⑫			※ "	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
事業区分別の合計額 ⑬	円	円	円
第一種事業 (卸売業) ⑭			
第二種事業 (小売業等) ⑮			
第三種事業 (製造業等) ⑯			
第四種事業 (その他) ⑰			
第五種事業 (サービス業等) ⑱			
第六種事業 (不動産業) ⑲			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割引をした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(取入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑲欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$\left(\frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑬}} \right) \text{⑳}$	㊦	㊦	㊦

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$\left(\frac{\text{②C} / \text{③C} \cdot \text{④C} / \text{⑤C} \cdot \text{⑥C} / \text{⑦C} \cdot \text{⑧C} / \text{⑨C} \cdot \text{⑩C} / \text{⑪C} \cdot \text{⑫C} / \text{⑬C} \geq 75\%}{\text{④} \times \text{みなし仕入率}(90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)} \right) \text{㉑}$	㊦	㊦	㊦

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
第一種事業及び第一種事業 $\left(\frac{\text{⑦C} + \text{⑧C}}{\text{⑥C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑩}) \times 80\%}{\text{⑬}} \text{㉒}$	㊦	㊦	㊦
第一種事業及び第三種事業 $\left(\frac{\text{⑦C} + \text{⑩C}}{\text{⑥C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑩}) \times 70\%}{\text{⑬}} \text{㉓}$			
第一種事業及び第四種事業 $\left(\frac{\text{⑦C} + \text{⑪C}}{\text{⑥C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑩}) \times 60\%}{\text{⑬}} \text{㉔}$			
第一種事業及び第五種事業 $\left(\frac{\text{⑦C} + \text{⑫C}}{\text{⑥C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑩}) \times 50\%}{\text{⑬}} \text{㉕}$			
第一種事業及び第六種事業 $\left(\frac{\text{⑦C} + \text{⑬C}}{\text{⑥C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑩}) \times 40\%}{\text{⑬}} \text{㉖}$			
第二種事業及び第三種事業 $\left(\frac{\text{⑧C} + \text{⑩C}}{\text{⑦C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 70\%}{\text{⑬}} \text{㉗}$			
第二種事業及び第四種事業 $\left(\frac{\text{⑧C} + \text{⑪C}}{\text{⑦C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 60\%}{\text{⑬}} \text{㉘}$			
第二種事業及び第五種事業 $\left(\frac{\text{⑧C} + \text{⑫C}}{\text{⑦C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 50\%}{\text{⑬}} \text{㉙}$			
第二種事業及び第六種事業 $\left(\frac{\text{⑧C} + \text{⑬C}}{\text{⑦C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 40\%}{\text{⑬}} \text{㉚}$			
第三種事業及び第四種事業 $\left(\frac{\text{⑨C} + \text{⑪C}}{\text{⑧C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 70\% + (\text{⑮} - \text{⑭}) \times 60\%}{\text{⑭}} \text{㉛}$			
第三種事業及び第五種事業 $\left(\frac{\text{⑨C} + \text{⑫C}}{\text{⑧C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 70\% + (\text{⑮} - \text{⑭}) \times 50\%}{\text{⑭}} \text{㉜}$			
第三種事業及び第六種事業 $\left(\frac{\text{⑨C} + \text{⑬C}}{\text{⑧C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 70\% + (\text{⑮} - \text{⑭}) \times 40\%}{\text{⑭}} \text{㉝}$			
第四種事業及び第五種事業 $\left(\frac{\text{⑩C} + \text{⑫C}}{\text{⑨C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 60\% + (\text{⑯} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑮}} \text{㉞}$			
第四種事業及び第六種事業 $\left(\frac{\text{⑩C} + \text{⑬C}}{\text{⑨C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 60\% + (\text{⑯} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑮}} \text{㉟}$			
第五種事業及び第六種事業 $\left(\frac{\text{⑪C} + \text{⑬C}}{\text{⑩C}} \geq 75\% \right) \text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 50\% + (\text{⑰} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑯}} \text{㊀}$			

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
選択可能な計算式区分(㉒～㊀)の内から選択した金額 ㉟	※付表4-3の4A欄へ ㊦	※付表4-3の4B欄へ ㊦	※付表4-3の4C欄へ ㊦

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

第4-(13)号様式

付表6 税率別消費税額計算表

[小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用]

特別

課税期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称	
------	---------------	--------	--

I 課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

区 分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額 ①	※第二表の①欄へ	円 ※第二表の①欄へ	円 ※第二表の①欄へ
課税標準額 ②	①A欄(千円未満切捨て) 000	①B欄(千円未満切捨て) 000	※第二表の①欄へ 000
課税標準額に対する消費税額 ③	(②A欄×6.24/100) ※第二表の③欄へ	(②B欄×7.8/100) ※第二表の③欄へ	※第二表の③欄へ
貸倒回収に係る消費税額 ④			※第一表の④欄へ
売上対価の返還等に係る消費税額 ⑤			※第二表の⑤、⑥欄へ
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (③ + ④ - ⑤) ⑥			

II 控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額

項 目	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)
特別控除税額 (⑥ × 80 %) ⑦			※第一表の⑦欄へ

III 貸倒れに係る税額

項 目	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)
貸倒れに係る税額 ⑧			※第一表の⑧欄へ

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

第 28-(8)号様式

消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）

課税期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	住 所	
		氏 名	

1 還付申告となった主な理由（該当する事項に○印を付してください。）

輸出等の免税取引の割合が高い	その他	[]
設備投資（高額な固定資産の購入等）		

2 課税売上げ等に係る事項

(1) 主な課税資産の譲渡等（取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。）

資産の種類等	譲渡年月日等	取引金額等 (税込・税抜) 円	取引先の 氏名（名称）	取引先の住所（所在地）
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

※ 継続的な取引先については、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、譲渡年月日等欄には「継続」と記載してください。輸出取引等は(2)に記載してください。

(2) 主な輸出取引等の明細（取引金額総額の上位5番目まで記載してください。）

取引先の 氏名（名称）	取引先の住所（所在地）	取引金額 円	主な取引商品等	所轄税関 (支署)名
輸出取引等に 利用する	主な 金融機関	銀行	本店・支店 出張所 本所・支所	
		金庫・組合 農協・漁協		
	預金	口座番号		
	主な 通関業者	氏名（名称）		
	住所（所在地）			

(1 / 2)

第 28-9)号様式

消費税の還付申告に関する明細書 (法人用)

課税期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	所在地	
		名 称	

1 還付申告となった主な理由 (該当する事項に○印を付してください。)

<input type="checkbox"/>	輸出等の免税取引の割合が高い	その他	
<input type="checkbox"/>	設備投資 (高額な固定資産の購入等)		

2 課税売上げ等に係る事項

(1) 主な課税資産の譲渡等 (取引金額が 100 万円以上の取引を上位 10 番目まで記載してください。) 単位：千円

資産の種類等	譲渡年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の氏名 (名称)	取引先の住所 (所在地)
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

※ 継続的に課税資産の譲渡を行っている取引先のものについては、当課税期間分をまとめて記載してください。その場合、譲渡年月日等欄に「継続」と記載してください。輸取出引等は(2)に記載してください。

(2) 主な輸取出引等の明細 (取引金額総額の上位 10 番目まで記載してください。) 単位：千円

取引先の氏名 (名称)	取引先の住所 (所在地)	取引金額	主な取引商品等	所轄税関 (支署) 名

に輸 利出 用取 す引 る等	主な 金融機関	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
		預金 口座番号	
主な 通関業者	氏名 (名称)		
	住所 (所在地)		

(1 / 2)

第1号様式

消費税課税事業者選択届出書



令和 年 月 日	届出者	(フリガナ) 納税地	(〒 -)	
		(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の所在地</small>	(〒 -) (電話番号 - -)	
		(フリガナ) 名称(屋号)		
		個人番号 又は 法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
		(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>		
		(フリガナ) 代表者住所 <small>(法人の場合)</small>	(電話番号 - -)	
税務署長殿				
下記のとおり、納税義務の免除の規定の適用を受けないことについて、消費税法第9条第4項の規定により届出します。				
適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
上記期間の 基準期間	自 平成 年 月 日	左記期間の 総売上高	円	
	至 平成 年 月 日	左記期間の 課税売上高	円	
事業内容等	生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日	法人のみ記載	事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円
	事業内容	届出区分		事業開始・設立・相続・合併・分割・特別会計・その他
参考事項			税理士署名	(電話番号 - -)

※ 税務署 処理欄	整理番号			部門番号		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	確認	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	年 月 日	認				

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第2号様式

消費税課税事業者選択不適用届出書

取受印

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ)					
		納 税 地	(〒 -)				
			(電話番号 - -)				
		(フリガナ)					
		氏名又は 名称及び 代表者氏名					
		個人番号 又は 法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。				
税務署長殿							
下記のとおり、課税事業者を選択することをやめたいので、消費税法第9条第5項の規定により届出します。							
①	この届出の適用 開始課税期間	自	平成 令和	年 月 日	至	平成 令和	年 月 日
②	①の基準期間	自	平成 令和	年 月 日	至	平成 令和	年 月 日
③	②の課税売上高						円
※ この届出書を提出した場合であっても、特定期間（原則として、①の課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間）の課税売上高が1千万円を超える場合には、①の課税期間の納税義務は免除されないこととなります。詳しくは、裏面をご覧ください。							
課 税 事 業 者 と な っ た 日	平成 年 月 日						
事 業 を 廃 止 し た 場 合 の 廃 止 し た 日	平成 年 月 日						
提 出 要 件 の 確 認	課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ						
※ この届出書を提出した課税期間が、課税事業者となった日から2年を経過する日までに開始した各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の提出はなかったものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。							
参 考 事 項							
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)						

※ 税務署 処理 欄	整理番号			部門番号		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	確 認	番 号 確 認	身 元 確 認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類
	年 月 日					個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第3-1号様式

基準期間用

消費税課税事業者届出書

収受印

令和 年 月 日	届出者	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)		
		(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地</small>	(〒 -) (電話番号 - -)		
		(フリガナ) 名称(屋号)			
		個人番号 又は 法人番号	! 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		
		(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>			
		(フリガナ) 代表者住所	(電話番号 - -)		
税務署長殿					
下記のとおり、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなったので、消費税法第57条第1項第1号の規定により届出します。					
適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日				
上記期間の 基準期間	自 平成 年 月 日	左記期間の 総売上高	円		
	至 平成 年 月 日	左記期間の 課税売上高	円		
事業内容等	生年月日(個人)又は設 立年月日(法人)	1明治・2大正・3昭和・4平成・5令和 年 月 日	法人 のみ 記載	事業年度 資本金	自 月 日 至 月 日 円
	事業内容			届出区分	相続・合併・分割等・その他
参考事項			税理士 署名	(電話番号 - -)	

※ 税務署 処理欄	整理番号			部門番号		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()		

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第3-(2)号様式

特定期間用

消費税課税事業者届出書

収受印

令和 年 月 日	届出者	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)	
		(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地</small>	(〒 -) (電話番号 - -)	
		(フリガナ) 名称(屋号)		
		個人番号 又は 法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
		(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>		
		(フリガナ) 代表者住所	(電話番号 - -)	
税務署長殿				
下記のとおり、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなったので、消費税法第57条第1項第1号の規定により届出します。				
適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
上記期間の特定期間	自 平成 年 月 日	左記期間の 総売上高	円	
	至 平成 年 月 日	左記期間の 課税売上高	円	
		左記期間の 給与等支払額	円	
事業内容等	生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1明治・2大正・3昭和・4平成・5令和 年 月 日	法人のみ記載	事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円
	事業内容			
参考事項			税理士 署名 (電話番号 - -)	

※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日
	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第5号様式

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;"> 収受印 </div>			
令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地 (フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 個 人 番 号 又 是 法 人 番 号	(〒 -) (電話番号 - -) ↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
税務署長殿			
下記のとおり、納税義務がなくなりましたので、消費税法第57条第1項第2号の規定により届出します。			
①	この届出の適用 開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
②	①の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
③	②の課税売上高	円	
※1 この届出書を提出した場合であっても、特定期間（原則として、①の課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間）の課税売上高が1千万円を超える場合には、①の課税期間の納税義務は免除されないこととなります。 ※2 高額特定資産の仕入れ等を行った場合に、消費税法第12条の4第1項の適用がある課税期間については、当該課税期間の基準期間の課税売上高が1千万円以下となった場合であっても、その課税期間の納税義務は免除されないこととなります。 （詳しくは、裏面をご覧ください。）			
納 税 義 務 者 と な っ た 日	平成 年 月 日		
参 考 事 項			
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)		

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号				
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	
	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()			

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第10 - (2)号様式

消費税の新設法人に該当する旨の届出書



令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ)	
		納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ)	
		本 店 又 は 主たる事務所の所在地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ)	
		名 称	
		法 人 番 号	
税務署長殿		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
		(フリガナ)	
代表者住所 (電話番号 - -)			
下記のとおり、消費税法第12条の2第1項の規定による新設法人に該当することとなったので、消費税法第57条第2項の規定により届出します。			
消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日		令和 年 月 日	
上記の日における資本金の額又は出資の金額			
事業内容等	設立年月日	平成 年 月 日 令和 年 月 日	
	事業年度	自 月 日 至 月 日	
	事業内容		
参 考 事 項	「消費税課税期間特例選択・変更届出書」の提出の有無【有 (. .) ・ 無】		
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)		

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第13号様式

選 択
消 費 税 課 税 期 間 特 例 届 出 書
変 更

收受印

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地				
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名				
		法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。			
_____ 税務署長殿						
下記のとおり、消費税法第19条第1項第3号、第3号の2、第4号又は第4号の2に規定する課税期間に短縮又は変更したいので、届出します。						
事 業 年 度	自 月 日 至 月 日					
適 用 開 始 日 又 は 変 更 日	令和 年 月 日					
適 用 又 は 変 更 後 の 課 税 期 間	三月ごとの期間に短縮する場合		一月ごとの期間に短縮する場合			
	月 日 から 月 日まで	月 日から 月 日まで				
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
	月 日 から 月 日まで	月 日から 月 日まで				
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
変更前の課税期間特例 選択・変更届出書の提出日	平成 年 月 日					
変更前の課税期間 特例の適用開始日	平成 年 月 日					
参 考 事 項						
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)					

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確 認			

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第14号様式

消費税課税期間特例選択不適用届出書

収受印

令和 年 月 日 税務署長殿	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)									
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名										
	法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。										
	下記のとおり、課税期間の短縮の適用をやめたいので、消費税法第19条第3項の規定により届出します。											
事 業 年 度	自 月 日 至 月 日											
特 例 選 択 不 適 用 の 開 始 日	令和 年 月 日											
短 縮 の 適 用 を 受 け て いた 課 税 期 間	三月ごとの期間に短縮していた場合					一月ごとの期間に短縮していた場合						
	月 日 から 月 日まで					月 日から 月 日まで		月 日から 月 日まで				
	月 日 から 月 日まで					月 日から 月 日まで		月 日から 月 日まで				
	月 日 から 月 日まで					月 日から 月 日まで		月 日から 月 日まで				
	月 日 から 月 日まで					月 日から 月 日まで		月 日から 月 日まで				
	月 日 から 月 日まで					月 日から 月 日まで		月 日から 月 日まで				
	月 日 から 月 日まで					月 日から 月 日まで		月 日から 月 日まで				
	月 日 から 月 日まで					月 日から 月 日まで		月 日から 月 日まで				
選 択 ・ 変 更 届 出 書 の 提 出 日	平成 令和 年 月 日											
課 税 期 間 短 縮 ・ 変 更 の 適 用 開 始 日	平成 令和 年 月 日											
事 業 を 廃 止 し た 場 合 の 廃 止 し た 日	令和 年 月 日											
	個 人 番 号	※ 事業を廃止した場合には記載してください。										
参 考 事 項												
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)											

※ 税務署 処理欄	整理番号					部門番号					
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日					
	通信日付印	確 認	番 号 確 認	身元 確 認	済 未 済	確 認 書 類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()				
	年 月 日	口 認									

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第9号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

取受印

令和 年 月 日	届出者	(フリガナ)				
		納税地	(〒 -)			
		(フリガナ)				
		氏名又は名称及び代表者氏名				
税務署長殿	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。				
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。 <input type="checkbox"/> 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の2第6項の規定又は消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。						
①	適用開始課税期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日			
②	①の基準期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日			
③	②の課税売上高					円
事業内容等		(事業の内容)	(事業区分)			
			第 種事業			
提出要件の確認	イ	消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合	課税事業者となった日	令和 年 月 日	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
	ロ	消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の3第1項に規定する「特定新規設立法人」に該当する（該当していた）場合	設立年月日	令和 年 月 日	はい <input type="checkbox"/>	
	ハ	消費税法第12条の4第1項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行っている場合（同条第2項の規定の適用を受ける場合） （仕入れ等を行った資産が高額特定資産に該当する場合はAの欄を、自己建設高額特定資産に該当する場合は、Bの欄をそれぞれ記載してください。）	仕入れ等を行った課税期間の初日	令和 年 月 日	はい <input type="checkbox"/>	
			この届出による①の「適用開始課税期間」は、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない			
			仕入れ等を行った課税期間の初日	平成 年 月 日 令和 年 月 日	はい <input type="checkbox"/>	
	建設等が完了した課税期間の初日	令和 年 月 日				
※ 消費税法第12条の4第2項の規定による場合は、ハの項目を次のとおり記載してください。 1 「自己建設高額特定資産」を「調整対象自己建設高額資産」と読み替える。 2 「仕入れ等を行った」は、「消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と、「自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった」は、「調整対象自己建設高額資産について消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と読み替える。						
※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の提出はなかったものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。						
参 考 事 項						
税 理 士 署 名 (電話番号 - -)						
※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号				
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日	
	通信日付印	年 月 日 認	番号	確認		

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第25号様式

消費税簡易課税制度選択不適用届出書

收受印

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ)				
		納 税 地	(〒 - -)			
		(フリガナ)				
税務署長殿		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名				
	法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。				
下記のとおり、簡易課税制度をやめたいので、消費税法第37条第5項の規定により届出 します。						
①	この届出の適用 開始課税期間	自 平成 令和 年 月 日	至 平成 令和 年 月 日			
②	①の基準期間	自 平成 令和 年 月 日	至 平成 令和 年 月 日			
③	②の課税売上高	円				
簡易課税制度の 適用開始日		平成 令和 年 月 日				
事業を廃止した 場合の廃止した日		令和 年 月 日				
		個人番号	※ 事業を廃止した場合には記載 してください。			
参 考 事 項						
税 理 士 署 名						
(電話番号 - -)						

※税務署 処理欄	整理番号			部門番号		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	年 月 日	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	確 認					

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第6号様式

事 業 廃 止 届 出 書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 20px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">取受印</div>		令和 年 月 日		(フリガナ) 納 税 地		(〒 -) (電話番号 - -)	
税務署長殿		届 出 者		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名			
		個 人 番 号 又 は 法 人 番 号		↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
下記のとおり、事業を廃止したので、消費税法第57条第1項第3号の規定により届出します。							
事業廃止年月日		令和 年 月 日					
納税義務者となつた年月日		平成 令和 年 月 日					
参 考 事 項							
税 理 士 署 名		(電話番号 - -)					
※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号				
	届出年月日		年 月 日		入力処理		年 月 日
	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()		

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第7号様式

個人事業者の死亡届出書

令和 年 月 日		届 出 者		(フリガナ)			
				住所又は居所	(〒 -)		
		氏 名		(フリガナ)			
				個人番号			
税務署長殿 下記のとおり、事業者が死亡したので、消費税法第57条第1項第4号の規定により届出します。							
死 亡 年 月 日		令和 年 月 日					
死亡した事業者	納 税 地						
	氏 名						
届出人と死亡した事業者との関係							
参 考 事 項		事 業 承 継 の 有 無		有 ・ 無			
		事業承継者	住所又は居所	(電話番号 - -)			
			氏 名				
税 理 士 署 名 (電話番号 - -)							
※税務署処理欄	整理番号			部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	
	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()			

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第8号様式

合併による法人の消滅届出書

(虚印)		届出者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)		
令和 年 月 日	税務署長殿		(フリガナ) 名 称 及 び 代 表 者 氏 名			
			法 人 番 号			
			下記のとおり、合併により法人が消滅したので、消費税法第57条第1項第5号の規定により届出します。			
合 併 年 月 日	令和 年 月 日					
被 合 併 法 人	納 税 地					
	名 称					
	代 表 者 氏 名					
合 併 の 形 態	設 立 合 併 ・ 吸 取 合 併					
参 考 事 項						
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)					
※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第11号様式

法人の消費税異動届出書

令和 年 月 日 税務署長殿		届	(フリガナ)	
			本店又は主たる事務所の所在地	(〒 -) (電話番号 - -)
		出 者	(フリガナ)	
			名称及び代表者氏名	
		法人番号		
下記のとおり、消費税の納税地等に異動がありましたので、届出します。				
異 動 の 内 容	異 動 年 月 日	令和 年 月 日		
	異 動 前 の 納 税 地	(〒 -)	(電話番号 - -)	
	異 動 後 の 納 税 地	(〒 -)	(電話番号 - -)	
	納税地以外の異動事項	異動事項		
		異 動 前		
		異 動 後		
参 考 事 項				
税 理 士 署 名		(電話番号 - -)		

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日
	番号確認				

- 注意
- この届出書は、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名、代表者の住所、事業年度、資本金に異動があったとき又は公共法人等が定款等に定める会計年度等を変更し、若しくは新たに会計年度等を定めるときに提出してください。
 - 納税地の異動の場合には、異動前の納税地の所轄税務署長に提出してください。
 - 個人事業者の方はこの届出書を提出する必要はありません。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。

第22号様式

消費 税 課 税 売 上 割 合 に
準 ず る 割 合 の 適 用 承 認 申 請 書

2通提出

※ 法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみ記載してください。

令和 年 月 日	(フリガナ)				
	(〒 -)				
	(電話番号 - -)				
	(フリガナ)				
税務署長殿	申 請 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名			
		法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。		
下記のとおり、消費税法第30条第3項第2号に規定する課税売上割合に準ずる割合の適用の承認を受けたいので、申請します。					
適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日				
採用しようとする計算方法					
その計算方法が合理的である理由					
本 来 の 課 税 売 上 割 合	課税資産の譲渡等の 対価の額の合計額	円	左記の割合 の算出期間	自 平成 年 月 日	
	資産の譲渡等の 対価の額の合計額	円		至 平成 年 月 日	
参 考 事 項					
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)				

※ 上記の計算方法につき消費税法第30条第3項第2号の規定により承認します。

第 号

令和 年 月 日

税務署長 印

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	適用開始年月日	年 月 日	番号確認
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理
	通信日付印	年 月 日	確認		

注意 1. この申請書は、裏面の記載要領等に留意の上、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

第23号様式

消費 税 課 税 売 上 割 合 に
準 ず る 割 合 の 不 適 用 届 出 書

収受印

令和 年 月 日	届 納 税 地	(フリガナ)				
		(〒 -)				
	出 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	(フリガナ)				
		(電話番号 - -)				
税務署長殿	者	法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。			
		
下記のとおり、課税売上割合に準ずる割合の適用をやめたいので、消費税法第30条第3項の規定により届出します。						
承認を受けて いる計算方法						
承認年月日	平成 令和 年 月 日					
この届出の 適用開始日	平成 令和 年 月 日					
参 考 事 項						
税 理 上 署 名	(電話番号 - -)					

※ 税務署 処理欄	整理番号	部門 番号	番号 確認	通 信 日 付 印	確 認
	届出年月日 年 月 日	入力処理	年 月 日	年 月 日	台帳整理 年 月 日

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第33号様式

消費税課税事業者選択（不適用）
届出に係る特例承認申請書

2通提出

※個人番号又は法人番号は、税務署提出用の1通のみ記載してください。

(虚線) 収受印

令和 年 月 日	申 請 者	(フリガナ) 申 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
_____税務署長殿		個 人 番 号 又 是 法 人 番 号	！ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

下記のとおり、消費税法施行令第20条の2第1項又は第2項に規定する届出に係る特例の承認を受けたいので申請します。

届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類	<input type="checkbox"/> ① 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> ② 消費税課税事業者選択不適用届出書 【届出書提出年月日：令和 年 月 日】
特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日及び末日	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)
上記課税期間の基準期間における課税売上高	_____ 円
上記課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情	

※ ②の届出書を提出した場合であっても、指定期間（原則として、上記課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間）の課税売上高が1千万円を超える場合には、上記課税期間の納税義務は免除されないこととなります。詳しくは、裏面をご覧ください。

事 業 内 容 等	税 理 士	
参 考 事 項	署 名	(電話番号 - -)

※ 上記の申請について、消費税法施行令第20条の2第1項又は第2項の規定により、上記の届出書が特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日の前日（平成 年 月 日）に提出されたものとするを承認します。

_____ 第 _____ 号

令和 年 月 日 税 務 署 長 印

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号		みなし届出年月日	年 月 日
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()		


注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

第34号様式

消費税簡易課税制度選択（不適用）
届出に係る特例承認申請書

2通提出

※法人書は、税務書提出用2通の内1通のみ記載して下さい。

 令和 年 月 日		中 納 税 地 請 者	(フリガナ) _____ (〒 -) _____ (電話番号 - -)
_____税務署長殿			(フリガナ) _____ 氏名又は 名称及び 代表者氏名
			法人番号 ※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。 _____
下記のとおり、消費税法施行令第57条の2第1項又は第2項に規定する届出に係る特例の承認を受けたいので申請します。			
届出の特例の承認を受けようとする届出書の種類	<input type="checkbox"/> ① 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> ② 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 【届出書提出年月日：令和 年 月 日】		
特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日及び末日	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)		
上記課税期間の基準期間における課税売上高	_____ 円		
上記課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情	_____		
事業内容等	(①の届出の場合の営む事業の種類) _____	税 理 士 署 名	_____ (電話番号 - -)
参考事項	_____		
※ 上記の申請について、消費税法施行令第57条の2第1項又は第2項の規定により、上記の届出書が特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日の前日（平成 年 月 日）に提出されたものとするを承認します。 _____ 第 _____ 号 令和 年 月 日 税 務 署 長 印			

※税務署処理欄	整理番号	_____	部門番号	_____	みなし届出年月日	年 月 日	番号確認	_____
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日		

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

第35号様式

災害等による消費税簡易課税制度選択
(不適用)届出に係る特例承認申請書

災害

2
通
提
出

※法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみ記載してください。

令和 年 月 日	申 納 税 地	(フリガナ)			
		(〒 -)			
	請 者	(フリガナ)			
氏名又は 名称及び 代表者氏名					
_____税務署長殿	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。			
下記のとおり、消費税法第37条の2第1項又は第6項に規定する災害等による届出に係る特例の承認を受けたいので申請します。					
届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類		<input type="checkbox"/> ① 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> ② 消費税簡易課税制度選択不適用届出書			
選択被災課税期間又は不適用被災課税期間		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)			
上記課税期間の基準期間における課税売上高		_____円			
イ 発生した災害その他やむを得ない理由		イ _____			
ロ 被害の状況		ロ _____			
ハ 被害を受けたことにより特例規定の適用を受けることが必要となった事情		ハ _____			
ニ 災害等の生じた日及び災害等のやんだ日		ニ (生じた日) _____ (やんだ日) _____			
事業内容等		(①の届出の場合の営む事業の種類)		税理士名 _____ (電話番号 - -)	
参考事項					

※ 上記の申請について、消費税法第37条の2第1項又は第6項の規定により、上記の届出書が特例規定の適用を受けようとする(受けることをやめようとする)課税期間の初日の前日(平成 年 月 日)に提出されたものとするを承認します。

第 _____ 号

令和 年 月 日 税務署長 印

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	_____	部門番号	_____	みなし届出年月日	_____年 月 日
	申請年月日	_____年 月 日	入力処理	_____年 月 日	台帳整理	_____年 月 日
	通信目付印	_____年 月 日	雑	_____	認	_____

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

(収受印)												この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。	
令和 年 月 日	申請者	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	(〒 -)	(電話番号 - -)									
		(フリガナ) 納税地	(〒 -)	(電話番号 - -)									
		(フリガナ) 氏名又は名称											
		(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名											
_____ 税務署長殿		法人番号											
<p>この申請書に記載した次の事項 (● 印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。</p> <p>1 申請者の氏名又は名称 2 法人 (人格のない社団等を除く。) にあつては、本店又は主たる事務所の所在地 なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。 また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。</p> <p>下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。</p>													
事業者区分	<p>この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ※ 次業「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次業「免税事業者の確認」欄も記載してください (詳しくは記載要領等をご確認ください。)</p>												
	<input type="checkbox"/> 課税事業者 (新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)												
	<input type="checkbox"/> 免税事業者 (新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)												
	<input type="checkbox"/> 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等												
<input type="checkbox"/> 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を _____ 課税期間の初日 受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録 令和 年 月 日 年月日は、令和5年10月1日となります。													
<input type="checkbox"/> 上記以外の課税事業者													
<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者													
税理士署名												(電話番号 - -)	
※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	申請年月日 年 月 日			通信日付印 確認							
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 者類 個人番号カード/通知カード/運転免許証 その他 ()							
	登録番号 T												

- 注意
- 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書 (次業)」を併せて提出してください。

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

		氏名又は名称				
免 税 事 業 者 の 確 認	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。 <input type="checkbox"/> 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。					
	個人番号					
	事業内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人） 1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日	法人のみ記載 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円	登録希望日 令和 年 月 日		
		事業内容			<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。 翌課税期間の初日 令和 年 月 日	
登 録 要 件 の 確 認	<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者					
	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合					
相 続 に よ る 事 業 承 継 の 確 認	納税管理人の届出をしています。 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。 消費税納税管理人届出書（提出日：令和 年 月 日）					
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）					
相 続 に よ る 事 業 承 継 の 確 認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。					
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					
	相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。 （「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。）					
	適格請求書発行事業者の死亡届出書	提出年月日	令和 年 月 日	提出先税務署	税務署	
参 考 事 項	被相続人	死亡年月日	令和 年 月 日			
		(フリガナ)				
	相続税地		(〒 -)			
		(フリガナ)				
	氏名					
	登録番号	T				

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

索引
索引

い

一括比例配分方式	50
一般消費税	1
インボイス制度	5, 42
インボイス方式	2

う

売上げに係る対価の返還等	41, 60
--------------	--------

え

役務の提供	13, 15
-------	--------

か

外国貨物	17
確定申告	10, 64
貸倒れに係る消費税額	61, 62
課税売上高	27, 46, 76
課税売上割合	46
課税売上割合に準ずる割合	50
課税貨物	17
課税期間	9, 27, 63
課税仕入れ	42
課税事業者選択届出書	29, 72
課税事業者選択不適用届出書	29, 72
課税資産の譲渡等	11
課税取引	11
課税の対象	11, 12
課税標準	2, 9, 34
課税標準額	38
仮受消費税等	101
仮払消費税等	101
簡易課税制度	53
簡易課税制度選択届出書	54, 73
簡易課税制度選択不適用届出書	54, 73
間接税	1

き

基準期間	27
------	----

く

区分経理	45
繰延消費税額等	101

け

軽減税率	36
軽減税率制度	5, 37

こ

高額特定資産	27, 59
控除対象外消費税額等	101
国外事業者	15, 26
国外取引	15, 16
国内取引	9, 11, 12
個別間接税	3
個別消費税	1
個別対応方式	49

し

仕入税額控除	42
仕入れに係る対価の返還等	51
事業	13
事業者	12, 13
事業者向け電気通信利用役務の提供	12, 13, 15
資産の貸付け	12, 15
資産の譲渡	12, 14
資産の譲渡等	12, 14
資産の譲渡等に類する行為	14
仕向地課税主義	23
従価税	2
住宅の貸付け	23
従量税	2

小規模事業者…………… 27
消費地課税主義…………… 17, 23

せ

税額控除…………… 41
税込経理方式…………… 38, 101
税抜経理方式…………… 38, 101
税の転嫁…………… 1
税率…………… 9, 36
前段階税額控除方式…………… 8, 41

そ

総額表示…………… 75

た

対価性のない収入…………… 70
対価の額…………… 35
対価を得て行う…………… 14
多段階課税方式…………… 8
担税者…………… 1

ち

地方消費税…………… 5, 102
中間申告…………… 10, 65
調整対象固定資産…………… 27, 54

つ

積上げ計算…………… 39, 43

て

適格請求書等保存方式…………… 44
電気通信利用役務の提供…………… 13, 15

と

特定役務の提供…………… 12, 13, 15
特定課税仕入れ…………… 26, 42

特定課税仕入れに係る対価の返還等 …… 41
特定期間…………… 30
特定仕入れ…………… 12, 13, 15, 26
特定資産の譲渡等…………… 12, 13, 15, 26
特定支出…………… 70
特定収入…………… 69, 70
特定収入割合…………… 71
特別会計…………… 69
届出書…………… 72

の

納税義務…………… 33
納税義務者…………… 1, 9, 26
納税地…………… 67
納付税額の計算…………… 9, 41

ひ

非課税取引…………… 9, 18
標準税率…………… 36

ふ

不課税取引…………… 11, 15

ほ

保税地域…………… 17

み

みなし仕入率…………… 54, 56
みなし譲渡…………… 14
みなし引取り…………… 17

め

免税購入対象者…………… 24
免税事業者…………… 27
免税取引…………… 9, 24

ゆ

輸出免税…………… 24
輸入取引…………… 9, 17, 63, 67, 68

わ

割戻し計算…………… 43

り

リバースチャージ方式…………… 26

